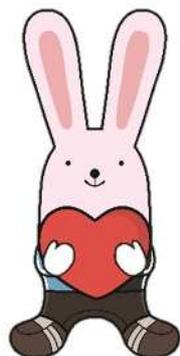




川崎市自殺対策の推進に関する報告書

(令和3年度版)



令和4年11月
川崎市健康福祉局

はじめに



全国の自殺者数は、平成10年以降14年連続して年間3万人を超える状況が続いておりました。平成24年以降は年間3万人を下回りましたが、依然として深刻な事態は続いています。

川崎市においても近年は減少傾向に転じていますが、令和3年においては200人以上の方が亡くなられており、深刻な状況が続いております。

平成25年12月に川崎市議会において、「川崎市自殺対策の推進に関する条例」が議員提案により制定され、同条例に基づき平成27年3月に自殺対策総合推進計画を策定いたしました。

令和3年度からは令和5年度までを計画期間とした第3次計画を進め、身近な地域の多様な主体と協働しながら、安心して暮らせるまちづくりと自殺に追い込まれない社会の実現を目指して取り組んでいます。

昨今の新型コロナウイルス感染症等の影響も踏まえつつ、本市自殺対策をより一層総合的に推進していくために、地域包括ケアシステム推進ビジョンと連動し、今後も「ひとりでも多くのいのちを守る」ために積極的に対策を進めてまいります。

この自殺対策の推進に関する報告書は、「川崎市自殺対策の推進に関する条例」に基づき毎年度作成するもので、今般、令和3年度の自殺対策総合推進計画の進捗状況及び目標の達成状況の評価並びに本市の自殺対策等の概要についてとりまとめました。

本書を御覧いただきまして、本市の自殺総合対策の現状や取組について御理解いただければ幸いです。

令和4年11月

川崎市長 福田 紀彦

目次

第1章 川崎市における自殺の概要

1 自殺の現状	1
---------	---

第2章 川崎市における自殺対策の基本的な枠組み

1 川崎市における自殺対策の経緯	7
2 自殺対策総合推進計画の推進体制	12
3 自殺対策総合推進計画の概要	14
4 自殺総合対策を推進するうえでの基本的認識	15
5 地域包括ケアシステム推進ビジョンにおける自殺対策の推進について	17

第3章 令和3年度の自殺対策の実施状況

1 3つの会議体の開催状況	18
2 条例第9条第1項に規定された9つの事項ごとの実施状況について	18

方針1 自殺の実情を知る

(1) 自殺の防止等に関する調査研究の推進並びに情報の収集、整理、分析及び提供	18
(2) 自殺の防止等に関する市民の理解の増進	19

方針2 自殺防止のためにつながる

(3) 自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上	19
(4) 職域、学校、地域等における市民の心の健康の保持に係る体制の整備	20
(5) 自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対処を行う体制の整備及び充実	20
(6) 民間団体の行う自殺の防止等に関する活動に対する支援	22

方針3 自殺防止のために支える

(7) 自殺の防止に向けた早期かつ適切な医療を提供するための体制の整備	23
(8) 自殺未遂者に対する支援	23
(9) 自殺者及び自殺未遂者の親族等に対する支援	23

3 新型コロナウイルス感染症による取組への影響について

(1) 背景・各所管における影響の確認方法	23
(2) 影響の内容	24
(3) 新型コロナウイルス感染症による取組への影響（どういう状況の変化があったか）	24
(4) 変更や中止となった事業について	25
(5) 新規や臨時的に実施した事業について	25

第4章 令和3年度における目標の達成状況と評価

1 自殺対策総合推進計画の定量的な目標について	44
2 自殺対策総合推進計画の定性的な目標について	44
3 新型コロナウイルス感染症による影響と対応について	44
4 定量的な目標の達成状況と評価について	45
5 定量的な目標の達成状況と評価について	45

参考

- 1 計画の取組項目の令和3年度における実施状況について 47
- 2 本報告書に対する川崎市自殺対策評価委員会からの意見 87

資料

- 1 川崎市自殺対策の推進に関する条例 89
- 2 川崎市自殺対策総合推進計画・地域連携会議運営要綱 92
- 3 川崎市自殺対策総合推進計画・庁内連携会議設置要綱 94
- 4 川崎市自殺対策評価委員会委員名簿 98

第1章 川崎市における自殺の概要

1 自殺の現状

＜厚生労働省「人口動態統計」と警察庁「自殺統計」の違い＞

厚生労働省「人口動態統計」

日本における日本人を対象とし、住所地を基に死亡時点で計上されている。なお、死因不明の場合は不明のまま処理され、訂正報告がない場合は、自殺には計上されない。自殺総合対策大綱の数値目標における自殺死亡率の基となっているほか、WHOにはこの人口動態統計を基にした自殺死亡者数、自殺死亡率が報告されている。

警察庁「自殺統計」

総人口（日本における外国人も含む。）を対象とし、発見地を基に自殺死体発見時（正確には認知）で計上されている。捜査等により自殺と判明した時点で「自殺統計原票」が作成される。集計項目には、原因・動機別、職業別、自殺未遂歴の有無別、同居人の状況別などがあり、より自殺の分析が可能な統計となっている。

＜統計データの留意点＞

- ◆ 本書に掲載している自殺統計については、下記の統計データを用いて、川崎市が集計・分析を行ったものである。出典表記は、下記のとおり略称を用いている。
 - ・ 公表されている厚生労働省人口動態統計（略称：人口動態統計）
 - ・ 神奈川県警察本部から提供を受けた自殺統計原票に基づく集計データ及び公表されている警察庁自殺統計（略称：警察統計）
- ◆ 「死亡率」は、人口10万人当たりの死亡者数となる。
- ◆ 「%」は、それぞれの割合を小数点第2位で四捨五入して算出している。そのため、全ての割合を合計しても100%にならないことがある。

表1 川崎市における死因順位別にみた死亡割合の推移（人口動態統計）

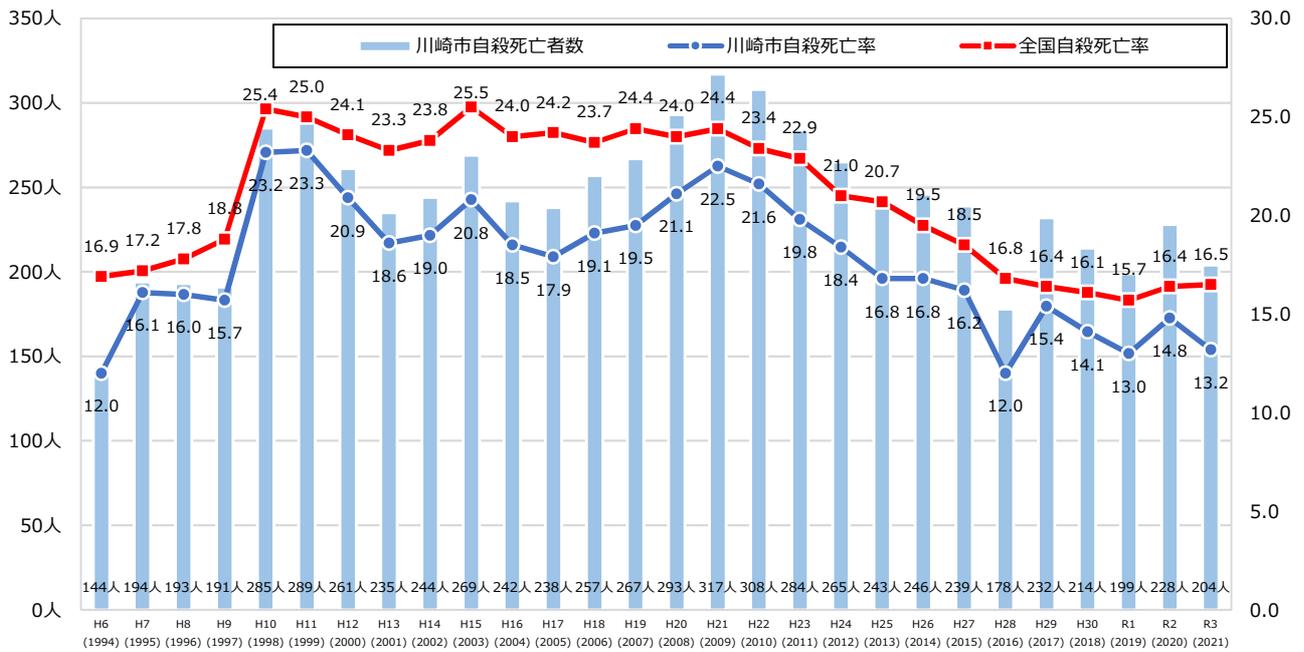
	第1位		第2位		第3位		第4位		第5位		第6位		第7位		第8位		第9位		第10位	
	死因	割合	死因	割合	死因	割合	死因	割合	死因	割合	死因	割合	死因	割合	死因	割合	死因	割合	死因	割合
H17 (2005)	悪性新生物	33.3%	心疾患	15.2%	脳血管疾患	12.1%	肺炎	8.4%	不慮の事故	3.4%	自殺	3.0%	肝疾患	2.7%	老衰	1.5%	腎不全	1.3%	その他の新生物 糖尿病	1.1%
H18 (2006)	悪性新生物	34.0%	心疾患	14.8%	脳血管疾患	11.6%	肺炎	8.3%	不慮の事故	3.6%	自殺	3.2%	肝疾患	2.7%	老衰	1.8%	腎不全	1.4%	慢性閉塞性肺疾患	1.3%
H19 (2007)	悪性新生物	32.9%	心疾患	15.5%	脳血管疾患	10.7%	肺炎	8.4%	不慮の事故	3.6%	自殺	3.2%	肝疾患	2.7%	老衰	2.1%	慢性閉塞性肺疾患	1.5%	大動脈瘤及び解離	1.3%
H20 (2008)	悪性新生物	32.0%	心疾患	15.2%	脳血管疾患	10.8%	肺炎	8.6%	不慮の事故	3.5%	自殺	3.4%	老衰	2.7%	肝疾患	2.2%	慢性閉塞性肺疾患	1.6%	腎不全	1.4%
H21 (2009)	悪性新生物	32.9%	心疾患	14.9%	脳血管疾患	10.5%	肺炎	8.7%	自殺	3.6%	不慮の事故	3.6%	老衰	2.8%	肝疾患	2.0%	腎不全	1.6%	大動脈瘤及び解離	1.3%
H22 (2010)	悪性新生物	31.1%	心疾患	15.2%	脳血管疾患	9.9%	肺炎	8.9%	不慮の事故	3.8%	自殺	3.3%	老衰	3.2%	肝疾患	2.2%	慢性閉塞性肺疾患	1.5%	腎不全	1.4%
H23 (2011)	悪性新生物	31.0%	心疾患	15.6%	脳血管疾患	9.7%	肺炎	9.0%	不慮の事故	3.8%	老衰	3.7%	自殺	2.9%	肝疾患	2.0%	大動脈瘤及び解離	1.4%	腎不全	1.3%
H24 (2012)	悪性新生物	31.0%	心疾患	14.3%	脳血管疾患	9.6%	肺炎	8.7%	老衰	4.3%	不慮の事故	3.7%	自殺	2.7%	肝疾患	2.2%	腎不全	1.6%	大動脈瘤及び解離	1.4%
H25 (2013)	悪性新生物	31.1%	心疾患	13.9%	脳血管疾患	9.9%	肺炎	8.6%	老衰	4.6%	不慮の事故	4.0%	自殺	2.4%	肝疾患	1.7%	腎不全	1.6%	慢性閉塞性肺疾患	1.3%
H26 (2014)	悪性新生物	31.5%	心疾患	14.0%	肺炎	8.7%	脳血管疾患	8.7%	老衰	5.5%	不慮の事故	3.4%	自殺	2.4%	肝疾患	1.8%	大動脈瘤及び解離	1.5%	腎不全	1.5%
H27 (2015)	悪性新生物	30.5%	心疾患	14.3%	脳血管疾患 肺炎	8.1%	-	0.0%	老衰	6.5%	不慮の事故	4.1%	自殺	2.3%	肝疾患	1.9%	大動脈瘤及び解離	1.5%	腎不全	1.4%
H28 (2016)	悪性新生物	30.1%	心疾患	14.3%	肺炎	8.4%	脳血管疾患	8.2%	老衰	7.1%	不慮の事故	3.3%	肝疾患	1.8%	自殺	1.7%	大動脈瘤及び解離	1.5%	腎不全	1.4%
H29 (2017)	悪性新生物	29.6%	心疾患	15.3%	脳血管疾患	7.9%	老衰	7.7%	肺炎	6.2%	不慮の事故	3.2%	誤嚥性肺炎	2.5%	自殺	2.1%	肝疾患	1.9%	慢性閉塞性肺疾患	1.7%
H30 (2018)	悪性新生物	29.6%	心疾患	14.9%	老衰	8.5%	脳血管疾患	7.1%	肺炎	6.3%	不慮の事故	3.3%	誤嚥性肺炎	2.7%	肝疾患	2.0%	自殺	1.9%	腎不全	1.6%
R1 (2019)	悪性新生物	28.5%	心疾患	15.3%	老衰	9.3%	脳血管疾患	7.2%	肺炎	6.5%	不慮の事故	3.5%	誤嚥性肺炎	2.9%	自殺	1.7%	肝疾患	1.7%	腎不全	1.6%
R2 (2020)	悪性新生物	28.9%	心疾患	14.9%	老衰	10.7%	脳血管疾患	6.6%	肺炎	5.1%	不慮の事故	3.4%	誤嚥性肺炎	3.3%	肝疾患	2.0%	自殺	2.0%	腎不全	1.5%
R3 (2021)	悪性新生物<推定>	27.5%	心疾患	14.6%	老衰	11.5%	脳血管疾患	6.7%	肺炎	4.7%	誤嚥性肺炎	3.4%	不慮の事故	2.9%	肝疾患	2.1%	自殺	1.7%	腎不全	1.6%

※厚生労働省人口動態統計については確定値を使用

出典：厚生労働省人口動態統計より川崎市健康福祉局総合リハビリテーション推進センター作成

川崎市における死因順位別にみた死亡割合の推移では、自殺は、平成17年以降5位から9位で推移し、令和3年は9位であった。

図1 川崎市と全国の自殺死亡率の推移（人口動態統計）

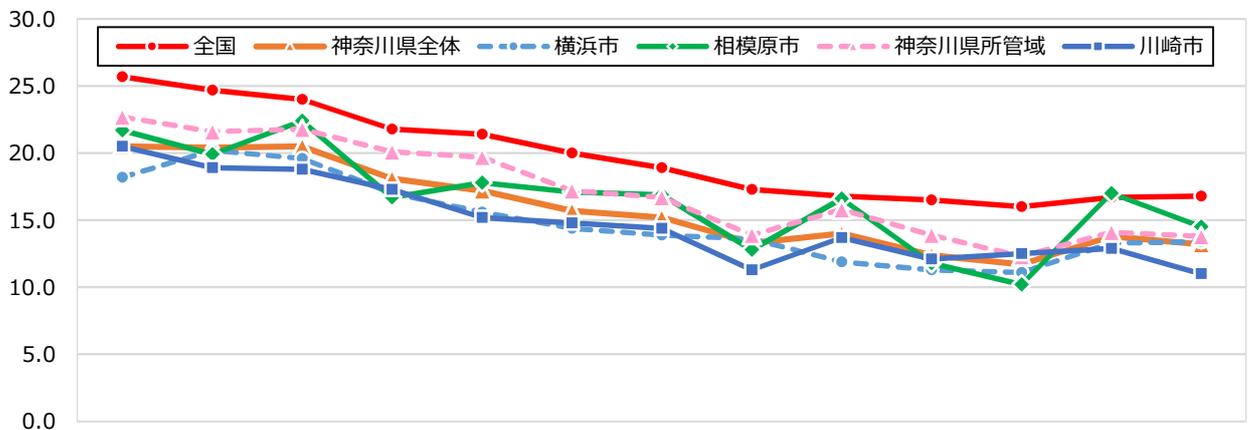


※1 自殺死亡率は人口10万人あたりの自殺死亡者数 ※2 厚生労働省人口動態統計については確定値を使用

出典：川崎市総務企画局統計情報課推計人口及び厚生労働省人口動態統計より川崎市健康福祉局総合リハビリテーション推進センター作成

川崎市の自殺死亡率は、平成10年の自殺死亡率の急増以降、増減を繰り返しながらも減少傾向にあったが、平成17年を下げ止まりとして一旦上昇に転じた。その後、平成21年をピークに再度減少が続いた。平成27年から29年にかけては大きな減少と増加があり、その後は減少。令和2年に一旦増加したが、令和3年は前年から減少した。

図2 全国・神奈川県・川崎市の自殺死亡率の推移（警察統計）



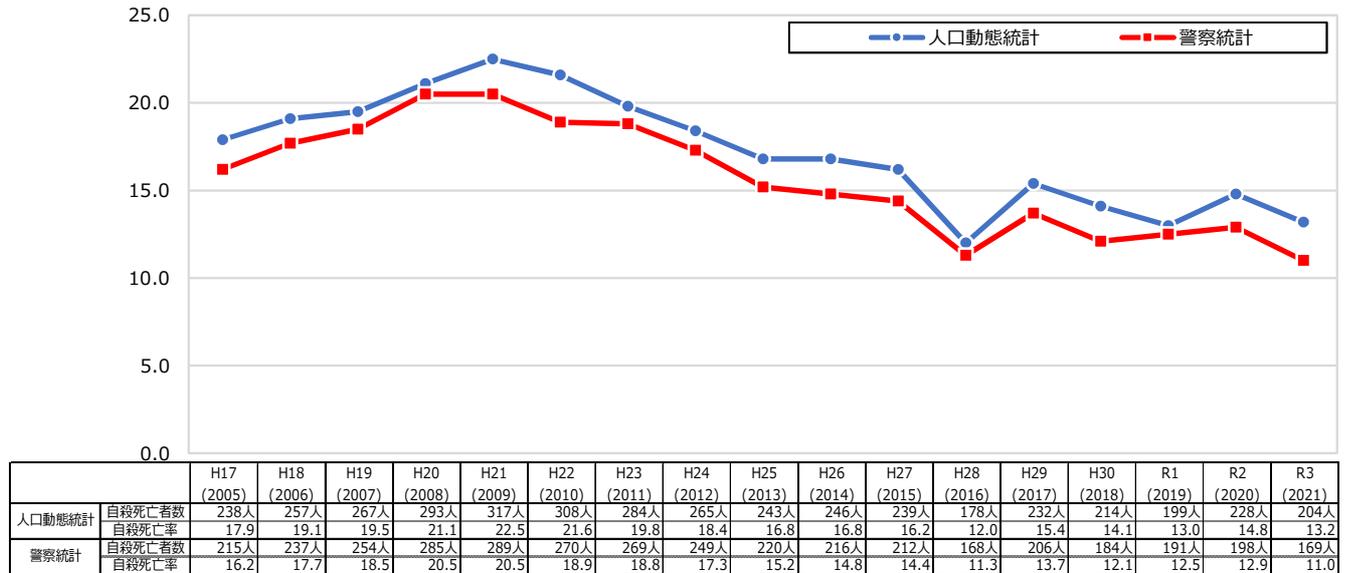
	H21 (2009)	H22 (2010)	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)
全国	25.7	24.7	24.0	21.8	21.4	20.0	18.9	17.3	16.8	16.5	16.0	16.7	16.8
神奈川県全体	20.5	20.4	20.5	18.1	17.2	15.7	15.2	13.3	14.0	12.4	11.7	13.8	13.2
横浜市	18.2	20.2	19.6	17.0	15.6	14.4	13.9	13.6	11.9	11.3	11.1	13.3	13.4
相模原市	21.7	19.9	22.4	16.7	17.8	17.1	16.9	12.8	16.6	11.8	10.2	17.0	14.5
神奈川県所管域	22.7	21.6	21.8	20.1	19.7	17.2	16.7	13.9	15.8	13.9	12.3	14.1	13.8
川崎市	20.5	18.9	18.8	17.3	15.2	14.8	14.4	11.3	13.7	12.1	12.5	12.9	11.0

※1 自殺死亡率は人口10万人あたりの自殺死亡者数

出典：警察統計より川崎市健康福祉局総合リハビリテーション推進センター作成

自殺死亡率は、平成21年以降、全国、神奈川県、川崎市とも減少傾向にあったが、令和2年はいずれも前年から増加となった。令和3年は全国で微増、本市は減少となった。

図3 川崎市における自殺死亡者数・自殺死亡率の年次推移



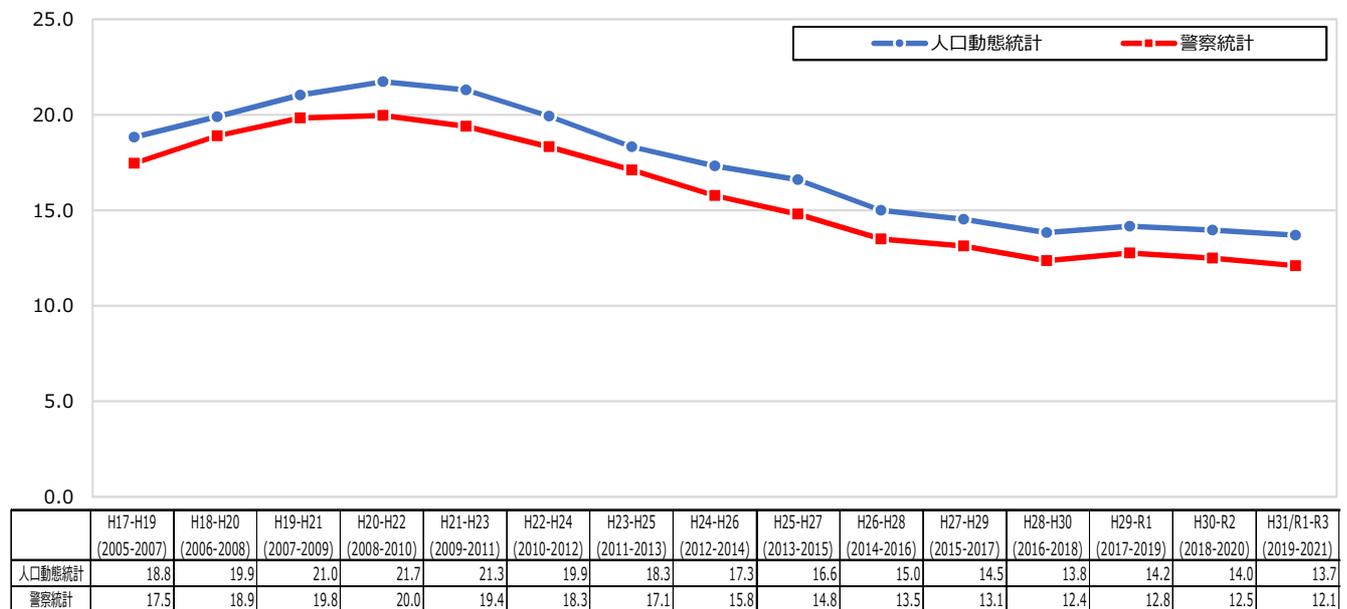
※1 自殺死亡率は人口10万人あたりの自殺死亡者数 ※2 厚生労働省人口動態統計については確定値を使用

出典：厚生労働省人口動態統計及び警察統計より川崎市健康福祉局総合リハビリテーション推進センター作成

人口動態統計、警察統計とも、自殺死亡率は平成21年以降減少傾向にあり、平成27年から29年にかけて大きな減少と増加があった。令和2年については、いずれも前年から増加となったが、令和3年はいずれも前年から減少となった。

なお、人口動態統計の自殺死亡者数が警察統計の自殺死亡者数を上回る原因については、「川崎市の住民票を持っていて川崎市外で自殺する人の数」が「川崎市の住民票を持たずに川崎市内で自殺する人の数」に比べ大きいことなどによると考えられる。

図4 人口動態統計、警察統計による川崎市の自殺死亡率の推移（3年平均）



※1 自殺死亡率は人口10万人あたりの自殺死亡者数 ※2 厚生労働省人口動態統計については確定値を使用

出典：厚生労働省人口動態統計及び警察統計より川崎市健康福祉局総合リハビリテーション推進センター作成

第3次川崎市自殺対策総合推進計画では、定量的目標として、人口動態統計における過去3年間（平成29（2017）年—令和元（2019）年）の自殺死亡率の平均14.2を基準として、次の3年間の平均を5%以上減少（13.5未満）することとした。3年平均の自殺死亡率は人口動態統計、警察統計ともに平成29（2017）年—令和元（2019）年にやや増加したが、それ以降は微減傾向となっている。

表2 年齢階級別自殺死亡者数と割合（％）の推移（警察統計）

	H21 (2009)		H22 (2010)		H23 (2011)		H24 (2012)		H25 (2013)		H26 (2014)		H27 (2015)		H28 (2016)		H29 (2017)		H30 (2018)		R1 (2019)		R2 (2020)		R3 (2021)		
全国	～19歳	565人	1.7%	552人	1.7%	622人	2.0%	587人	2.1%	547人	2.0%	538人	2.1%	554人	2.3%	520人	2.4%	567人	2.7%	599人	2.9%	659人	3.3%	777人	3.7%	750人	3.6%
	20～29歳	3,470人	10.6%	3,240人	10.2%	3,304人	10.8%	3,000人	10.8%	2,801人	10.3%	2,684人	10.6%	2,352人	9.8%	2,235人	10.2%	2,213人	10.4%	2,152人	10.3%	2,117人	10.5%	2,521人	12.0%	2,611人	12.4%
	30～39歳	4,794人	14.6%	4,596人	14.5%	4,455人	14.5%	3,781人	13.6%	3,705人	13.6%	3,413人	13.4%	3,087人	12.8%	2,824人	12.9%	2,703人	12.7%	2,597人	12.5%	2,526人	12.5%	2,610人	12.4%	2,554人	12.2%
	40～49歳	5,261人	16.0%	5,165人	16.3%	5,053人	16.5%	4,616人	16.6%	4,589人	16.8%	4,234人	16.7%	4,069人	16.9%	3,739人	17.1%	3,668人	17.2%	3,498人	16.8%	3,426人	17.0%	3,568人	16.9%	3,575人	17.0%
	50～59歳	6,491人	19.8%	5,959人	18.8%	5,375人	17.5%	4,668人	16.8%	4,484人	16.4%	4,181人	16.4%	3,979人	16.6%	3,631人	16.6%	3,593人	16.9%	3,575人	17.2%	3,435人	17.0%	3,425人	16.2%	3,618人	17.2%
	60～69歳	5,958人	18.1%	5,908人	18.6%	5,547人	18.1%	4,976人	17.9%	4,716人	17.3%	4,325人	17.0%	3,973人	16.5%	3,626人	16.6%	3,339人	15.7%	3,079人	14.8%	2,902人	14.4%	2,795人	13.3%	2,637人	12.6%
	70～79歳	3,671人	11.2%	3,673人	11.6%	3,685人	12.0%	3,661人	13.1%	3,785人	13.9%	3,508人	13.8%	3,451人	14.4%	2,983人	13.6%	2,926人	13.7%	2,998人	14.4%	2,917人	14.5%	3,026人	14.4%	3,009人	14.3%
	80歳以上	2,405人	7.3%	2,401人	7.6%	2,429人	7.9%	2,411人	8.7%	2,533人	9.3%	2,457人	9.7%	2,459人	10.2%	2,262人	10.3%	2,256人	10.6%	2,290人	11.0%	2,134人	10.6%	2,305人	10.9%	2,214人	10.5%
	不詳	230人	0.7%	196人	0.6%	181人	0.6%	158人	0.6%	123人	0.5%	87人	0.3%	101人	0.4%	77人	0.4%	56人	0.3%	52人	0.2%	53人	0.3%	54人	0.3%	39人	0.2%
	総計	32,845人	100.0%	31,690人	100.0%	30,651人	100.0%	27,858人	100.0%	27,283人	100.0%	25,427人	100.0%	24,025人	100.0%	21,897人	100.0%	21,321人	100.0%	20,840人	100.0%	20,169人	100.0%	21,081人	100.0%	21,007人	100.0%
川崎市	～19歳	5人	1.7%	6人	2.2%	10人	3.7%	6人	2.4%	4人	1.8%	3人	1.4%	7人	3.3%	4人	2.4%	6人	2.9%	5人	2.7%	9人	4.7%	4人	2.0%	3人	1.8%
	20～29歳	38人	13.1%	28人	10.4%	39人	14.5%	48人	19.3%	28人	12.7%	31人	14.4%	30人	14.2%	27人	16.1%	29人	14.1%	25人	13.6%	34人	17.8%	29人	14.6%	21人	12.4%
	30～39歳	53人	18.3%	37人	13.7%	51人	19.0%	35人	14.1%	44人	20.0%	37人	17.1%	36人	17.0%	25人	14.9%	34人	16.5%	33人	17.9%	30人	15.7%	24人	12.1%	32人	18.9%
	40～49歳	58人	20.1%	56人	20.7%	51人	19.0%	50人	20.1%	47人	21.4%	42人	19.4%	35人	16.5%	29人	17.3%	27人	13.1%	37人	20.1%	29人	15.2%	41人	20.7%	35人	20.7%
	50～59歳	45人	15.6%	50人	18.5%	40人	14.9%	30人	12.0%	28人	12.7%	38人	17.6%	40人	18.9%	30人	17.9%	30人	14.6%	25人	13.6%	40人	20.9%	40人	20.2%	25人	14.8%
	60～69歳	49人	17.0%	48人	17.8%	40人	14.9%	40人	16.1%	36人	16.4%	30人	13.9%	23人	10.8%	27人	16.1%	34人	16.5%	23人	12.5%	28人	14.7%	20人	10.1%	20人	11.8%
	70～79歳	28人	9.7%	26人	9.6%	25人	9.3%	31人	12.4%	19人	8.6%	20人	9.3%	27人	12.7%	17人	10.1%	30人	14.6%	24人	13.0%	17人	8.9%	21人	10.6%	20人	11.8%
	80歳以上	13人	4.5%	18人	6.7%	13人	4.8%	9人	3.6%	13人	5.9%	14人	6.5%	13人	6.1%	8人	4.8%	16人	7.8%	12人	6.5%	4人	2.1%	18人	9.1%	13人	7.7%
	不詳	0人	0.0%	1人	0.4%	0人	0.0%	0人	0.0%	1人	0.5%	1人	0.5%	1人	0.5%	1人	0.6%	0人	0.0%	0人	0.0%	0人	0.0%	1人	0.5%	0人	0.0%
	総計	289人	100.0%	270人	100.0%	269人	100.0%	249人	100.0%	220人	100.0%	216人	100.0%	212人	100.0%	168人	100.0%	206人	100.0%	184人	100.0%	191人	100.0%	198人	100.0%	169人	100.0%

※ 割合は総数に占める割合（％）

出典：警察統計より川崎市健康福祉局総合リハビリテーション推進センター作成

年齢階級別では、それぞれの年で変動はあるものの、40歳未満、40歳代及び50歳代、60歳代以上がそれぞれ3分の1程度を占めている。平成27年から28年の減少には、30歳代、50歳代、70歳代の減少の影響が大きく、平成28年から29年の増加には、30歳代、60歳代以上の増加の影響が大きかった。令和3年における自殺死亡者数では、前年と比べ、30歳代で増加、60歳代は同数、それ以外の年齢階級では減少で推移した。

表3 男女別自殺死亡者数と割合（％）の推移（警察統計）

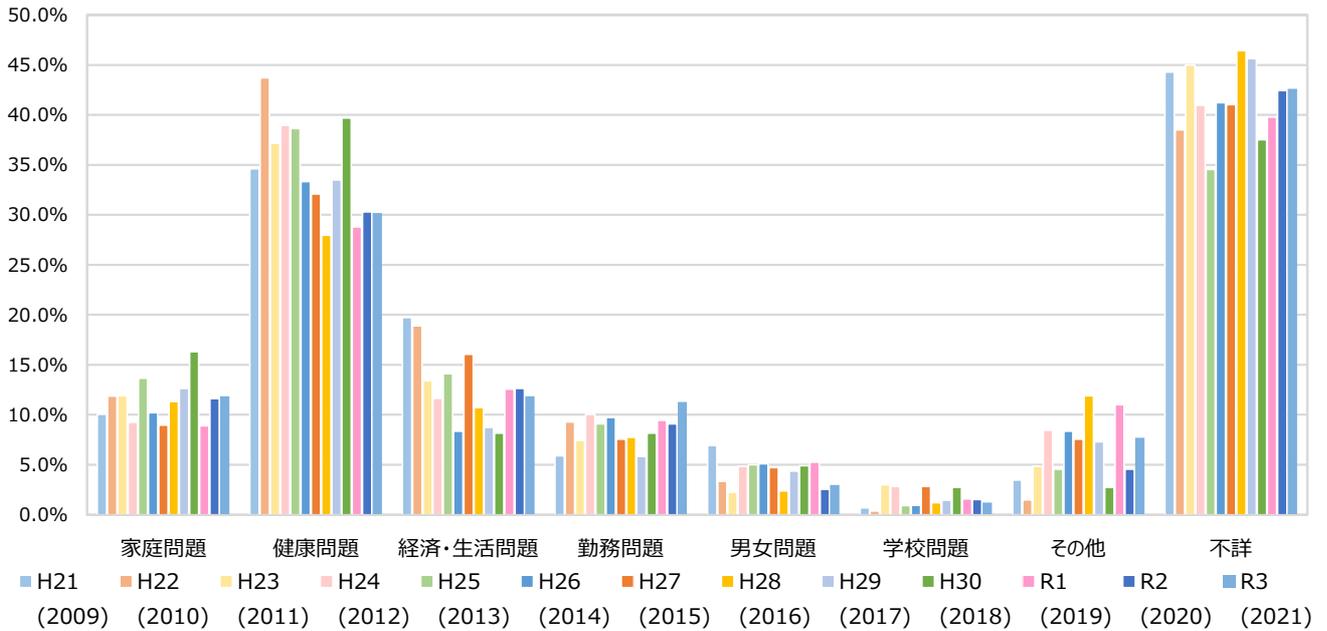
	H21 (2009)		H22 (2010)		H23 (2011)		H24 (2012)		H25 (2013)		H26 (2014)		H27 (2015)		H28 (2016)		H29 (2017)		H30 (2018)		R1 (2019)		R2 (2020)		R3 (2021)	
男性	200人	69.2%	181人	67.0%	185人	68.8%	177人	71.1%	166人	75.1%	134人	62.0%	147人	69.3%	119人	70.8%	142人	68.9%	115人	62.5%	127人	66.5%	133人	67.2%	106人	62.7%
女性	89人	30.8%	89人	33.0%	84人	31.2%	72人	28.9%	54人	24.9%	82人	38.0%	65人	30.7%	49人	29.2%	64人	31.1%	69人	37.5%	64人	33.5%	65人	32.8%	63人	37.3%
不詳	0人	0.0%	0人	0.0%	0人	0.0%	0人	0.0%																		
総計	289人	100.0%	270人	100.0%	269人	100.0%	249人	100.0%	220人	100.0%	216人	100.0%	212人	100.0%	168人	100.0%	206人	100.0%	184人	100.0%	191人	100.0%	198人	100.0%	169人	100.0%

※ 割合は総数に占める割合（％）

出典：警察統計より川崎市健康福祉局総合リハビリテーション推進センター作成

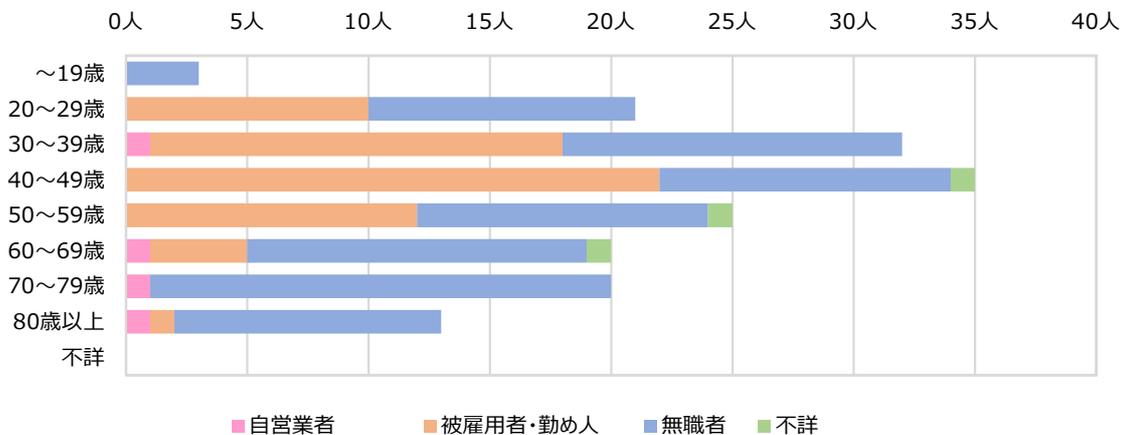
男女比は概ね6対4であった。

図5 自殺死亡者数における原因・動機別の割合の推移（警察統計）



自殺の原因・動機は、不詳を除くと、最も多いのは「健康問題」で、約3～4割を占め、「家庭問題」「経済・生活問題」「勤務問題」などと続く。不詳は約4割を占めている。

図6 年齢階級別、職業別の自殺死亡者数（警察統計・令和3年）



30歳代及び40歳代では、「被雇用者・勤め人」または「自営業者」の有職者の割合が高く、半数以上を占める。その他の年齢階級では、無職者の割合が高い。

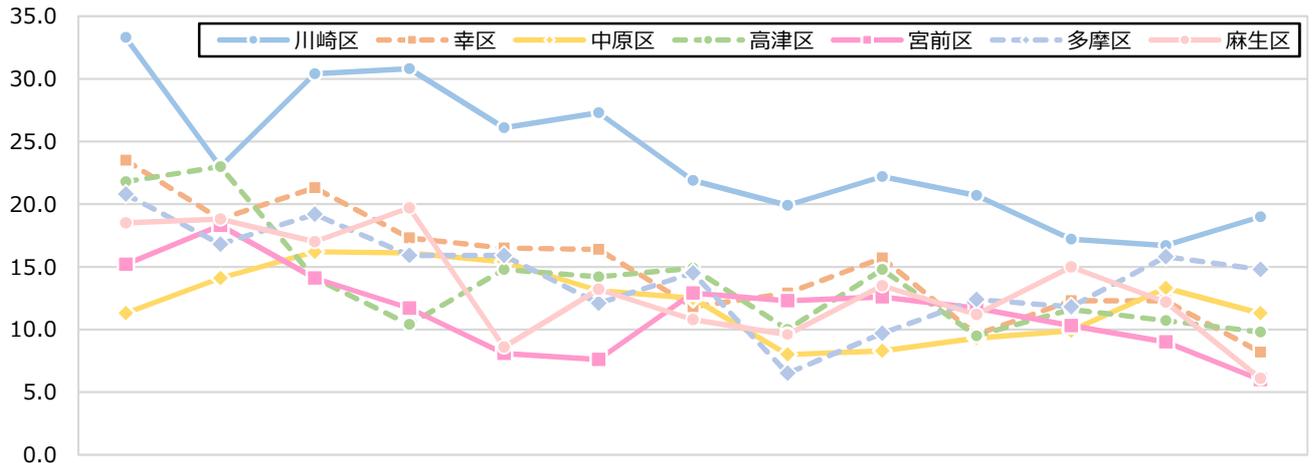
表4 自殺未遂歴の状況（警察統計）

	H21 (2009)	H22 (2010)	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)
自殺未遂歴あり	54人 18.7%	49人 18.1%	54人 20.1%	55人 22.1%	53人 24.1%	53人 24.5%	53人 25.0%	31人 18.5%	43人 20.9%	43人 23.4%	47人 24.6%	46人 23.2%	40人 23.7%
自殺未遂歴なし	166人 57.4%	148人 54.8%	154人 57.2%	138人 55.4%	132人 60.0%	129人 59.7%	128人 60.4%	101人 60.1%	132人 64.1%	116人 63.0%	118人 61.8%	119人 60.1%	105人 62.1%
不詳	69人 23.9%	73人 27.0%	61人 22.7%	56人 22.5%	35人 15.9%	34人 15.7%	31人 14.6%	36人 21.4%	31人 15.0%	25人 13.6%	26人 13.6%	33人 16.7%	24人 14.2%
総計	289人 100.0%	270人 100.0%	269人 100.0%	249人 100.0%	220人 100.0%	216人 100.0%	212人 100.0%	168人 100.0%	206人 100.0%	184人 100.0%	191人 100.0%	198人 100.0%	169人 100.0%

出典：警察統計より川崎市健康福祉局総合リハビリテーション推進センター作成

自殺死亡者のうち、自殺未遂歴のある者は4～5人に1人程度である。

図7 自殺死亡率の区別年次推移（警察統計）



	H21 (2009)	H22 (2010)	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31/R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)
川崎区	33.3	23.0	30.4	30.8	26.1	27.3	21.9	19.9	22.2	20.7	17.2	16.7	19.0
幸区	23.5	18.8	21.3	17.3	16.5	16.4	11.8	12.9	15.7	9.6	12.3	12.3	8.2
中原区	11.3	14.1	16.2	16.1	15.4	13.1	12.5	8.0	8.3	9.3	9.9	13.3	11.3
高津区	21.8	23.0	14.1	10.4	14.8	14.2	14.9	10.0	14.8	9.5	11.6	10.7	9.8
宮前区	15.2	18.3	14.1	11.7	8.1	7.6	12.9	12.3	12.6	11.7	10.3	9.0	6.0
多摩区	20.8	16.8	19.2	15.9	15.9	12.1	14.5	6.5	9.7	12.4	11.8	15.8	14.8
麻生区	18.5	18.8	17.0	19.7	8.6	13.2	10.8	9.6	13.5	11.2	15.0	12.2	6.1

※ 自殺死亡率は人口10万人あたりの自殺死者数

出典：警察統計より川崎市健康福祉局総合リハビリテーション推進センター作成

区別の自殺死亡率は、平成21年から令和2年の全ての年で、川崎区が最も高いものの減少傾向にある。平成27年から平成29年については、平成28年に幸区を除く6区で減少し、平成29年には全ての区で増加し、その中でも高津区と多摩区における減少と増加が大きかった。令和3年は川崎区は増加し、それ以外の6区は減少した。

第2章 川崎市における自殺対策の基本的な枠組み

1 川崎市における自殺対策の経緯

全国と同様、川崎市においても平成10年に自殺死亡率は急増した。川崎市においては平成14年の精神保健福祉センター設置以降、うつ病の相談並びに家族セミナー等を実施し、平成17年度には市民意識実態調査にこころの健康というテーマで自殺に関する設問を設けた。

平成18年度には、自殺の事前予防に関わる事業として、自殺の危険を示すサインや危険に気づいたときの対応方法等の理解を促進することを目的に、市民を対象とする「こころの健康セミナー」を開始した。

平成19年度には、自殺総合対策の推進を図る体制整備として、様々な分野の関係機関・団体による多角的な検討を行うことを目的に、司法・医療・福祉・民間・行政関係機関等から構成される「かながわ自殺対策会議」を神奈川県内3県市共同^{*1}により設置した。また、首都圏内8都県市共同^{*2}による自殺対策キャンペーン連絡調整会議を設置した。この会議は、平成22年に政令指定都市に移行した相模原市が加わり、神奈川県内4県市共同、首都圏内9都県市共同となった。さらに、市内の自殺総合対策に係る関係課等の密接な連携と協力を図るため、川崎市自殺総合対策市内連絡会議を設置した。その他に、自殺の事後対応に関わる事業として、神奈川県と合同で自死遺族の相談支援を目的とする自死遺族の集いを開始した。

平成20年度には、自殺総合対策の推進を図るため、川崎市の自殺に関する統計分析を多角的に行い、各区の自殺の現状の把握や原因を究明し、自殺総合対策の基礎資料を作成することを目的とする川崎市自殺対策統計分析を開始した。また、自殺の事前予防に関わる事業として、うつ病について診断や治療技術の向上を図り、うつ病の早期発見・早期治療につなぐことを目的に、身体科医師を対象とする「かかりつけ医うつ病対応力向上研修事業」を開始したほか、自殺問題の知識や自殺念慮者、自死遺族への支援に関する理解の促進を目的に、市内相談関係機関の従事者を対象とする自殺対策相談支援基礎研修を開始した。さらに、自殺総合対策の推進を図る体制整備として、自殺対策に係る普及啓発に関する情報の共有並びに協議、連携することを目的とするかながわ自殺対策会議普及啓発部会を神奈川県・横浜市と共同で設置した。

平成21年度には、自殺の事前予防に関わる事業として、自殺予防の取り組みを周知することを目的とする自殺予防街頭キャンペーンを「かながわ自殺対策会議」の普及啓発活動の一環として開始するとともに、支援の実際を学び、自殺関連相談技術を向上させることを目的に、市内相談関係機関の従事者を対象とする自殺対策相談支援技術研修を開始した。また、危機介入に関わる事業として、川崎区をモデル地区とし、高齢者を対象としたうつ病のスクリーニングや民生委員等を対象とした普及啓発事業を開始した。さらに、自殺の事後対応に関わる事業として、孤立しがちな自死遺族の相談を受け、適切な支援につなげることを目的とする川崎市自死遺族ホットラインを設置し、平成19年度から神奈川県と合同で開催していた自死遺族の集いを川崎市単独の開催とした。また、これらの事業を効率的に進めるため、精神保健福祉センターに専任の自殺予防対策担当を設置した。

平成22年度には、自殺の事前予防に関わる事業として、自殺関連相談技術の向上やゲートキーパー^{*3}という役割への理解の促進を目的に、保健、医療、福祉等機関の従事者を対象とする自殺予防セミナーの実施や、自殺予防の考え方を中心とした自殺対策に関する知識等の普及啓発を目的とする市内学校の教職員を主な対象とする自殺対策に関する学校出前講座を開始した。また、自殺発生の危機介入に関わる事業として、自殺未遂者への適切な対応が自殺企図防止に有効となるため、今後の効果的な自殺未遂者対策の推進及び自殺未遂者対策を行う上での基礎資料の作成を目的とする川崎市にお

ける自殺企図患者・自傷行為患者に関する対応事業を開始した。

平成23年度には、川崎市自殺対策推進キャラクター「うさっぴー」を誕生させ、普及啓発資材を作成するなど、自殺対策に係る普及啓発活動を進めた。

このように平成19年度に庁内外との連携のための3つの会議体を設置して以降、平成23年度までに自殺総合対策を推進する事業を主に他州市との協調や委託により整備した。

平成25年度には、健康福祉委員会から発議の提案がなされたことをきっかけに、条例を制定し、平成26年4月に施行した。また、それぞれの地域の実情に応じた対策を講じていく必要性の高まりから、平成20年度より設置していた神奈川県内4州市共同の「かながわ自殺対策会議」の普及啓発部会を解消し、各州市に地域部会を設置した。

平成26年度には、条例を踏まえ、平成20年度より設置していた川崎市自殺総合対策庁内連絡会議を廃止し、新たに庁内体制として川崎市自殺対策総合推進会議を設置した。また、条例に基づき、川崎市自殺対策総合推進会議を中心に、川崎市自殺対策総合推進計画を平成27年3月に策定した。

平成27年度には、川崎市自殺対策総合推進計画に基づき、川崎市自殺対策総合推進会議に加えて、川崎市地域自殺総合対策推進連絡会議と川崎市自殺対策評価委員会を設置し、現在の推進体制となった。(P13図8参照) また、評価委員会委員の協力を得て、帝京大学医学部附属溝口病院への委託事業と連携して実施している自殺及び防止対策の実態把握の一つとして、川崎市消防局の協力のもと、「自損事故による救急搬送と救急受診等の実態調査」を行い、報告書を取りまとめた。

平成28年度には、川崎市自殺対策の推進に関する条例及び川崎市自殺対策総合推進計画に示された課題の中で未着手であった自殺未遂者に対する支援に対応するため、前年度に実施した実態調査の結果をもとに、自損救急搬送データと三次救急を担う川崎市内3病院の医療記録のリンケージによる分析を行う自損事故救急搬送事例調査を開始した。また、自損事故救急搬送事例調査を進める一方で、川崎市中部地区の医療機関及び行政機関の関係者に有識者を交えて、自殺未遂した本人及び家族への地域における支援のあり方や支援体制の構築に関する意見交換会を開始した。さらに、地域包括ケアシステムに関係する行政・団体職員等を対象に地域包括ケアシステムの中で自殺対策の一層の推進を図ることを目的とし、「地域包括ケアシステムにおける自殺対策研修」を開始した。

平成29年度には、これまでの取組と自殺対策評価委員会等の3つの会議体における意見等を踏まえ、川崎市自殺対策総合推進計画の改定作業に着手し、平成30年3月に第2次川崎市自殺対策総合推進計画を策定した。

平成30年度には、第2次川崎市自殺対策総合推進計画が開始となり、推進体制において、より有機的に相互の会議体が連携できるよう一部名称変更を行うとともに、庁内体制については、全庁体制に移行した。また、自殺未遂者支援については、川崎市中部地区での意見交換会を発展させ、連携支援のモデル構築と事業の実現可能性の検討を行うため、川崎市自殺未遂者支援地域連携モデル構築事業を開始した。

平成31(令和元)年度は、第2次川崎市自殺対策総合推進計画における各取組項目の取組状況を的確に把握するため、川崎市自殺対策評価委員会からの意見をもとに川崎市自殺対策の推進に関する報告書における取組項目実施状況報告書に、構成事務事業や主要指標、課題やそれに対する改善の方向性の項目を追加し、成果と課題の把握をさらに進めた。また、平成30年度に引き続き、自殺未遂者支援に取り組みながら、自殺対策に関わる支援者の人材育成の効果検証のためのアンケート調査や、ゲートキーパー研修におけるヒアリング調査等を実施した。

令和2年度は、平成30年度から取り組んだ川崎市自殺未遂者支援地域連携モデル構築事業について、これまでの事業経過及び成果について報告書を取りまとめ、次年度以降の事業の方向性について、整理を行った。また、これまでの計画の成果と課題も踏まえるとともに、新型コロナウイルス感染症

等の心理・社会的影響も考慮しながら、更なる自殺対策の推進を図るため川崎市自殺対策総合推進計画の改定作業に着手し、令和3年3月に第3次川崎市自殺対策総合推進計画を策定した。

令和3年度には、第3次川崎市自殺対策総合推進計画が開始となり、新型コロナウイルス感染症による取組への影響はありつつ、オンラインの導入等、各取組の実施手法等の工夫により、継続的な取組を実施した。新型コロナウイルス感染症による取組への影響と対応については、川崎市自殺対策の推進に関する報告書において、整理を行った。また、中部地区で実施していた自殺未遂者支援者モデル構築事業を発展させ、川崎市中部地区自殺未遂者支援地域連携推進事業として、自殺未遂者等のフォローアップを実施した。

このように、川崎市の自殺の実態を踏まえ、自殺対策の推進に取り組んでおり、今後も計画に基づき、必要な施策を講じていく。

※1 神奈川県・横浜市・川崎市

※2 東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県・横浜市・川崎市・さいたま市・千葉市

※3 悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守り、自殺につながりそうなことにストップをかける「命の門番」となる人のこと

表5 川崎市における自殺対策の経緯

年	取組
平成14年	<ul style="list-style-type: none"> ・精神保健福祉センター設置 ・うつ病の相談並びに家族セミナーの開催を開始
平成17年	<ul style="list-style-type: none"> ・市民意識実態調査(現市民アンケート)を実施
平成18年	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回こころの健康セミナーを開催
平成19年	<ul style="list-style-type: none"> ・神奈川県と合同で自死遺族の集いの開催を開始 ・神奈川県・横浜市と共同でかながわ自殺対策会議を設置 ・8都県市*1共同で八都県市自殺対策キャンペーン連絡調整会議を設置 ・川崎市自殺総合対策庁内連絡会議を設置
平成20年	<ul style="list-style-type: none"> ・かながわ自殺対策会議普及啓発部会を設置 ・かかりつけ医うつ病対応力向上研修会を開始(委託先:公益社団法人川崎市医師会) ・自殺対策相談支援基礎研修を開始 ・統計分析業務を開始(委託先:帝京大学医学部附属溝口病院)
平成21年	<ul style="list-style-type: none"> ・自殺予防街頭キャンペーンを開始 ・自殺対策相談支援技術研修を開始 ・川崎区をモデル地区とした川崎市地域自殺対策ハイリスク者への対応事業を開始(委託先:帝京大学医学部附属溝口病院) ・川崎市自死遺族ホットラインを設置(委託先:社会福祉法人川崎いのちの電話) ・自死遺族の集いの開催を市単独での開催に変更 ・精神保健福祉センターに専任の自殺予防対策担当を設置
平成22年	<ul style="list-style-type: none"> ・自殺対策に関する学校出前講座を開始 ・従事者支援向けの自殺予防セミナーを開始(委託先:帝京大学医学部附属溝口病院) ・自殺未遂者支援事業委託を開始(委託先:帝京大学医学部附属溝口病院)
平成23年	<ul style="list-style-type: none"> ・川崎市自殺対策キャラクターうさびー誕生
平成24年	<ul style="list-style-type: none"> ・川崎市フロンターレ市政記念試合にうさびー登場
平成25年	<ul style="list-style-type: none"> ・かながわ自殺対策会議普及啓発部会を解消 ・川崎市自殺対策の推進に関する条例を制定
平成26年	<ul style="list-style-type: none"> ・川崎市自殺総合対策庁内連絡会議を廃止し、川崎市自殺対策総合推進会議を設置 ・川崎市自殺対策総合推進計画策定
平成27年	<ul style="list-style-type: none"> ・川崎市地域自殺総合対策推進連絡会議設置 ・川崎市自殺対策評価委員会設置 ・自損事故による救急搬送と救急受診等の実態調査を実施(委託先:帝京大学医学部附属溝口病院)
平成28年	<ul style="list-style-type: none"> ・自損事故による救急搬送と救急受診等の実態調査を開始(委託先:帝京大学医学部附属溝口病院) ・川崎市中心部地区における自殺未遂した本人及び家族への地域における支援のあり方や支援体制の構築に関する意見交換会を開始 ・地域包括ケアシステムにおける自殺対策研修を開始
平成29年	<ul style="list-style-type: none"> ・川崎市こころの健康に関する意識調査を実施 ・第2次川崎市自殺対策総合推進計画策定
平成30年	<ul style="list-style-type: none"> ・川崎市自殺対策総合推進会議を川崎市自殺対策総合推進計画・庁内連携会議に名称変更し、全庁体制へ移行 ・川崎市地域自殺総合対策推進連絡会議を川崎市自殺対策総合推進計画・地域連携会議に名称変更 ・川崎市自殺未遂者支援地域連携モデル構築事業を開始(委託先:帝京大学医学部附属溝口病院)
平成31年 令和元年	<ul style="list-style-type: none"> ・川崎市自殺対策の推進に関する報告書における取組項目実施状況報告書の改変を実施 ・自殺対策に関わる支援者の人材育成の効果検証を実施(委託先:日本社会事業大学) ・ゲートキーパー研修の効果検証と今後の研修資料開発を開始(委託先:武蔵野大学)

年	取 組
令和2年	<ul style="list-style-type: none"> ・川崎市自殺未遂者支援地域連携モデル構築事業について報告書を作成 ・川崎市こころの健康に関する意識調査を実施 ・第3次川崎市自殺対策総合推進計画策定
令和3年	<ul style="list-style-type: none"> ・精神保健福祉センターと障害者更生相談所を統合再編し、川崎市総合リハビリテーション推進センターを設置 ・川崎市自殺未遂者支援地域連携モデル構築事業を踏まえ、川崎市中部地区自殺未遂者支援地域連携推進事業を開始

※1 東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県・横浜市・川崎市・さいたま市・千葉市

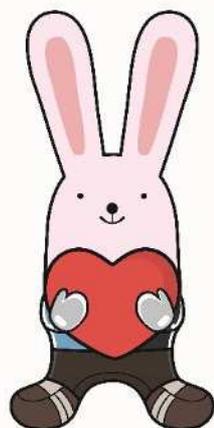
2 自殺対策総合推進計画の推進体制

川崎市においては、健康福祉局障害保健福祉部精神保健課と総合リハビリテーション推進センターが事務局となって、川崎市自殺対策総合推進計画・庁内連携会議、川崎市自殺対策総合推進計画・地域連携会議、川崎市自殺対策評価委員会という3つの会議体を運営、連携させることで自殺対策を推進している。(P13図8参照)

川崎市自殺対策総合推進計画・庁内連携会議は、平成26年4月に設置された川崎市自殺対策総合推進会議を発展させたもので、副市長が議長を務め、平成30年4月から庁内の全局・室・部・区長で構成されている。この会議は、自殺対策を推進するために必要な計画及び施策の策定、自殺対策に関する情報交換及び調査、分析や庁内の関係課等による自殺対策に係る調整又は連携に関すること等を所管し、自殺総合対策の円滑な推進を図っている。この会議には課長級の幹事会を設けている。

川崎市自殺対策総合推進計画・地域連携会議は、平成27年4月に設置された川崎市地域自殺総合対策推進連絡会議を平成30年4月に名称変更したもので、自殺予防に関わる学識者や、司法、医療、労働、経済、福祉、教育といった15の関係機関や民間団体、行政機関で構成されている。この会議は、自殺対策に係る総合計画や関係機関等の情報交換、自殺対策に関する連絡調整、自殺対策事業に関する調査、研究及び情報交換に関することを所管し、自殺総合対策の円滑な推進を図っている。

川崎市自殺対策評価委員会は、平成27年4月に設置され、学識経験者3名、医師1名、市職員1名の計5名で構成されており、計画の進捗状況及び目標の達成状況の評価並びに自殺対策に係る重要事項について調査・審議している。

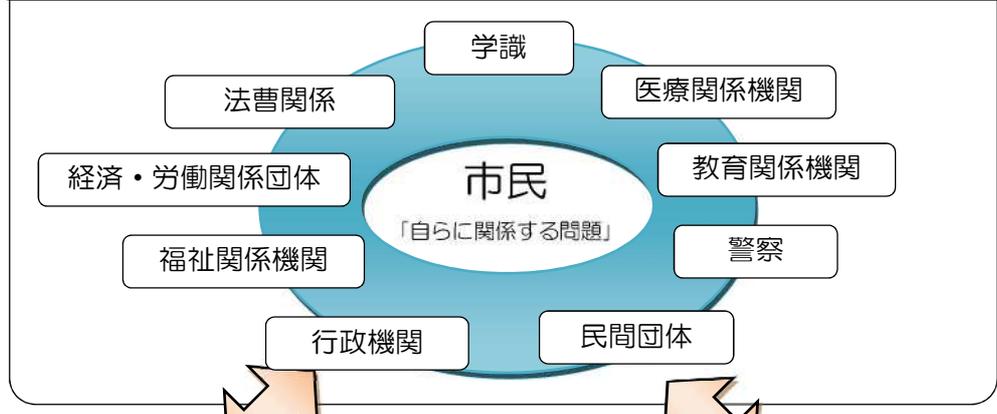


名前：うさっぴー

川崎市自殺対策推進キャラクターです。
自殺を防ぐゲートキーパー(ゴールキーパー)でうさぎの大きな耳で、悩みをよく聴き、こころ(ハート)を受け止めます。

図8 推進体制

川崎市自殺対策総合推進計画・地域連携会議
 自殺予防に関わる法曹・医療等関係機関、民間団体等が自殺予防に関する共通認識を持ち、連携内容を検討確認し、事業実施における実務担当者間の連携促進をめざす。



副市長を議長とした関係局・区長会議、課長級の幹事会を設置。必要に応じて部会を設置。

学識経験者と、医療、保健福祉などの各分野の委員により構成。
川崎市自殺対策評価委員会
 自殺対策（事業、施策）の評価を行う。

川崎市自殺対策総合推進計画
 ・**庁内連携会議**
 各部署における実施体制を整備。地域に応じた自殺対策を総合的、多角的に推進する。

健康福祉局精神保健課・総合リハビリテーション推進センターが、事務局として対策を推進する。

3 自殺対策総合推進計画の概要

計画は、国の自殺対策基本法及び自殺総合対策大綱を参考に、自殺を個人的な問題のみではなく社会全体で取り組む問題としてとらえ、市民一人ひとりが自らと無関係ではない事として意識すること、また、身近な地域の多様な主体と協働し、安心して暮らせるまちづくりと自殺に追い込まれない社会の実現をめざして、第1次計画を平成27年3月に策定した。第1次計画は平成27年度から平成29年度の3年間を計画期間として、自殺対策を推進した。

この間、国では、平成28年に自殺対策基本法の改正、平成29年には自殺総合対策大綱の見直しが行われ、地域レベルの実践的な取組の支援の強化や適切な精神保健医療福祉サービスを提供するための体制の整備、相談の多様な手段の確保やアウトリーチの強化、居場所づくりの推進といった様々な分野のサポートによる社会全体の自殺リスクの低下、子ども・若者・勤務問題に対する自殺対策の更なる推進が重点施策に追加された。

本市の計画を推進する中でも、地域における未遂者支援の体制の構築や自殺や精神保健に関する啓発及び周知の多層的な実施、地域精神医療体制の確保、多様性を認め、社会の中に個々人の居場所があるという感覚を持つことができる社会環境作りなどの重要性が高まり、自殺対策基本法や自殺総合対策大綱を踏まえ、更なる対策の推進を図るため、第2次計画を平成30年3月に策定し、平成30年度から令和2年度の3年間を計画期間として、自殺対策を推進した。

これまでの計画の成果と課題も踏まえるとともに、新型コロナウイルス感染症等の心理・社会的影響も考慮しながら、更なる自殺対策の推進を図るため川崎市自殺対策総合推進計画の改定作業に着手し、令和3年3月に第3次川崎市自殺対策総合推進計画を策定した。

計画では、第2次計画に引き続き、「学校・事業主・地域住民組織等の身近な地域の多様な主体と協働し、安心して暮らせるまちづくりと自殺に追い込まれない社会の実現を目指す」という基本理念のもと、

方針1 「自殺の実情を知る」

方針2 「自殺防止のためにつながる」

方針3 「自殺防止のために支える」

という3つの基本方針を掲げている。

また、条例第9条第1項に規定された

- (1) 自殺の防止等に関する調査研究の推進並びに情報の収集、整理、分析及び提供
- (2) 自殺の防止等に関する市民の理解の増進
- (3) 自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上
- (4) 職域、学校、地域等における市民の心の健康の保持に係る体制の整備
- (5) 自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対処を行う体制の整備及び充実
- (6) 民間団体の行う自殺の防止等に関する活動に対する支援
- (7) 自殺の防止に向けた早期かつ適切な医療を提供するための体制の整備
- (8) 自殺未遂者に対する支援
- (9) 自殺者及び自殺未遂者の親族等に対する支援

という9つの事項に関して必要な取組を進めることとしている。

4 自殺総合対策を推進するうえでの基本的認識

自殺は、多くの場合、自殺リスクを増加させるような出来事や病気（危険因子）が重なり、それを減少させるもの（保護因子）が乏しい中で発生する。

自殺の危険因子には、個人的な因子（過去の自殺企図、精神疾患、アルコールや薬物の乱用、慢性的な病気、社会的な支援の不足、攻撃的・衝動的な性格、トラウマの経験など）、社会文化的因子（支援を求めることへのスティグマ、自殺情報への曝露など）、状況的因子（失業や経済的損失、親しい人の喪失、自殺手段の入手、自殺の群発、ストレスの大きな出来事など）がある。自殺の保護因子には、家族やコミュニティとの良好な結びつき、問題をうまく解決する方法を身につけていること、自殺を妨げるような信条、自殺手段が容易に手に入らないようにすること、SOSが出せることなどがある。

自殺を予防するためには、危険因子を少なくして、保護因子を増やす取組を、「地域づくり」や「個人の生活を守る取組」として進めていく必要がある。自殺の危険因子や保護因子はライフステージによって異なるため、第2次計画の策定にあたって、これまで使用してきた図9「自殺プロセス図」を図10「自殺予防プロセス図」に改め、ライフステージ別の取組をわかりやすく示すこととした。「自殺予防プロセス図」については、第1次計画の「自殺プロセス図」（張賢徳先生（一般社団法人うつ病センター・六番町メンタルクリニック院長）による）をもとに、川崎市自殺対策総合推進計画・地域連携会議にて検討し、作成したものである。

「自殺予防プロセス図」は、自殺の発生を増加させるような出来事や病気が重なり、自殺の危険が高まる過程において、サポートを得ることによって孤立を回避して、生きる方向に進むことを目指すものである。

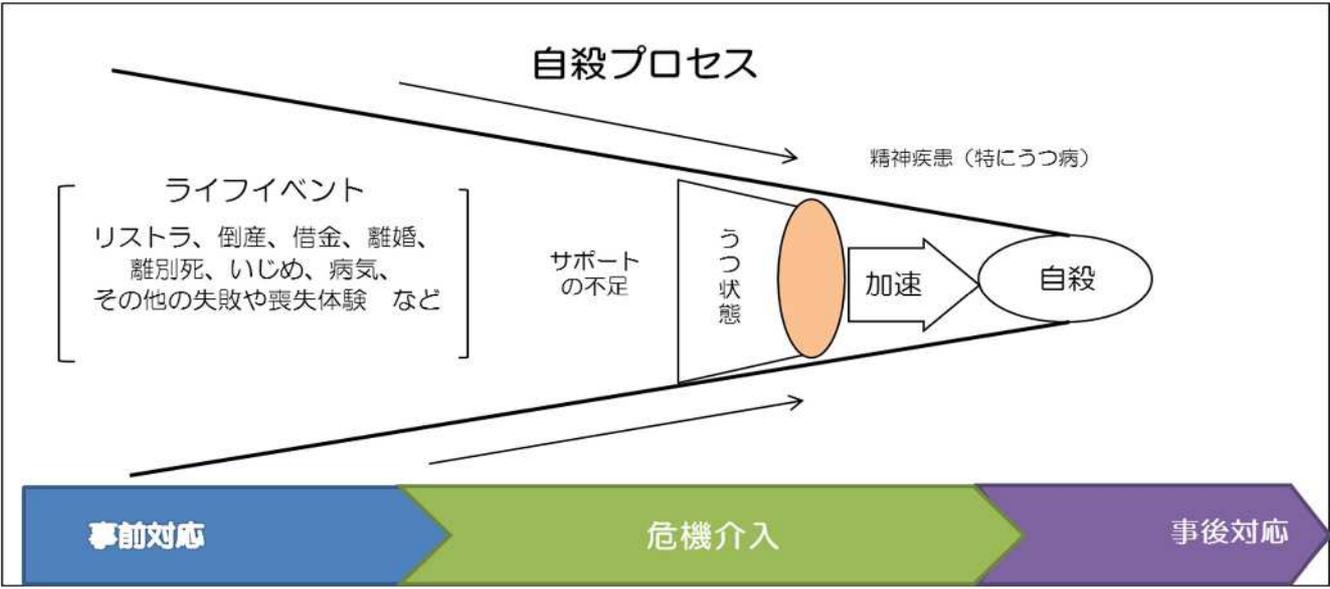
自殺の危険因子と保護因子について（自殺予防プロセス図参照）

自殺リスクを増加させるような状況や病気などを「危険因子」といい、逆に自殺を防ぐことに役立つと考えられているもの、危険因子を減少させるものを「保護因子」という。下記にそれぞれの一例を示す。

危険因子	状況的因子	<ul style="list-style-type: none"> ・ 死別、離別、失職、経済破綻、孤立など ・ ストレスの大きいライフイベント ・ 自殺手段への容易なアクセス
	社会文化的因子	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支援を求めることへの偏見や差別意識 ・ 特定の文化的・宗教的な信条 ・ 自殺行動や自殺者の影響への曝露
	個人的因子	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自殺企図歴、希死念慮 ・ 精神疾患（アルコールや薬物の乱用含む）、身体的あるいは慢性的な疾患 ・ 絶望感、孤立感、社会的支援の欠如
保護因子		<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会や人とのつながり、帰属感 ・ 良好な家族関係、対人関係、学業、仕事、余暇など ・ 様々な疾患に対するケアや支援体制 ・ 自殺予防に関する情報へのアクセスのしやすさ

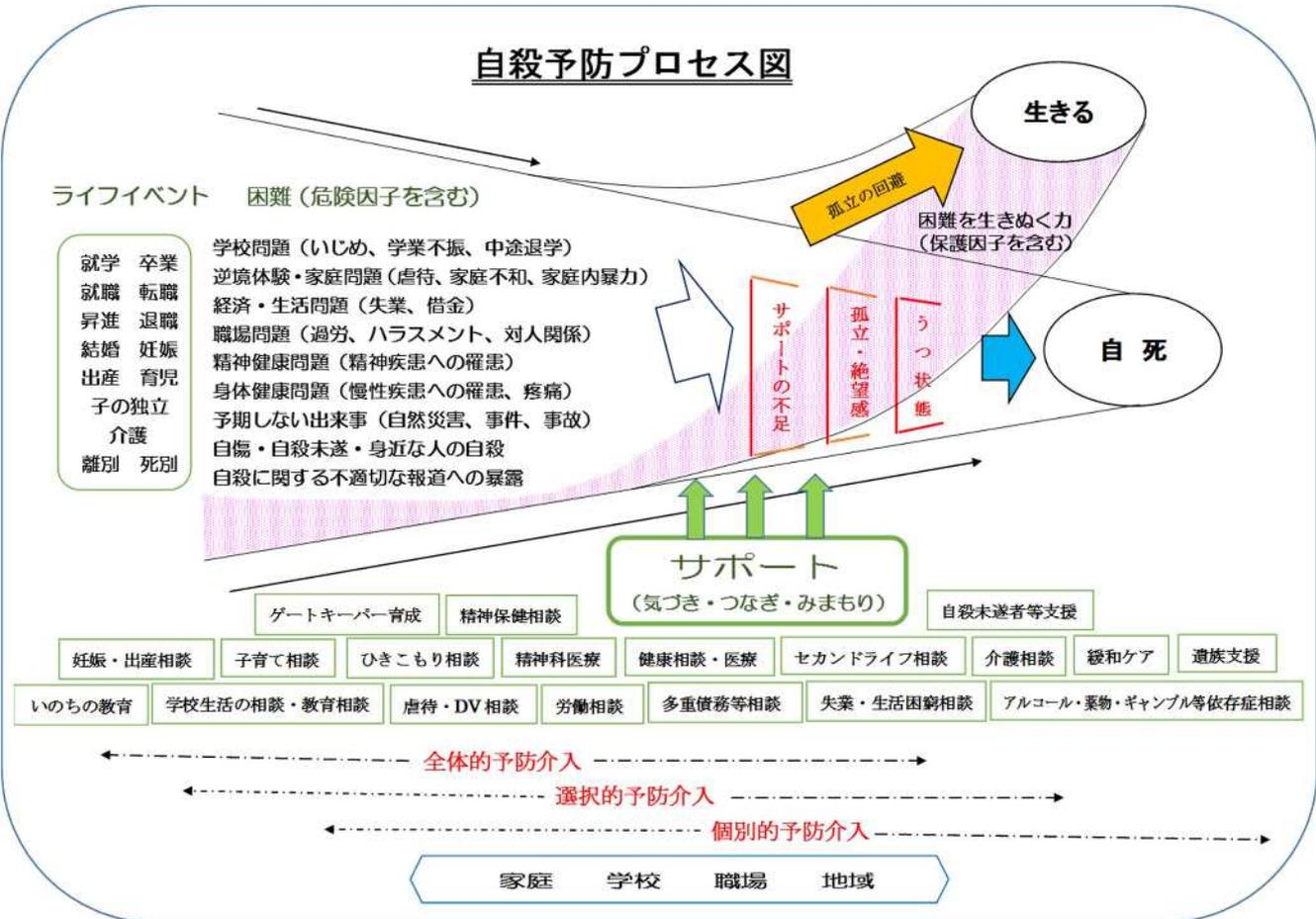
参考：日本精神神経学会「日常臨床における自殺予防の手引き」

図9 自殺プロセス図



作成：一般社団法人うつ病センター・六番町メンタルクリニック院長
張 賢徳 先生

図10 自殺予防プロセス図



5 地域包括ケアシステム推進ビジョンにおける自殺対策の推進について

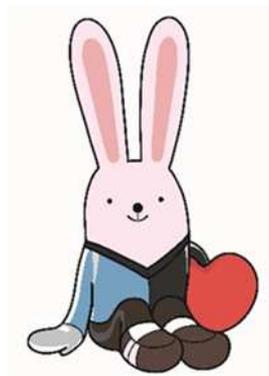
川崎市では、平成27年3月に「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」(以下「推進ビジョン」という。)を策定し、高齢者をはじめ、障害者や子ども・子育て世帯などに加え、現時点で他者からの支援を必要としない方々を含めた「全ての地域住民」を対象として、「地域包括ケアシステム」の構築を推進することとしている。

また、推進ビジョンにおいては、「川崎らしい都市型の地域包括ケアシステムの構築による誰もが住み慣れた地域や自ら望む場で安心して暮らし続けることができる地域の実現」という基本理念を掲げ、これを達成するための基本的な視点等を設定している。

川崎市自殺対策総合推進計画では、この推進ビジョンを上位概念として、「身近な地域の多様な主体と協働し、安心して暮らせるまちづくりと自殺に追い込まれない社会の実現を目指す」という基本理念を掲げている。この基本理念を達成するため、「自殺や精神疾患に関する啓発、地域や各組織における互助意識の醸成による、相談への抵抗軽減と孤立の防止」、「支援者間、および組織の連携強化による相談のアクセシビリティ向上と支援の包括的提供」により、市民が安心して生活し、その結果として、自殺者数および自殺死亡率が減少することを目指すとしている。

また計画は、自殺対策基本法及び自殺総合対策大綱を踏まえ、推進ビジョンの概念に同調し、「かわさきノーマライゼーションプラン」をはじめとする計画と連携を図り、また本市の新たな総合計画策定において整合性を図ることとしている。

このように、計画における取組の進捗が、自殺者の減少のみならず、「地域包括ケアシステム」の構築につながるよう進めている。



第3章 令和3年度の自殺対策の実施状況

1 3つの会議体の開催状況

(1) 川崎市自殺対策総合推進計画・庁内連携会議

令和3年度は、第1回を令和3年11月に開催し、「川崎市自殺対策の推進に関する報告書(令和2年度版)」について確認を行った。

第2回は令和4年3月に開催し、直近の自殺の状況と今後の取組について報告を行った。

(2) 川崎市自殺対策総合推進計画・地域連携会議

令和3年度は、第1回を令和3年10月に開催した。第3次川崎市自殺対策総合推進計画及び直近の自殺の状況について報告を行い、新型コロナウイルス感染症による取組への影響について、意見交換を行った。

第2回は令和4年3月に開催し、川崎市の自殺者数の現状について、報告を行った。また、川崎市自殺対策総合推進計画・地域連携会議の今後のあり方について、さらなる地域連携のための方向性を確認し、2名の委員から各所属での自殺対策に関する取組についての報告をもとに、各委員間での意見交換を行った。

(3) 川崎市自殺対策評価委員会

令和3年度は、第1回を令和3年10月に開催し、「川崎市自殺対策の推進に関する報告書(令和2年度版)」について説明し、主に自殺対策総合推進計画の進捗状況及び目標の達成状況の評価等について審議した。また、第2次川崎市自殺対策総合推進計画の総括についても審議を行った。

第2回は令和4年3月に開催し、自殺統計について報告を行うとともに、第3次川崎市自殺対策総合推進計画取組項目における成果指標について審議を行った。また、新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、川崎市自殺対策の推進に関する報告書に係る今後の見直しの必要性等について審議した。

2 条例第9条第1項に規定された9つの事項ごとの実施状況について

条例第9条第1項に規定された9つの事項ごとに、28の部署が全71の取組を実施した。

取組については、重点施策、基本施策、関連施策として大きく3つに分類している。

(取組の所管等詳細については、P47以降参照)

方針1 自殺の実情を知る

(1) 自殺の防止等に関する調査研究の推進並びに情報の収集、整理、分析及び提供

- 取組1【重点】自殺の防止等に関する情報の分析として、神奈川県警察本部より提供された自殺統計及び厚生労働省の人口動態統計のうち、死亡要因が自殺によるものについて、基本集計を行った。
- 取組2【基本】川崎市ホームページにおいて、こころの健康に関する相談先を掲載した。また、自殺の防止等に関する情報の提供として、「川崎市自殺対策の推進に関する報告書(令和2年度版)」を作成し、川崎市における自殺の概要や各取組項目について各所管課からの報告を掲載し、報道機関への資料提供とともにホームページ等で公開した。

(2) 自殺の防止等に関する市民の理解の増進

- 取組3【重点】自殺予防週間において川崎マリエンのライトアップを実施するとともに、普及啓発グッズ及び相談機関のリーフレットを配布した。また、自殺やメンタルヘルスについての正しい理解を広めるため、市民向け講演会「こころの健康セミナー」を開催した。
- 取組4【基本】冊子「かわさき労働情報」(毎月1回、3,600部発行、市内5人以上の事業所、労働組合及び関係機関等に送付)に、こころの健康に関する不調のサインの発見やその回復方法等についての記事、及び相談窓口の案内等を掲載した。
- 取組5【基本】第2期かわさき健康づくり21に基づき、心身の健康に関する講話等を各区役所地域みまもり支援センターにて実施するとともに、年代を特定しない集団に対する健康教育や、広報・イベント等の健康づくり事業を実施した。
- 取組6【基本】子どもの自尊感情や豊かな人間関係を育むため、各学校において「かわさき共生*共育プログラム」を実施するとともに、学校の取組を支援する研修会等を行った。

方針2 自殺防止のためにつながる

(3) 自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上

- 取組7【重点】一般市民から、サービス事業者、専門の支援者まで様々な立場の人を対象に、それぞれの立場でできるゲートキーパーの役割についての講座を行った。
- 取組8【重点】医療、保健、福祉等機関従事者を対象とした自殺予防セミナーにおいて、希死念慮の受け止め方やリスク判断など、具体的な対応方法を学んだうえで、事例検討を行い、支援者個人のスキルアップとともに、自殺予防のための連携促進を図った。
- 取組9【重点】自殺対策に関する市職員の人材育成として、医療、保健、福祉等機関従事者を対象とした自殺予防セミナーに、市職員にも周知し参加を呼びかけ参加があった。
- 取組10【重点】川崎市内の小中高等学校において、学校からの依頼に応じて、教職員等を対象としたメンタルヘルス、自殺予防に関する講座を実施した。
- 取組11【基本】神奈川県、横浜市、相模原市とともに早期にうつ病等の精神疾患に気づき、治療を受けられることを目的に身体科医師を対象に、かかりつけ医うつ病対応力向上研修を開催した。
- 取組12【基本】児童精神科医によるスーパーバイズを伴う事例検討会を行い、支援者のスキルアップおよび多機関、多職種連携を強化した。
- 取組13【基本】母子保健事業に携わる職員が、市民に対して的確な支援が提供できるよう、従事者のスキルアップを図るための研修を実施した。
- 取組14【基本】児童相談所職員、区役所地域みまもり支援センターの職員を対象として、子どものメンタルヘルスや自殺の背景及び自殺に至るまでのプロセス等の、専門的な知識を習得する研修を開催した。
- 取組15【基本】職員の資質向上として、ライフステージに応じた研修及び人権尊重教育推進担当者研修において人権尊重教育に関する研修を行った。
- 取組16【基本】教職員向け心の健康相談支援事業として、心の健康に起因する問題について、精神科医等による予約制の面接相談や相談事例に基づいた医学的な情報提供や研修会を行い、心の健康問題への啓発を実施した。
- 取組17【基本】困難を抱えたがん患者やその家族をケアするための人材の養成を目的に緩和ケア研修会(新型コロナウイルス感染症の影響により一部中止)を実施した。

(4) 職域、学校、地域等における市民の心の健康の保持に係る体制の整備

- 取組18【重点】川崎市内の小中高等学校において、学校からの依頼に応じて、教職員等を対象としたメンタルヘルス、自殺予防に関する講座を実施した。(再掲)
- 取組19【重点】匿名で利用できる電話相談として、こころの健康や病気の悩みに関連した相談について、電話相談を実施した。令和3年度は電話回線の増設、開設時間の拡充を行った。
- 取組20【基本】かわさきパラムーブメントの取組として、市民が主体となったプロジェクト推進の支援、推進イベント「かわパラ2021」の開催や、発達障害の子どもを対象とした「親子サッカー教室&パブリックビューイング」の開催、eスポーツを活用した取組などを実施した。
- 取組21【基本】企業や産業保健等を中心に、働く人を取り巻く職場環境やメンタルヘルス対策として、川崎商工会議所との共催による職場の安全・安心セミナーを開催した。
- 取組22【基本】各区役所地域みまもり支援センター高齢・障害課において、社会福祉職・保健師・心理職の専門職による精神保健福祉に関する幅広い相談を窓口及び電話、訪問等で受け、必要に応じて利用可能な制度や社会資源の案内を行った。
- 取組23【基本】依存症に関連する相談支援に応じるとともに、認知行動療法的プログラム「だるま〜ぷ」や依存症問題に悩む家族のためのセミナーを開催した。
- 取組24【基本】社会的ひきこもり当事者およびその家族へ相談、家庭訪問等のアウトリーチ支援を行うとともに、当事者や家族グループ活動、市民講演会開催等による普及啓発、スーパーバイズや従事者研修会開催による支援者の育成を行った。また、ひきこもり支援ネットワーク連絡会を開催した。
- 取組25【基本】心神喪失者等医療観察法への対応として、裁判所による入院・通院の決定により、法の下、保護観察所や地域みまもり支援センターと連携して、入院処遇中からケア会議等を行い、通院処遇対象者に定期的な面接や訪問、ケア会議等を実施した。
- 取組26【基本】高齢者が要支援・要介護状態になることを予防するとともに、要介護状態になった場合においても可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう介護予防教室等実施事業や地域介護予防活動支援事業に取り組んだ。
- 取組27【基本】がん患者とその家族を対象に毎月1回、オンラインも活用しながら、がん患者サロンを開催した。また、不安や悩みを抱えるがん患者・家族にはがん相談支援センターで個別対応を行うとともに、がん相談支援センター利用促進のための広報を行った。
- 取組28【基本】スクールカウンセラーの配置や派遣により、児童生徒、保護者、教職員に対する相談や教職員に対するコンサルテーション、心理に関する校内研修等を実施した。また、スクールソーシャルワーカーが、養育や経済的な課題などを抱える家庭の保護者や児童生徒に対し、必要な情報提供や地域のサポート資源を紹介するなどの調整、支援を行った。
- 取組29【基本】市職員のメンタルヘルス対策として各種研修やストレスチェックを実施するとともに、市職員の悩みや不安が解消され、心の健康が実現されるよう相談支援を実施した。

(5) 自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対処を行う体制の整備及び充実

- 取組30【重点】川崎市自殺対策の推進に関する条例に基づき、自殺対策に係る関係機関の密接な連携と協力により、本市における自殺総合対策を円滑に進めるため川崎市自殺対策総合推進計画・地域連携会議を開催した。
- 取組31【基本】市民生活・市政等相談として、日常生活での困り事などの相談に応じたり、特別相談として、弁護士、司法書士、専門相談員等が、専門知識が必要な相談に応じた。
- 取組32【基本】人権意識の普及や協働・連携による取組として、「かわさき人権フェア」を実施

した。また、性的マイノリティの理解促進に関するイベントとして「ピープルデザインシネマ2022」を実施した。

- 取組33【基本】女性のための総合相談として、ハローウィメンズ110番や面接相談、法律相談を実施するとともに、男性のための電話相談を実施した。
- 取組34【基本】国際交流センターにて、外国人市民に対し、多言語で行うワンストップ型の情報提供及び相談を実施した。
- 取組35【基本】市役所及び中原区役所に労働に関する相談窓口を設置し労働相談を実施した。また、神奈川県との共催により、月1回の弁護士労働相談と年6回の街頭労働相談会を開催した。
- 取組36【基本】若年無業者等の職業的自立に向けて、心理カウンセリング、職業人セミナー、職場体験、社会参加継続支援、保護者向けセミナー等を実施することにより、総合的な支援に取り組んだ。
- 取組37【基本】就職に関する総合相談窓口を開設し、個別相談、職業紹介、就職活動に役立つセミナー、心理カウンセリング等を実施した。
- 取組38【基本】商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問合せなどの消費生活相談を専門の相談員が受け付け、公正な立場であっせん等の処理に当たった。
- 取組39【基本】生活困窮者の悩みや困難が解消されるよう、失業を中心に、住まい、債務、メンタルヘルス等生活困窮者の複合的な課題に対応できるよう相談支援員を配置し、個々の状況に合わせた就労支援等を行った。
- 取組40【基本】市内の福祉事務所において、生活保護法の趣旨や制度についての説明や、相談者個々人の相談内容に応じた適切な助言を行い、保護申請の意思が確認された場合は、申請手続きについて助言した。
- 取組41【基本】区役所にて、認知症等により要介護者となった人の家族を対象に、認知症高齢者介護教室を実施した。また、認知症コールセンターにより、認知症のピアカウンセリングや認知症専門医による相談を実施し、認知症の人と家族の地域生活を支援した。
- 取組42【基本】高齢者や介護者の多様なニーズを踏まえ、要支援者等を対象とした訪問型・通所型サービスを実施し、介護予防の取組を進めた。
- 取組43【基本】協力事業者と行政機関、関係機関等が、見守りネットワークの構築に取り組み総合連携を図った。また、協力事業者から連絡を受けた行政機関において、要支援者を早期に発見し適切な支援や対応を実施した。
- 取組44【基本】障害を理由とする差別解消の推進に向け、普及啓発・周知、相談等の体制整備、情報の収集、整理等を行うとともに、障害者差別解消支援地域協議会を開催し、障害を理由とする差別に関する相談事例の共有や情報交換を通して、課題解決に取り組んだ。
- 取組45【基本】障害者相談支援センターは令和3年度10月から26か所（基幹型3、地域型23）に編成し、相談支援体制を強化した。障害者相談支援センターが総合相談を適切に実施できるよう、研修や制度説明等を行う障害者相談支援センター等連絡会を実施した。また、地域自立支援協議会を開催し、教育と福祉の連携に関する課題についての協議等を行った。
- 取組46【基本】障害のある方の在宅生活や日中活動の場を充実させるため、障害者総合支援法に基づく訪問系サービスや日中活動系サービス、地域生活支援事業等の様々なサービスを提供するとともに、サービスの充実に向けた取組を行った。
- 取組47【基本】精神障害者の地域移行・地域定着支援について、専門部会を設け、ワーキンググループによる取組を進めるとともに、研修会の開催やアンケート調査の実施を行った。
- 取組48【基本】地域就労援助センターにおいて一般就労が困難な障害者の就労を促進するため、

就労に関する個別相談や求職活動及び職場定着支援等を実施するとともに、市内就労移行支援事業所等と連携し、川崎南部・中部・北部の地区別に就労支援ネットワーク会議を開催した。

- 取組49【基本】災害時PFAと心理対応研修へ職員を派遣し、「サイコロジカル・ファーストエイド（心理的応急処置：PFA）」に関する基本技能の習得や、災害時の心理的反応等、基本的な対応スキルの習得を行った。
- 取組50【基本】母子保健相談支援事業にて育児支援等を必要とする妊産婦を対象に、ニーズに応じた支援につなぐため、電話相談を実施した。また、妊婦とパートナーを対象に妊娠期サポート事業（両親学級）を開催し育児知識の普及や情報提供を行った。
- 取組51【基本】各児童相談所や各区役所地域みまもり支援センターにおいて、各専門職が子どもに関する悩みや困難に関して、保護者や子どもの相談支援を実施し、相談内容により、関係機関等と密に連携して対応した。
- 取組52【基本】児童相談所虐待相談ダイヤル189（いちはやく）、川崎市児童虐待防止センター、児童・青少年電話相談、かながわ子ども家庭110番相談LINE等を実施し、子どもや家庭等への様々な悩みや困りごとに対応した。
- 取組53【基本】里親家庭や児童養護施設などに措置されるなど、社会的養護を必要とする子どもの社会的自立を支えるため、必要な情報提供や就労相談の支援、施設等退所後の相談支援等を実施した。
- 取組54【基本】各区役所において、女性相談員が様々な困難を抱える女性の相談及び支援を実施した。また、DV相談支援センターにおける電話相談を実施した。
- 取組55【基本】ひとり親家庭の対象者に児童扶養手当の支給を実施するとともに、ひとり親家庭の親の就労による自立に向けた自立支援プログラム策定や、家事・育児等支援として支援員派遣、子どもに対する生活・学習支援等を実施した。
- 取組56【基本】全小学校に児童支援コーディネーターを配置し、支援の必要な児童に対する支援を実施した。またスキルアップに向けた研修を実施した。
- 取組57【基本】子どもの悩みや困難が解消されるよう、電話相談（教育一般）や子ども専用電話相談、24時間子供SOS電話相談を実施した。
- 取組58【基本】ネット、携帯端末等を使ったインターネット問題に関する子どもの悩みや困難が解消されるよう、電話・メール相談を実施するとともに、インターネットパトロールや未然防止等を目的としたリーフレット配布等、トラブル防止のための取組を行った。
- 取組59【基本】子どもの権利侵害と男女平等にかかわる人権侵害を管轄し、相談及び救済の申立てを受け関係機関との連携・協力のもと、相談者に寄り添い、相談者と共に問題解決を図った。
- 取組60【関連】経済状況の急激な変化に直面し経営の安定に支障が生じている中小企業者に対し、中小企業信用保険法「セーフティーネット保証制度」の申請を受け、認定を行った。また、認定事務の緩和を実施した。
- 取組61【関連】プラットホームからの転落や走行中の列車との接触事故を防ぎ、障害者や高齢者等の移動の円滑化及び鉄道利用者の安全の確保を目的とし、鉄道駅舎におけるホームドア等の設置支援を行った。

（6）民間団体の行う自殺の防止等に関する活動に対する支援

- 取組62【基本】ボランティアによる電話相談事業を行っている「社会福祉法人川崎いのちの電話」に対し、運営費の補助および、講演や相談員募集等の広報協力を行った。

方針3 自殺防止のために支える

(7) 自殺の防止に向けた早期かつ適切な医療を提供するための体制の整備

- 取組63【基本】精神科医療体制の整備として、外来対応の初期救急から、入院治療が必要な二次救急、自傷他害のおそれのある場合の警察官通報を、神奈川県、横浜市、相模原市と協調し、県内の精神科医療機関の協力を得て、24時間体制で実施した。また、措置入院となった方に対して、包括的かつ継続的に支援を受けられることを目的として、退院後支援の取組を実施した。
- 取組64【基本】DPAT（災害精神医療チーム）の支援活動に必要な機材購入等の体制整備を進めた。市で実施した保健医療調整本部での設置訓練で得られた課題等に重点を置き、体制整備を行った。
- 取組65【関連】市内全救急事案に対して、29隊の救急隊で救急搬送体制を整備した。

(8) 自殺未遂者に対する支援

- 取組66【重点】川崎市中部地区の三次救急医療機関に救急搬送された自殺未遂者等に対し、自殺対策連携推進員等による電話や面接を通じた相談支援を実施した。また、「川崎市中部地区自殺未遂者支援地域連携推進会議」において、支援経過と今後のフォローアップ支援の確認を行った。また、川崎市北部地区において、自殺未遂者支援地域連携体制構築に向けた取組を開始した。

(9) 自殺者及び自殺未遂者の親族等に対する支援

- 取組67【重点】大切な人を自死で亡くされた方に、安心して体験を語れる場を提供することを目的に、自助グループ等の運営支援及び相談機関の情報提供等を行った。
- 取組68【基本】自殺により遺された人等へのケアや必要な情報提供、自殺について話せる機会の確保を目的に自死遺族電話相談を実施した。
- 取組69【基本】遺児について、児童養護施設の指導員や心理士、里親と児童相談所の児童心理司が連携して児童の心理的ケアを行った。
- 取組70【基本】スクールカウンセラーの配置や派遣により、児童生徒、保護者、教職員に対する相談や教職員に対するコンサルテーション、心理に関する校内研修等を実施した。また、スクールソーシャルワーカーが、養育や経済的な課題などを抱える家庭の保護者や児童生徒に対し、必要な情報提供や地域のサポート資源を紹介するなどの調整、支援を行った。（再掲）
- 取組71【基本】遺族、管理監督者、同僚向けのリーフレット及び手引きを職員共用システムに掲載した。自死が発生した場合に関係部署へのケアを行った。

3 新型コロナウイルス感染症による取組への影響について

(1) 背景・各所管における影響の確認方法

新型コロナウイルス感染症は、日本では令和2年1月以降感染が拡大し、令和2年4月7日には7都府県（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、大阪府、兵庫県及び福岡県）に緊急事態宣言が発出され、4月16日には全都道府県が対象となった。5月25日には全ての都道府県の緊急事態宣言が解除されたが、以降も緊急事態宣言やまん延防止等重点措置等が長期にわたり適用になった。

令和3年度においても、一時感染者数が減少したものの令和4年1月以降感染者数が急増し、まん延防止等重点措置等が再び適用される等、取組への影響が懸念される状況となり現在に至るまで収束の見通しがたっていない状況が継続している。

このような社会情勢を受け、令和2年度報告書の本項目においてコロナ禍における川崎市自殺対策

総合推進計画の取組についても影響が大きいと考えられたことから、川崎市自殺対策評価委員会からの意見をもとに「令和2年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書」において、「新型コロナウイルス感染症による取組への影響」について影響の有無の記載項目を追加し、集約を行った。また、影響が「有」となったものについて、「新型コロナウイルス感染症の影響により変更や中止となった事業内容」及び「新型コロナウイルス感染症の影響により新規や臨時的に実施した事業内容」の2点について、記載項目を設け、集約を行った。

令和3年度における新型コロナウイルス感染症による取組への影響については、令和2年度から継続しさらに長期化していることを鑑み、「新型コロナウイルス感染症による取組への影響（どういふ状況の変化があったか）」という記載項目を追加し、取組の前提となる状況や対象者の変化を確認した。さらに、各取組項目における「変更や中止となった事業」、「新規や臨時的に実施した事業」について集約を行った。

(2) 影響の内容

全71取組項目における新型コロナウイルス感染症による取組への影響について、詳細は以下のとおりとなった。

- 新型コロナウイルス感染症による取組への影響(状況の変化)があったもの…49項目(69.0%)
- 変更や中止となった事業…34項目(47.9%)
- 新規や臨時的に実施した事業…16項目(22.5%)

(3) 新型コロナウイルス感染症による取組への影響(どういふ状況の変化があったか)

長期化するコロナ禍において、社会的な変化等にも着目し、各取組項目において新型コロナウイルス感染症の影響によりどのような状況の変化が起きているかを集約し、表7に記載した。その内容については大きく次のとおり分類し、分類に該当する取組内容の抜粋を記載した。

1 感染症対策により対面や集合での事業に困難が生じている

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、対面や集合形式での事業実施が困難になったことから、従来の形式での事業実施が困難となっている。

(各取組項目における例)

- 感染予防対策のため、オンラインを活用した研修の実施があった。また、対面開催の場合でも、参加者同士の間にはアクリルパネルを設置し、ロールプレイ等を実施した研修もあった(取組7 ゲートキーパーの養成)
- 感染対策の観点から、一部の対面相談の実施が難しい状況となった(取組31 市民相談の実施)
- イベントの規模縮小、オンライン化の推進(取組32 人権関連事業)
- 対面での会議、研修など、大人数が集まることができず、意見交換や交流を目的とした集まりが開催できなくなった。新型コロナウイルスの感染防止のため、障害のある人や家族からの相談に対して、訪問や面談を行うことができず、対応が遅れたり、電話等での対応をしたりせざるを得ない状況となった(取組45 障害者に対する相談支援事業)

2 対象者層に変化が生じている

長期化するコロナ禍において、取組の対象者層に変化が生じている。

(各取組項目における例)

- 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、女性への暴力や雇用面での男女格差など平時

の様々なジェンダー課題が顕在化した（取組33 男女共同参画センターにおける総合相談）

○有効求人倍率の低下や長期失業者の増加等に見られる雇用環境の悪化（取組37 キャリアサポートかわさき）

○コロナ禍の感染対策について理解できない認知症の人を介護する家族からの相談、社会との接点が減少したことにより認知症になったのではないかとという不安による相談が増加した（取組41 介護者への支援）

○市内精神科病院において、入院患者や職員の感染が報告され、感染拡大予防の観点から面会時間の短縮や中止、外出の制限等が設けられるようになり、地域移行支援に十分に取り組めない状況となった（取組47 地域移行・地域定着支援事業）

○子どもの相談件数は、前年度並みであったが、例年は子ども本人からの相談が半数を超えていたが、令和3年度は、父母からの相談が半数を超えた。また、男女平等の相談の内、DVに関する件数が令和2年度は14件であったが、令和3年度は22件となった（取組59 人権オンブズパーソンによる相談等の実施）

3 制度に変更がある等新たな事業内容が生じている

新型コロナウイルスの影響により生じた新たな課題に対して、制度に変更があるなどの理由から新たな事業が実施されている。

（各取組項目における例）

○住居確保給付金の申請がコロナ禍以前に比して引き続き多く、また、生活困窮者自立支援金の創設、住居確保給付金の特例の再支給や社会福祉協議会の特例貸付の延長等生活困窮者に対する各種制度の新設や改正が相次ぎ、相談支援を行いながら、制度の理解や周知・申請事務を実施する必要があった（取組39 生活困窮者への支援）

○ひとり親世帯に対して新型コロナウイルスの感染拡大を受けた特別給付金を支給した（取組55 ひとり親家庭の自立支援）

（4） 変更や中止となった事業について

「変更や中止となった事業」に記載された34項目においては、まず、方針2「自殺防止のためにつながる」の「事項2 自殺の防止等に関する市民の理解の増進」に該当があり、これまで対面で行ってきた普及啓発等の実施ができず、集合の場面での広報機会も縮小した。

次に、「事項4 職域、学校、地域等における市民の心の健康の保持に係る体制の整備」ではほぼ全ての取組が該当しており、「事項5 自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対処を行う体制の整備及び充実」においても多くの取組が該当している。各取組に関連する事業が、感染症拡大に伴い中止または開催回数の縮小や延期、オンライン等へ開催方法が変更される等した。相談体制の面においても、対面での相談体制の確保、集団での事業の実施が困難となり、中止や定員の縮小等、制限が加えられたうえでの実施となる取組もあった。また、感染拡大時に、医療機関や施設への立ち入りが不可となり事業実施が困難となった取組も見られた。

（5） 新規や臨時的に実施した事業について

「新規や臨時的に実施した事業」に記載された16項目においては、まず、方針2「自殺防止のためにつながる」の「事項2 自殺の防止等に関する市民の理解の増進」に関連する取組が該当している。自殺の防止等における普及啓発について、これまで対面や集合形式で行っていた取組の実施ができなかった際の臨時的な取組として、代わりとなる手法を工夫し、取組が停止しないよう実施した。

次に、「事項4 職域、学校、地域等における市民の心の健康の保持に係る体制の整備」及び「事項5 自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対処を行う体制の整備及び充実」に関連する割合も高く、相談体制については、対面での相談に代わり電話やオンラインの活用が図られた。また、対面で事業に参加できなかった人へのフォローアップや、コロナ関連の新たな相談や、YouTube や Web 広告等インターネットを活用した事業が展開された。制度の改正により新たな事業内容が生じた取組もみられた。

表6 新型コロナウイルス感染症の影響により新規や臨時的に実施した事業（抜粋）

取組番号	取組名称	新型コロナウイルス感染症の影響により新規や臨時的に実施した事業	所管課
3	自殺予防に関する普及啓発事業	ライトアッププロジェクト（令和2年度から実施） 市内金融機関等での普及啓発物の配布の実施（令和2年度から実施）	健康福祉局 総合リハビリテーション推進センター
19	こころの電話相談	平日1回線を2回線に、土日祝、年末年始の開設を行った	健康福祉局 総合リハビリテーション推進センター
22	各区役所における精神保健相談	講演会等は、一部YouTube 配信等の手法を導入し、普及啓発の取組を実施した	健康福祉局 精神保健課
25	心神喪失者等医療観察法への対策	オンラインによるケア会議を実施	健康福祉局 精神保健課 総合リハビリテーション推進センター
26	一般介護予防事業	「通いの場」に来られなくなった高齢者の孤立化を防止するため、ボランティアが参加者へ定期的に架電し、生活状況の聞き取りや、安否確認を実施した	健康福祉局 健康増進担当 地域包括ケア推進室
27	がん患者やその家族への支援の取組	<川崎病院>オンラインのがんサロンの紹介 <井田病院>ピンクリボンサークルのオンラインの意見交換会を開始、がん相談支援センター通信の発行開始	病院局 経営企画室
31	市民相談の実施	新型コロナウイルス感染症により困難な状況にある市民の相談を受け付けるコロナ関連弁護士無料相談会を実施	市民文化局 市民活動推進課
32	人権関連事業	コロナウイルス感染症の患者、濃厚接触者、医療従事者等に対する差別をなくすための啓発ページを制作・公開	市民文化局 人権・男女共同参画室
33	男女共同参画センターにおける総合相談	内閣府の地域女性活躍推進交付金を活用して、通話料無料の電話相談を実施した。同交付金を活用し相談員人材育成研修を実施するとともに相談記録システムを新たに構築した	市民文化局 人権・男女共同参画室
36	コネクションズかわさき（かわさき若者サポートステーション）	企業4社の職場紹介動画を撮影し、利用者がいつでも視聴できるよう、YouTube 上で公開	経済労働局 労働雇用部

取組番号	取組名称	新型コロナウイルス感染症の影響により 新規や臨時的に実施した事業	所管課
37	キャリアサポートかわさき	令和2年度からの求人開拓体制強化の継続、事業サイトに相談申込フォームを開設・オンライン相談を令和3年3月から開始、Web広告（リスティング広告等）の実施	経済労働局 労働雇用部
39	生活困窮者への支援	広報の手段としてだいいJOBセンターのツイッターを開始した	健康福祉局 生活保護・自立支援室
46	障害者の地域生活支援の充実	感染症対策の負担軽減のため、衛生用品の配布、補助金交付を行った	健康福祉局 障害計画課
47	地域移行・地域定着支援事業	部会やワーキングでの取り組み、研修の開催等についてはオンラインの手法を活用しながら実施した	健康福祉局 精神保健課 総合リハビリテーション推進センター
50	川崎市妊娠・出産包括支援事業	オンライン両親学級	こども未来局 こども保健福祉課
55	ひとり親家庭の自立支援	より困難が生じているひとり親家庭等に対する支援として子育て世帯生活支援特別給付金の支給を行った（ひとり親世帯分：6,096世帯）	こども未来局 こども家庭課

表7 新型コロナウイルス感染症による取組への影響一覧

方針1 自殺の実情を知る						
施策体系	取組番号	取組名称	新型コロナウイルス感染症による取組への影響 (どういう状況の変化があったか)	変更や中止となった事業	新規や臨時的に実施した事業	所管課
事項1 自殺の防止等に関する調査研究の推進並びに情報の収集、整理、分析及び提供	1	自殺対策に関する調査研究		—	—	健康福祉局 総合リハビリテーション推進センター
	2	自殺対策に関する情報提供	—	—	—	健康福祉局 総合リハビリテーション推進センター
事項2 自殺の防止等に関する市民の理解の増進	3	自殺予防に関する普及啓発事業	感染予防のため、令和2年度以降、世界自殺予防デーに実施していた街頭キャンペーンを中止している。また、市民向け講演会「こころの健康セミナー」は開催したが、会場とオンラインのハイブリッド開催とした	街頭キャンペーン（中止） 市民向け講演会「こころの健康セミナー」（開催方法の変更）	ライトアッププロジェクト（令和2年度から実施） 市内金融機関等での普及啓発物の配布の実施（令和2年度から実施）	健康福祉局 総合リハビリテーション推進センター
	4	産業保健分野への普及啓発	—	—	—	経済労働局 労働雇用部
	5	かわさき健康づくり21関連事業	集団に対する健康教育は令和2年度に新型コロナウイルス感染症の影響で地域への健康教育の機会が減少したことから例年と比較して大幅に減少したが、令和3年度には若干の回復傾向がみられた	—	—	健康福祉局 健康増進担当

方針1 自殺の実情を知る						
施策体系	取組番号	取組名称	新型コロナウイルス感染症による取組への影響 (どういふ状況の変化があつたか)	変更や中止となつた事業	新規や臨時的に実施した事業	所管課
事項2 自殺の防止等に関する市民の理解の増進	6	「いのち、こころの教育」の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの権利学習派遣事業については、感染拡大防止のため、実施できなかった学校があつた ・道徳教育推進事業については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から参集型（学校での授業公開を含む）での研修が難しくなつた 	—	—	教育委員会事務局 教育政策室 総合教育センター 指導課

方針2 自殺防止のためにつながる						
施策体系	取組番号	取組名称	新型コロナウイルス感染症による取組への影響 (どういふ状況の変化があつたか)	変更や中止となつた事業	新規や臨時的に実施した事業	所管課
事項3 自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上	7	ゲートキーパーの養成	感染予防対策のため、オンラインを活用した研修の実施があつた。また、対面開催の場合でも、参加者同士の間にアクリルパネルを設置し、ロールプレイ等を実施した研修もあつた	—	—	健康福祉局 総合リハビリテーション推進センター
	8	保健福祉医療関係における自殺対策人材育成研修	開催回数及び開催方法の変更	自殺予防セミナー	—	健康福祉局 総合リハビリテーション推進センター
	9	自殺対策に関連する市職員の人材育成	行政職員を対象とした研修開催ができなかつた	—	—	健康福祉局 総合リハビリテーション推進センター

方針2 自殺防止のためにつながる						
施策体系	取組番号	取組名称	新型コロナウイルス感染症による取組への影響 (どういふ状況の変化があったか)	変更や中止となった事業	新規や臨時的に実施した事業	所管課
事項3 自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上	10	学校出前講座の実施	—	—	—	健康福祉局 総合リハビリテーション推進センター
	11	かかりつけ医うつ病対応力向上研修	定員の縮小	かかりつけ医うつ病対応力向上研修	—	健康福祉局 総合リハビリテーション推進センター
	12	児童・思春期精神保健研修会等の開催	—	—	—	健康福祉局 総合リハビリテーション推進センター
	13	母子保健事業における人材育成研修	感染状況を考慮し、オンライン研修とした。	—	—	こども未来局 こども保健福祉課
	14	児童分野における精神保健等に関する包括的研修	感染症対策の実施	参加人数を制限する等の感染症対策を実施した上で開催	—	こども未来局 児童家庭支援・虐待対策室
	15	教職員の資質向上	—	—	—	教育委員会事務局 教育政策室 総合教育センター
	16	教職員向け心の健康相談支援事業	—	—	—	教育委員会事務局 健康教育課
	17	緩和ケア研修会の開催	予定していた研修会が延期となったり、感染防止の観点から院内関係者のみの研修となる場合があった	<川崎病院>緩和ケア研修会(ELNEC-J:看護師向け)を中止した。 <井田病院>まん延防止等重点措置の適用が予定されていたため、令和4年1月21日の緩和ケアスキルアップフォローアップ研修会を中止し3月に開催した	—	病院局 経営企画室

方針2 自殺防止のためにつながる						
施策体系	取組番号	取組名称	新型コロナウイルス感染症による取組への影響 (どういふ状況の変化があったか)	変更や中止となった事業	新規や臨時的に実施した事業	所管課
事項4 職域、学校、地域等における市民の心の健康の保持に係る体制の整備	18	学校出前講座の実施(再掲)	—	—	—	健康福祉局 総合リハビリテーション推進センター
	19	こころの電話相談	川崎市こころの電話相談の開設時間の拡充を行った	—	平日1回線を2回線に、土日祝、年末年始の開設を行った	健康福祉局 総合リハビリテーション推進センター
	20	心のバリアフリーに向けた取組	イベントの中止・延期や人数制限、オンライン化	理念浸透に向けたイベントの一部の中止(北部・中部開催分)	—	市民文化局 パラムーブメント推進担当
	21	地域・職域連携推進事業	職場の安全・安心セミナーの定員を縮小した。また、一部広報機会が中止となった	職場の安全・安心セミナー(変更) 全国労働衛生週間川崎地区大会における広報等(中止)	—	健康福祉局 総合リハビリテーション推進センター 健康増進担当
	22	各区役所における精神保健相談	これまで集合形式で主に行っていた精神保健福祉に関する知識等の普及啓発を目的とした各種講演会等の実施が、感染拡大防止の観点から難しくなった	予定していた集合形式の講演会等が中止となった	講演会等は、一部YouTube配信等の手法を導入し、普及啓発の取組を実施した	健康福祉局 精神保健課
	23	依存症への対策	・新型コロナウイルスの流行により、集会を行う上での人数制限や距離の確保など感染症対策が強化された ・新型コロナウイルスの流行の長期化により、精神的なストレスや不安を感じる方の増加が懸念された	・川崎アクションフォーラム中止 ・家族セミナー8月、9月中止		健康福祉局 総合リハビリテーション推進センター
	24	社会的ひきこもり相談		—	—	健康福祉局 総合リハビリテーション推進センター

方針2 自殺防止のためにつながる						
施策体系	取組番号	取組名称	新型コロナウイルス感染症による取組への影響 (どういう状況の変化があったか)	変更や中止となった事業	新規や臨時的に実施した事業	所管課
事項4 職域、学校、地域等における市民の心の健康の保持に係る体制の整備	25	心神喪失者等医療観察法への対策	新型コロナウイルスの感染防止策を取りながら、出来る範囲でケア会議及び訪問支援を実施した	例年行われる地域連絡協議会の日程変更があったり、運営連絡協議会が書面開催となったりした。また時期によっては病院への訪問ができないこともあった	オンラインによるケア会議を実施	健康福祉局 精神保健課 総合リハビリテーション推進センター
	26	一般介護予防事業	新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、「通いの場」の活動が度重なって中止となった	「通いの場」の活動が再開した後も高齢者の参加者数が減少した	「通いの場」に来られなくなった高齢者の孤立化を防止するため、ボランティアが参加者へ定期的に架電し、生活状況の聞き取りや、安否確認を実施した	健康福祉局 健康増進担当 地域包括ケア推進室
	27	がん患者やその家族への支援の取組	緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置によりがん患者やその家族との対面でのがんサロンの開催ができなかった	<川崎病院>がんサロンの開催をオンライン開催とした。 <井田病院>がんサロンの開催を通年で中止した	<川崎病院>オンラインのがんサロンの紹介 <井田病院>ピンクリボンサークルのオンラインの意見交換会を開始、がん相談支援センター通信の発行開始	病院局 経営企画室
	28	スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置	スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーとの合同会議について第4回目が中止となり、年3回の開催となった	第4回 SC・SSW 合同連絡会議及び合同研修会 (2/7)	—	教育委員会事務局 教育政策室 指導課 総合教育センター
	29	川崎市職員メンタルヘルス対策	<ul style="list-style-type: none"> 集合形式の研修が、感染拡大防止の観点から難しくなった。その代替として、eラーニングやDVD研修、オンライン研修を取り入れた 感染リスクを減らすため、オンラインによる面接を導入した 	階層別研修は新任課長研修、技能・業務職員研修以外は集合形式からeラーニングへ変更。ストレスチェックの職場環境改善研修は集合形式からDVD研修へ変更。セルフケア研修の第2回目は、集合形式からオンライン研修(ZOOM)へ変更	—	総務企画局 職員厚生課

方針2 自殺防止のためにつながる						
施策体系	取組番号	取組名称	新型コロナウイルス感染症による取組への影響 (どういう状況の変化があったか)	変更や中止となった事業	新規や臨時的に実施した事業	所管課
事項5 自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対応を行う体制の整備及び充実	30	自殺予防に関わる機関、民間団体等による連携促進	川崎市自殺対策総合推進計画・地域連携会議及びかながわ自殺対策会議については、オンラインを併用とした会議となった。また、九都県市自殺対策キャンペーン連絡調整会議については、書面開催となった	川崎市自殺対策総合推進計画・地域連携会議 かながわ自殺対策会議 九都県市自殺対策キャンペーン連絡調整会議	—	健康福祉局 総合リハビリテーション推進センター
	31	市民相談の実施	感染対策の観点から、一部の対面相談の実施が難しい状況となった	一部の相談の対面相談の休止、電話相談への切替等	新型コロナウイルス感染症により困難な状況にある市民の相談を受け付けるコロナ関連弁護士無料相談会を実施	市民文化局 市民活動推進課
	32	人権関連事業	イベントの規模縮小、オンライン化の推進	性的マイノリティ関係で、例年ブースを出すことを予定していたイベントが中止や縮小となった	コロナウイルス感染症の患者、濃厚接触者、医療従事者等に対する差別をなくすための啓発ページを制作・公開	市民文化局 人権・男女共同参画室
	33	男女共同参画センターにおける総合相談	新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、女性への暴力や雇用面での男女格差など平時の様々なジェンダー課題が顕在化した。内閣府の調査（コロナ禍の女性への影響と課題に関する研究）によると非正規雇用の女性に大きな影響をもたらしたとのこと	【女性の総合相談】の法律相談について、実施日及び時間を変更	内閣府の地域女性活躍推進交付金を活用して、通話料無料の電話相談を実施した。同交付金を活用し相談員人材育成研修を実施するとともに相談記録システムを新たに構築した	市民文化局 人権・男女共同参画室

方針2 自殺防止のためにつながる						
施策体系	取組番号	取組名称	新型コロナウイルス感染症による取組への影響 (どういう状況の変化があったか)	変更や中止となった事業	新規や臨時的に実施した事業	所管課
事項5 自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対処を行う体制の整備及び充実	34	外国人窓口相談 (多文化共生総合相談ワンストップセンター)	令和3年度における相談状況のうち、コロナ関連相談の割合が高かった相談内容は「通訳・翻訳」、「医療」、「住宅」、「その他」となっており、内容は、それぞれワクチン接種、住宅確保給付金、その他新型コロナウイルス感染症に関する支援策の案内や申込(申請)の支援などであった	—	—	市民文化局 多文化共生推進課
	35	労働相談の実施	—	—	—	経済労働局 労働雇用部
	36	コネクションズかわさき(かわさき若者サポートステーション)	一部協力企業の仕事量減少やクラスターの発生による、職場体験や職業人セミナーの中止や開催方法の変更	職場体験の中止(1回)、職業人セミナー開催方法変更(2回)	企業4社の職場紹介動画を撮影し、利用者がいつでも視聴できるよう、YouTube上で公開	経済労働局 労働雇用部
	37	キャリアサポートかわさき	有効求人倍率の低下や長期失業者の増加等に見られる雇用環境の悪化	ハローワーク雇用保険受給者説明会中止に伴う広報機会の喪失	令和2年度からの求人開拓体制強化の継続、事業サイトに相談申込フォームを開設・オンライン相談を令和3年3月から開始、Web広告(リスティング広告等)の実施	経済労働局 労働雇用部
	38	多重債務を含む消費生活相談	—	—	—	経済労働局 消費者行政センター

方針2 自殺防止のためにつながる

施策体系	取組番号	取組名称	新型コロナウイルス感染症による取組への影響 (どういふ状況の変化があつたか)	変更や中止となつた事業	新規や臨時的に実施した事業	所管課
事項5 自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対処を行う体制の整備及び充実	39	生活困窮者への支援	住居確保給付金の申請がコロナ禍以前に比して引き続き多く、また、生活困窮者自立支援金の創設、住居確保給付金の特例の再支給や社会福祉協議会の特例貸付の延長等生活困窮者に対する各種制度の新設や改正が相次ぎ、相談支援を行いながら、制度の理解や周知・申請事務を実施する必要があつた	—	広報の手段としてだいJOBセンターのツイッターを開始した	健康福祉局 生活保護・自立支援室
	40	生活保護制度による支援	被保護世帯への家庭訪問については世帯の状況に応じて、毎月、3か月に1回又は6か月に1回の頻度で行うこととしているが、昨年度に引き続き、新型コロナウイルスの感染症拡大防止のための対応が必要となつた	訪問計画に基づく訪問は6か月毎の頻度を目安に1年に2回実施することで生活状況等を把握し、世帯の状況に応じて適宜、臨時訪問や電話等により生活状況を把握することとした	—	健康福祉局 生活保護・自立支援室
	41	介護者への支援	①参加予定の講師が、新型コロナウイルス感染症の影響により参加見合わせ、まん延防止措置等重点措置期間による事業延期 ②コロナ禍の感染対策について理解できない認知症の人を介護する家族からの相談、社会との接点が減少したことにより認知症になつたのではないかという不安による相談の増加	認知症高齢者介護教室のうち交流会や座談会形式の教室	—	健康福祉局 地域包括ケア推進室
	42	介護予防・生活支援総合事業	感染状況の拡大により、通常のサービス提供に影響が生じた	—	—	健康福祉局 地域包括ケア推進室

方針2 自殺防止のためにつながる						
施策体系	取組番号	取組名称	新型コロナウイルス感染症による取組への影響 (どういう状況の変化があったか)	変更や中止となった事業	新規や臨時的に実施した事業	所管課
事項5 自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対処を行う体制の整備及び充実	43	地域見守りネットワーク事業	—	—	—	健康福祉局 高齢者在宅サービス課 地域包括ケア推進室
	44	障害を理由とする差別解消の推進	—	—	—	健康福祉局 障害計画課
	45	障害者に対する相談支援事業	・対面での会議、研修など、大人数が集まることができず、意見交換や交流を目的とした集まりが開催できなくなった ・新型コロナウイルスの感染防止のため、障害のある人や家族からの相談に対して、訪問や面談を行うことができず、対応が遅れたり、電話等での対応をしたりせざるを得ない状況となった	合同連絡会や研修等は一部オンラインでの開催に変更。指定特定相談支援事業所等との交流や情報交換を目的とした相談支援事業所連絡会等は中止となった	—	健康福祉局 地域包括ケア推進室
	46	障害者の地域生活支援の充実	感染者、濃厚接触者の発生により事業所が休止、一部利用者への自粛要請、利用者が感染リスク回避のため自主的に休所するなど、感染症の影響でサービス提供に制約を受けた	集団指導(集合座学形式からオンライン上の講習に切替え) 実地指導(緊急やむを得ないもののみ実施、定期は中止)	感染症対策の負担軽減のため、衛生用品の配布、補助金交付を行った	健康福祉局 障害計画課
	47	地域移行・地域定着支援事業	市内精神科病院において、入院患者や職員の感染が報告され、感染拡大予防の観点から面会時間の短縮や中止、外出の制限等が設けられるようになり、地域移行支援に十分に取り組めない状況となった	退院意欲が十分持てない患者への意欲喚起プログラムについて、地域のピアサポーターを活用しながら院内で取り組む予定であったが、感染拡大予防の観点から中止となった	部会やワーキングでの取り組み、研修の開催等についてはオンラインの手法を活用しながら実施した	健康福祉局 総合リハビリテーション推進センター 精神保健課
	48	障害特性を踏まえた就労マッチング事業	—	—	—	健康福祉局 障害者社会参加・就労支援課

方針2 自殺防止のためにつながる						
施策体系	取組番号	取組名称	新型コロナウイルス感染症による取組への影響 (どういう状況の変化があったか)	変更や中止となった事業	新規や臨時的に実施した事業	所管課
事項5 自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対処を行う体制の整備及び充実	49	災害時におけるこころのケア	新型コロナウイルス感染症の影響により、研修の開催方法がオンラインに変更となった	—	—	健康福祉局 総合リハビリテーション推進センター
	50	川崎市妊娠・出産包括支援事業	妊娠期サポート事業（両親学級）については、妊婦が会場に集合することのリスクがあったため、感染状況によってオンラインでの実施が必要となった	—	オンライン両親学級（8回）	こども未来局 こども保健福祉課
	51	子どもや保護者等への相談支援	—	—	—	こども未来局 児童家庭支援・虐待対策室
	52	子どもや家族等への電話やSNSを活用した相談支援	—	—	—	こども未来局 児童家庭支援・虐待対策室
	53	社会的養護の子ども自立支援	緊急事態宣言発令の時期等は、児童養護施設等への訪問を控えるなどの対応をおこなったが、その間も電話やメール等で支援対象者への連絡をこまめに行う等丁寧に対応した	施設等への訪問	—	こども未来局 こども保健福祉課
	54	困難を抱える女性への相談支援	—	—	—	こども未来局 児童家庭支援・虐待対策室
	55	ひとり親家庭の自立支援	事業の実施において大きな影響はなかったが、ひとり親世帯に対して新型コロナウイルスの感染拡大を受けた特別給付金を支給した	—	より困難が生じているひとり親家庭等に対する支援として子育て世帯生活支援特別給付金の支給を行った（ひとり親世帯分：6,096世帯）	こども未来局 こども家庭課

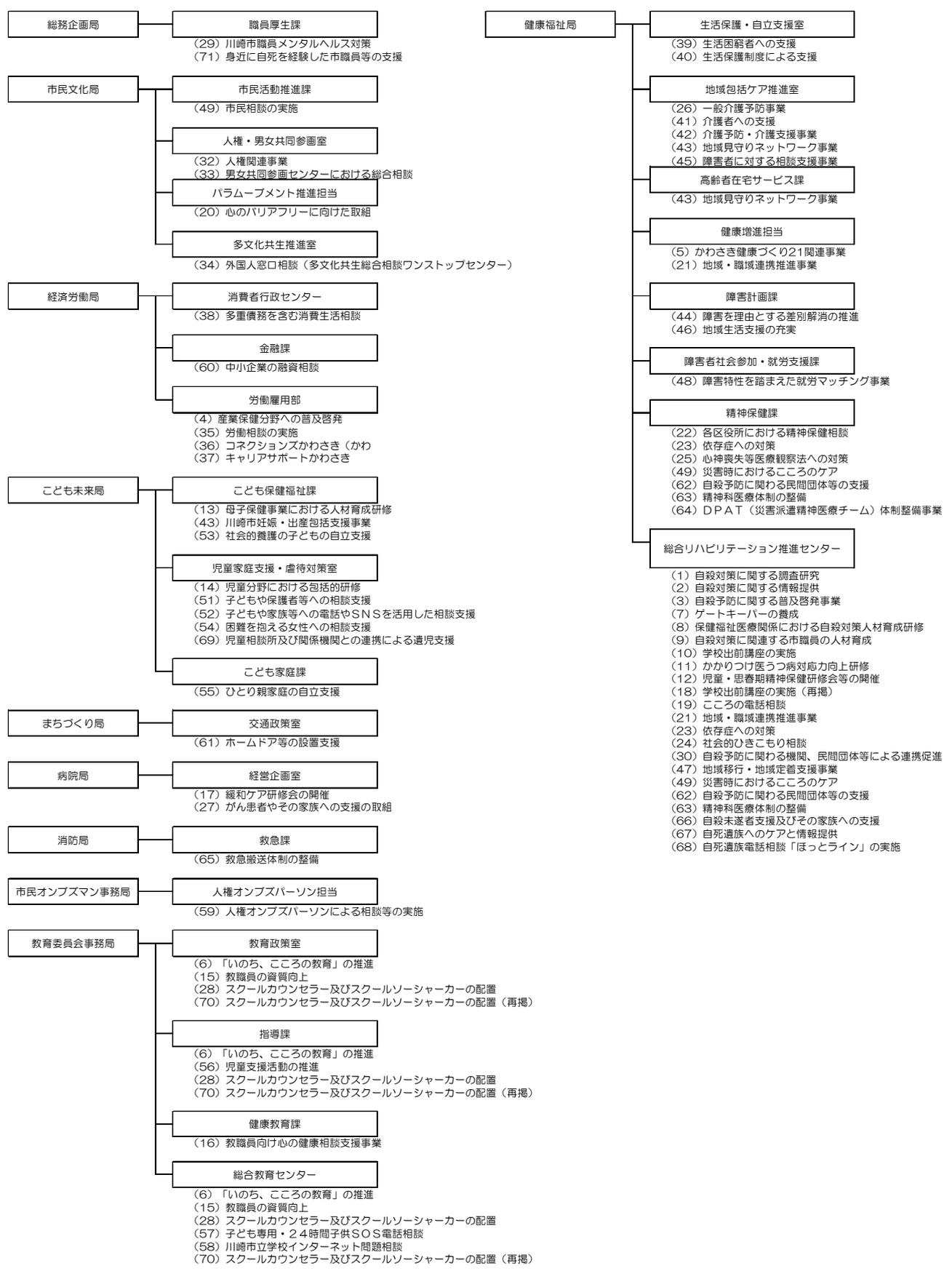
方針2 自殺防止のためにつながる						
施策体系	取組番号	取組名称	新型コロナウイルス感染症による取組への影響 (どういふ状況の変化があつたか)	変更や中止となつた事業	新規や臨時的に実施した事業	所管課
事項5 自然の発生を回避するための相談その他の適切な対処を行う体制の整備及び充実	56	児童支援活動の推進	研修方法等について、感染症対策の観点から、対面参加型の形式等の実施が難しくなつた	研修方法等を一部変更	—	教育委員会事務局 支援教育課
	57	子ども専用・24時間子供SOS電話相談	電話相談員研修の第2回目が中止となり、年2回の開催となつた	第2回電話相談員研修(8/30)	—	教育委員会事務局 総合教育センター
	58	川崎市立学校インターネット問題相談	—	—	—	教育委員会事務局 総合教育センター
	59	人権オンブズパーソンによる相談等の実施	子どもの相談件数は、前年度並みであつたが、例年は子ども本人からの相談が半数を超えていたが、令和3年度は、父母からの相談が半数を超えた。また、男女平等の相談の内、DVに関する件数が令和2年度は14件であつたが、令和3年度は22件となつた	小学校1校の「子ども教室」が感染拡大のため中止となつた	—	市民オンブズマン事務局 人権オンブズパーソン担当
	60	中小企業の融資相談	新型コロナウイルス感染症に対応するため、セーフティネット保証制度の認定事務を緩和した	セーフティネット保証制度の認定事務	—	経済労働局 金融課
	61	ホームドア等の設置支援	半導体不足の影響により、電子部品の調達が困難となり、ホームドア製品の納入遅れが生じた	令和4年度設置予定の南武線川崎駅、武蔵中原駅、武蔵新城駅の3駅について、令和5年度の設置に変更	—	まちづくり局 交通政策室

方針2 自殺防止のためにつながる						
施策体系	取組番号	取組名称	新型コロナウイルス感染症による取組への影響 (どういふ状況の変化があつたか)	変更や中止となつた事業	新規や臨時的に実施した事業	所管課
事項6 民間団体の行う自殺の防止等に関する活動に対する支援	62	自殺予防に関わる民間団体等への支援	川崎いのちの電話新規電話相談ボランティア認定のための研修について、公開講座を含む対面で行うものであるため実施できず、令和3年における新相談員は養成困難な状況であつた	中止してゐた新規相談員養成研修は、感染状況を鑑みながら適宜中断しながらも従来の手法で順次再開した	—	健康福祉局 精神保健課 総合リハビリテーション推進センター

方針3 自殺防止のために支える						
施策体系	取組番号	取組名称	新型コロナウイルス感染症による取組への影響 (どういふ状況の変化があつたか)	変更や中止となつた事業	新規や臨時的に実施した事業	所管課
事項7 自殺の防止に向けた早期かつ適切な医療を提供するための体制の整備	63	精神科医療体制の整備	二次救急、三次救急に対応する病院の中で、新型コロナ感染症り患疑いケースを受け入れられない病院が多く、診察可能な病院が減少。このことによつて診察の調整が難航し、調整に多くの時間が必要になる等の影響があつた。また、入院となつた後に新型コロナ感染症り患が判明した場合、新型コロナ感染症対応可能な病院への転院に伴う調整業務及び移送業務が増加した	—	—	健康福祉局 総合リハビリテーション推進センター
	64	DPAT(災害派遣精神医療チーム)体制整備事業	神奈川県内に新型コロナウイルス感染症まん延防止重点措置が実施された	かながわDPAT 技能維持研修の開催(4区市圏域での研修・訓練の開催)がオンライン研修へと変更になつた	—	健康福祉局 精神保健課

方針3 自殺防止のために支える						
施策体系	取組番号	取組名称	新型コロナウイルス感染症による取組への影響 (どういふ状況の変化があったか)	変更や中止となった事業	新規や臨時的に実施した事業	所管課
事項7 自殺の防止に向けた早期かつ適切な医療を提供するための体制の整備	65	救急搬送体制の整備	—	—	—	消防局 救急課
事項8 自殺未遂者に対する支援	66	自殺未遂者及びその家族への支援	感染症対策のため、川崎市中部地区自殺未遂者支援地域連携推進会議をオンラインで実施した。	—	—	健康福祉局 総合リハビリテーション推進センター
事項9 自殺者及び自殺未遂者の親族等に対する支援	67	自死遺族へのケアと情報提供	新型コロナウイルス感染症による取組への影響だけではなく、その日の天候にもよるが、参加者数が昨年度に比べ、24人(5回実施)から11人に減少した	—	—	健康福祉局 総合リハビリテーション推進センター
	68	自死遺族電話相談「ほっとライン」の実施	—	—	—	健康福祉局 総合リハビリテーション推進センター
	69	児童相談所及び関係機関との連携による遺児支援	—	—	—	こども未来局 児童家庭支援・虐待対策室
	70	スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置(再掲)	スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーとの合同会議が第4回目が中止となり、年3回の開催となった	第4回SC・SSW合同連絡会議及び合同研修会(2/7)	—	教育委員会事務局 教育政策室 指導課 総合教育センター
	71	身近に自死を経験した市職員等の支援	—	—	—	総務企画局 職員厚生課

図11 第3次川崎市自殺対策総合推進計画取組項目一覧



※（ ）取組番号

図12 自殺予防のサポートにおける介入戦略ごとの分類



＜全体的予防介入＞リスクの度合いを問わず全ての人を対象とし、サポートを受けることへの障壁を取り除いたり、自殺の手段に近づきにくくしたりする取組を「地域づくり」として進めるもの。

＜選択的予防介入＞地域のサポートを強化する取組を、「地域づくり」や「個人の生活を守る取組」として進めるもの。

＜個別的予防介入＞自殺の危険が迫った個人へのサポート、「個人の生活を守る取組」として進めるもの。

図13 自殺予防における3段階ごとの分類



<プリベンション> 自殺につながりかねない要因を取り除き、自殺を予防すること。
<インターベンション> 自殺に密接に関連する危険な行為や精神疾患を早期に発見し、適切に対処することにより自殺を予防すること。
<ポストベンション> 自殺により遺された人のニーズに応じたケアや総合支援を行うこと。

第4章 令和3年度における目標の達成状況と評価

1 自殺対策総合推進計画の定量的な目標について

計画では、平成29年から令和元年の厚生労働省の人口動態統計における自殺死亡率の平均14.2を基準として、令和3年から令和5年の自殺死亡率の平均を5%以上減少（13.5未満）することを目指すとしている。

本市の自殺者数は平成10年の自殺者激増後は減少傾向にあった。しかし、平成17年を下げ止まりとして反転し、平成21年まで上昇の傾向が見られていたが、平成22年からは減少傾向であった。

このような経過を勘案し、平成22年からの減少傾向を維持させることを目標としている。

なお、定量的な目標の設定において、川崎市においては人口が増加している状況、かつ新型コロナウイルス感染症の心理・社会的影響のある中でも自殺死亡率が減少を維持できるよう目標を設定している。また、自殺死亡率の単年における変動が大きいため、3年平均の自殺死亡率を指標としている。

2 自殺対策総合推進計画の定性的な目標について

第1次計画では、定性的な目標は定めていない「ひとりでも多くのいのちを守る」という考え方に基づき対策を進め、川崎市自殺対策評価委員会における提案を踏まえ、定性的な評価も行ってきた。

第2次計画からは定性的な目標として、「自殺の実態分析を踏まえた科学的根拠や必要性・有効性・効率性に基づく取組及び自殺予防のための全体的予防介入、選択的予防介入、個別的予防介入に当たる取組を進め、総合的な自殺対策の推進を図る」としてきた。

第3次計画においても、第2次計画と同じ定性的な目標を設定し、各取組項目において自殺予防のサポートにおける介入戦略、自殺対策における介入段階を踏まえ、総合的な自殺対策の推進を図っている。

3 新型コロナウイルス感染症による影響と対応について

令和3年度は計画の取組項目において、本報告書の第3章に記載のとおり、新型コロナウイルス感染症の影響により49項目に状況の変化が生じており、「感染症対策により対面や集合での事業に困難が生じている」、「対象者層に変化が生じている」、「制度に変更がある等新たな事業内容が生じている」の3つに大きく分類された。また、全71項目のうち、変更や中止となった事業は34項目、新規や臨時的に実施した事業については16項目であった。

第3章の「図1-2 自殺予防のサポートにおける介入戦略ごとの分類」において、各取組項目を自殺予防のサポートにおける3つの介入戦略（全体的予防介入、選択的予防介入、個別的予防介入）ごとに分類し記載している。新型コロナウイルス感染症の影響と対応について、それぞれの介入段階の視点から考察する。

すべての人々を対象とする全体的予防介入に関する取組については、自殺予防に関する普及啓発や、こころの健康についての啓発等について、対面や集合形式で行っていた従来の取組の実施が難しく、集合形式の場面の縮小から広報機会の喪失等の課題もある。一方、オンライン等の手法の活用や、広報媒体を工夫するなどし、継続的な取組ができたものも多かった。

選択的予防介入に関する取組については、新型コロナウイルス感染症の影響を受け取組が中止となったものが性質上、多くあった。自殺の防止に関する人材育成や資質の向上を目的とした研修等に関わる取組については、急速な感染拡大状況により中止や延期、縮小した事業もあるが、場面での感染症対策や、オンライン等の体制も整えられつつあり、参加人数の制限などの制約がありつつも実施に至ったものもみられた。相談体制や自助グループ等、地域でのサポート体制においても、同様に中止や縮小となったものが多かったが、対象者層の変化や、制度の変更による新たな事業を含む「新規や臨時的に実施した事業」16項目に該当する事業は、概ね選択的予防介入に該当していることも確認できる。

個別的予防介入に関する取組においては、医療機関との調整において、新型コロナウイルス感染症罹患疑いのある方の受け入れ等にあたり調整が難航するなど、一部影響があったものの、比較的影響は少なく、従来の取組を継続して実施した。

新型コロナウイルスによる様々な心理・社会的影響や生活様式の変更等から、長期化するコロナ禍における精神的なストレスや不安を感じる方の増加や、本来なら保たれるべき人と人との社会的なつながりが弱くなることで、社会的な孤立が懸念される状況が継続している。自殺対策においても、上記のとおり中止や変更を余儀なくされる取組もあったが、実施の手法の工夫等、感染症対策を講じながら実施した取組も多くあった。さらに、新型コロナウイルス感染症の影響により新規や臨時的に取組を実施した件数は16項目あり、新型コロナウイルス感染症による新たに生じた課題への対応を行いつつ、3つの介入段階に対応した自殺対策を実施した。

4 定量的な目標の達成状況と評価について

人口動態統計によると、令和3年の自殺者数は204人^{※1}（自殺死亡率13.2^{※1}）となっている。

令和3年単年でみると、自殺者数は前年比-24人、自殺死亡率は前年比-1.6となり、自殺者数、自殺死亡率ともに減少となっている。令和3年は、計画に定める定量的な目標を達成しているといえるが、令和2年から引き続き新型コロナウイルス感染症流行により、市民の生活に様々な問題・課題が生じている状況は継続しており、今後も、可能な範囲で増減の推移について要因を把握するとともに、把握した要因に対する取組を充実させていく必要がある。

※1 「令和3年人口動態統計（確定値）」による。

5 定性的な目標の達成状況と評価について

自殺対策においては、自殺に関連する要因が複雑であることを踏まえ、人々が抱える困難な状況を解決するために、各分野の相談機関だけでなく地域での支えあい等も含めた総合的な対策の推進が必要である。この点は、本報告書の第3章及び参考資料に記載のとおり、総合リハビリテーション推進センターを中心に、庁内各局そして庁外の関係機関・団体の多岐にわたる取組を実施しており、また第3章の「図12 自殺予防のサポートにおける介入戦略ごとの分類」に示しているとおり、自殺予防のための全体的・選択的・個別的予防介入にあたる取組がそれぞれ実施されていることから、自殺の実態分析を踏まえた、地域に応じた総合的な対策の推進が図られ、自殺対策において定性的な目標を達成しているものと言える。新型コロナウイルス感染症の影響による心理・社会的な影響や、取組の対象者等に生じている変化等を見据え、今後も総合的な自殺対策を推進していく。

参 考

1 計画の取組項目の令和3年度における実施状況について

取組番号	名称	所管課	ページ
1	自殺対策に関する調査研究	健康福祉局総合リハビリテーション推進センター	51
2	自殺対策に関する情報提供		51
3	自殺予防に関する普及啓発事業		52
4	産業保健分野への普及啓発	経済労働局労働雇用部	52
5	かわさき健康づくり21関連事業	健康福祉局健康増進担当	53
6	「いのち、こころの教育」の推進	教育委員会事務局教育政策室 教育委員会事務局総合教育センター 教育委員会事務局指導課	53
7	ゲートキーパーの養成	健康福祉局総合リハビリテーション推進センター	54
8	保健福祉医療関係における自殺対策人材育成研修		54
9	自殺対策に関連する市職員の人材育成		55
10	学校出前講座の実施		55
11	かかりつけ医うつ病対応力向上研修		56
12	児童・思春期精神保健研修会等の開催		56
13	母子保健事業における人材育成研修	こども未来局こども保健福祉課	57
14	児童分野における精神保健等に関する包括的研修	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室	57
15	教職員の資質向上	教育委員会事務局総合教育センター 教育委員会事務局教育政策室	58
16	教職員向け心の健康相談支援事業	教育委員会事務局健康教育課	58
17	緩和ケア研修会の開催	病院局経営企画室	59
18	学校出前講座の実施（再掲）	健康福祉局総合リハビリテーション推進センター	59
19	こころの電話相談		60
20	心のバリアフリーに向けた取組	市民文化局パラムーブメント推進担当	60
21	地域・職域連携推進事業	健康福祉局総合リハビリテーション推進センター 健康福祉局健康増進担当	61
22	各区役所における精神保健相談	健康福祉局精神保健課	61
23	依存症への対策	健康福祉局総合リハビリテーション推進センター	62
24	社会的ひきこもり相談		62
25	心神喪失者等医療観察法への対策	健康福祉局総合リハビリテーション推進センター 健康福祉局精神保健課	63
26	一般介護予防事業	健康福祉局健康増進担当 健康福祉局地域包括ケア推進室	63

取組番号	名称	所管課	ページ
27	がん患者やその家族への支援の取組	病院局経営企画室	64
28	スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置	教育委員会事務局教育政策室 教育委員会事務局総合教育センター 教育委員会事務局指導課	64
29	川崎市職員メンタルヘルス対策	総務企画局職員厚生課	65
30	自殺予防に関わる機関、民間団体等による連携促進	健康福祉局総合リハビリテーション推進センター 健康福祉局精神保健課	65
31	市民相談の実施	市民文化局市民活動推進課	66
32	人権関連事業	市民文化局人権・男女共同参画室	66
33	男女共同参画センターにおける総合相談	市民文化局人権・男女共同参画室	67
34	外国人窓口相談(多文化共生総合相談ワンストップセンター)	市民文化局多文化共生推進課	67
35	労働相談の実施	経済労働局労働雇用部	68
36	コネクションズかわさき(かわさき若者サポートステーション)		68
37	キャリアサポートかわさき		69
38	多重債務を含む消費生活相談	経済労働局消費者行政センター	69
39	生活困窮者への支援	健康福祉局生活保護・自立支援室	70
40	生活保護制度による支援		70
41	介護者への支援	健康福祉局地域包括ケア推進室	71
42	介護予防・生活支援総合事業	健康福祉局介護保険課 健康福祉局地域包括ケア推進室	71
43	地域見守りネットワーク事業	健康福祉局高齢者在宅サービス課 健康福祉局地域包括ケア推進室	72
44	障害を理由とする差別解消の推進	健康福祉局障害計画課	72
45	障害者に対する相談支援事業	健康福祉局地域包括ケア推進室	73
46	障害者の地域生活支援の充実	健康福祉局障害計画課	73
47	地域移行・地域定着支援事業	健康福祉局総合リハビリテーション推進センター 健康福祉局精神保健課	74
48	障害特性を踏まえた就労マッチング事業	健康福祉局障害者社会参加・就労支援課	74
49	災害時におけるこころのケア	健康福祉局総合リハビリテーション推進センター 健康福祉局精神保健課	75
50	川崎市妊娠・出産包括支援事業	こども未来局こども保健福祉課	75
51	子どもや保護者等への相談支援	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室	76
52	子どもや家族等への電話やSNSを活用した相談支援		76

取組番号	名称	所管課	ページ
53	社会的養護の子どもの自立支援	こども未来局こども保健福祉課	77
54	困難を抱える女性への相談支援	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室	77
55	ひとり親家庭の自立支援	こども未来局こども家庭課	78
56	児童活動支援の推進	◆教育委員会事務局 支援教育課 (教育委員会事務局 指導課)	78
57	子ども専用・24時間子供SOS電話相談	教育委員会事務局総合教育センター	79
58	川崎市立学校インターネット問題相談		79
59	人権オンブズパーソンによる相談等の実施	市民オンブズマン事務局人権オンブズパーソン担当	80
60	中小企業の融資相談	経済労働局金融課	80
61	ホームドア等の設置支援	まちづくり局交通政策室	81
62	自殺予防に関わる民間団体等への支援	健康福祉局総合リハビリテーション推進センター 健康福祉局精神保健課	81
63	精神科医療体制の整備		82
64	D P A T (災害派遣精神医療チーム) 体制整備事業		82
65	救急搬送体制の整備	消防局救急課	83
66	自殺未遂者及びその家族への支援	健康福祉局総合リハビリテーション推進センター	83
67	自死遺族へのケアと情報提供		84
68	自死遺族電話相談「ほっとライン」の実施		84
69	児童相談所及び関係機関との連携による遺児支援	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室	85
70	スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置 (再掲)	教育委員会事務局教育政策室 教育委員会事務局総合教育センター 教育委員会事務局指導課	85
71	身近に自死を経験した市職員等の支援	総務企画局職員厚生課	86

◆教育委員会事務局 支援教育課…令和4年4月に組織改編により新設

令和3年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書への記載内容について

報告書様式の各項目の記載内容については、下記のとおり、各取組所管課より記載を受けた。

令和3年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書						
①		項目	②			
取組番号	③	取組名称	④			
取組目的	⑤					
構成事務事業		予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性
1	⑥		⑦	⑧	⑨	
2						
3						
取組実績 (取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)						
⑩						
新型コロナウイルス感染症による取組への影響 (どういった変化があったか)			変更や中止となった事業			
⑪			⑫			
			新規や臨時的に実施した事業			
			⑬			
主要指標		目標	実績			
1	⑭		⑮	⑯		
2						
目的・目標の達成に向けた課題						
⑰						
今後の取組の改善の方向性						
⑱						
所管課						
⑲						

- ① 該当する基本方針
- ② 川崎市自殺対策の推進の推進に関する条例第9条第1項に規定された該当する事項（項目）
- ③ 取組番号
- ④ 取組項目の名称
- ⑤ 取組項目の目的
- ⑥ 川崎市総合計画第2期実施計画における構成事務事業名称
- ⑦ 川崎市総合計画第2期実施計画・令和3年度事務事業評価結果より抜粋した予算額及び決算額
 - ※ 予算額におけるうち補助金等については、一般財源以外（国庫支出金や事業収入等）の金額の合計
- ⑧ 取組実績に記載の事業の外部委託の有無
- ⑨ 取組実績に記載の事業の次年度以降の事業変更の可能性の有無
- ⑩ 取組における実績等
- ⑪ 新型コロナウイルス感染症による取組への影響
- ⑫ 新型コロナウイルス感染症の影響により変更や中止となった事業
- ⑬ 新型コロナウイルス感染症の影響により新規や臨時的に実施した事業
- ⑭ 第3次川崎市自殺対策総合推進計画における主要指標
- ⑮ ⑭における目標
- ⑯ ⑭における実績
- ⑰ ⑭に掲げた目標に対する実績から見た課題等
- ⑱ 今後の取組の改善の方向性
- ⑲ 取組項目所管課

令和3年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書						
方針1 自殺の実情を知る		項目	自殺の防止等に関する調査研究の推進並びに情報の収集、整理、分析及び提供			
取組番号	1	取組名称	自殺対策に関する調査研究			
取組目的	川崎市における自殺の実態把握のため、厚生労働省人口動態統計と警察庁自殺統計を用いた分析を行う。また、地域の関係機関と協働した自殺未遂者等の実態把握や、こころの健康に関する意識調査等を行う。					
構成事務事業		予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性
1	自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業	22,858千円	14,396千円	20,252千円	あり	なし
2						
3						
取組実績						
(取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等) 上記構成事務事業の中で、下記の取り組みを行っている。						
根拠法令等：自殺対策基本法・自殺総合対策大綱・川崎市自殺対策の推進に関する条例						
<ul style="list-style-type: none"> ●自殺統計の分析及び公表 厚生労働省人口動態統計及び、「かながわ自殺対策会議」を通して、神奈川県警本部から自殺統計原票に基づく神奈川県警本部集計データの提供を受け、令和3年の自殺統計の基本集計を行った。 ●川崎市こころの健康に関する意識調査の再分析 令和2年4月から5月に実施した「川崎市こころの健康に関する意識調査」について、平成29年8月から9月に実施した前回調査の結果と比較し、新型コロナウイルス感染症の影響について再分析を実施した。 ●分析結果の公表 「川崎市自殺対策の推進に関する報告書(令和2年度版)」の中で、「川崎市における自殺の概要」として掲載し、公表した。 						
新型コロナウイルス感染症による取組への影響 (どういふ状況の変化があったか)			変更や中止となった事業			
			新規や臨時的に実施した事業			
主要指標		目標	実績			
1	厚生労働省人口動態統計を用いた統計分析の実施	実施する	実施した			
2	警察庁自殺統計を用いた統計分析の実施	実施する	実施した			
目的・目標の達成に向けた課題						
川崎市の自殺統計および関連情報の分析を行うことで、各区の自殺の現状の把握や原因を究明し、その特性に合わせた支援を検討する必要がある。また、人口動態統計及び警察統計等とともに、自殺死亡者数及び自殺死亡率が前年と比べ減少したものの、過去からの増減について、可能な範囲で分析を継続していく必要がある。						
今後の取組の改善の方向性						
自殺統計及び関連情報のより詳細な分析を行うため、引き続き、外部専門機関へ統計分析の一部を委託し、効率的な運用を図る。その上で、川崎市における人口動態統計及び警察庁自殺統計等の分析、川崎市が保有する統計や情報を活用した自殺の実態分析とハリスク者の同定方法の検討、自殺死亡数や自殺死亡率の変動要因、背景等の分析を行い、地域特性に合わせた支援を実施するための基礎資料を整備していく。						
所管課						
健康福祉局 総合リハビリテーション推進センター 企画・連携推進課						

令和3年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書						
方針1 自殺の実情を知る		項目	自殺の防止等に関する調査研究の推進並びに情報の収集、整理、分析及び提供			
取組番号	2	取組名称	自殺対策に関する情報提供			
取組目的	川崎市における自殺の現状や自殺対策の取組について、ホームページ等に掲載するとともに、広く情報提供を行う。また、毎年度、川崎市自殺対策の推進に関する報告書を作成し、公表する。					
構成事務事業		予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性
1	自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業	22,858千円	14,396千円	20,252千円	あり	なし
2						
3						
取組実績						
(取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等) 上記構成事務事業の中で、下記の取り組みを行っている。						
根拠法令等：自殺対策基本法・自殺総合対策大綱・川崎市自殺対策の推進に関する条例						
<ul style="list-style-type: none"> ●相談先情報の集約 川崎市ホームページにおいて、こころの健康に関する相談先を集約し、掲載した。また、同ホームページ内に自殺予防に関する相談先を記載したリーフレットのデータを公開した。 ●報道資料提供及び公表 「川崎市自殺対策の推進に関する報告書(令和2年度版)」について作成し、川崎市における自殺の概要や各取組項目について各所管課からの報告を整理し、掲載した。また、同報告書を報道資料提供するとともに、ホームページ等で公開した。 						
新型コロナウイルス感染症による取組への影響 (どういふ状況の変化があったか)			変更や中止となった事業			
			新規や臨時的に実施した事業			
主要指標		目標	実績			
1	川崎市自殺対策の推進に関する報告書の発行	発行する	発行した			
2						
目的・目標の達成に向けた課題						
自殺の現状や自殺対策の取組について、市民等がアクセスしやすいようにホームページの内容や構成について随時見直す必要がある。また、相談先の情報に関しては、対面や電話だけでなく、多様な手法があるため、本市の窓口に限らず、広く情報にアクセスできる工夫を検討する。						
今後の取組の改善の方向性						
市民等が自殺の現状や自殺対策の取組について、関連情報へアクセスしやすいようにホームページの内容を随時見直ししながら、必要な情報が得られるように体系的に整理を行うことで、川崎市の自殺対策について広く市民に対して周知できる環境を整えていく。						
所管課						
健康福祉局 総合リハビリテーション推進センター 企画・連携推進課						

令和3年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書					
方針1 自殺の実情を知る		項目	自殺の防止等に関する市民の理解の増進		
取組番号	3	取組名称	自殺予防に関する普及啓発事業		
取組目的	世界自殺予防デー、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を中心に、街頭キャンペーンや様々な広報媒体を通して、自殺予防対策推進キャラクター「うさびー」を活用した普及啓発活動を実施する。また、自殺に関する知識の普及や理解の促進を目的に講演会等の実施や、メンタルヘルスや自殺予防に関する相談機関に関するリーフレット等を作成し、関係機関や団体と連携し、周知を進める。				
構成事務事業		予算額	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性
1	自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業	22,858千円	20,252千円	あり	なし
		うち補助金等	14,396千円		
取組実績					
(取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)					
上記構成事務事業の中で、以下の取り組みを行っている。					
根拠法令: 自殺対策基本法・自殺総合対策大綱・川崎市自殺対策の推進に関する条例					
●事業概要 市民にメンタルヘルスや自殺についての正しい理解を広め、様々な相談窓口の情報を届けることを目的に、各種広告媒体の活用、街頭キャンペーンや一般イベントにおける普及啓発グッズの配布等を行った。また、社会福祉法人川崎いのちの電話と共催で市民講演会「こころの健康セミナー」を開催した。					
●事業内容 ○駅連車内広告(JR東日本南武線・鶴見線等) 年間2回実施(令和3年9月及び令和4年3月、各1か月間) ○アゼリア街頭モニター(アゼリアビル)での相談案内CMの放映 年間2回実施(令和3年9月3日～9月9日及び令和4年3月4日～3月10日) ○アゼリア(川崎地下街)展示コーナー(自由通路)での普及啓発展示 年間2回実施(令和3年9月3日～9月17日、令和4年3月4日～3月18日) ○ライトアッププロジェクト(川崎マリエン) 自殺予防週間(令和3年9月10日～9月16日)において、川崎マリエンをグリーン(神奈川県のアートカーバー研修修了者に配布されるバッチの色)にライトアップ ○普及啓発物の配布 令和3年9月に普及啓発グッズ及び相談先リーフレット等を市内金融機関や図書館、新型コロナウイルスワクチン集団接種会場を通して、3,000個配布。 ○ラジオ放送 令和4年3月16日、FMかわさきの番組「かわさきホットスタジオ」(行政提供番組)にて、自殺予防やメンタルヘルス、休養、こころの健康に関する啓発、相談先の周知を行った。 ○「かわさき労働情報」への記事掲載 市内中小企業3,000か所へ発送の労働関係情報誌(令和3年5、9月号)に、啓発記事を掲載した。 ○他機関での普及啓発グッズの配布 区役所や関係機関からの要請に応じ普及啓発グッズを提供し、各種イベントや研修で配布。 ○市民講演会「こころの健康セミナー」 日時: 令和4年3月21日 13:30～16:30 場所: 川崎商工会議所KCCIホール ※オンライン併用 内容: 第1部 講演「日本で最も自殺死亡率の低い町から見えたもの」 (講師) 岡 権 氏(情報システム研究機構統計数理研究所医療データ科学センター特任准教授) 第2部 講演「地域としての生きやすさにつながる知識の存在」 (講師) 森川 すいめい 氏(医療法人社団聖みどりのクリニック院長/オープンダイアログ国際トレーナー) 第3部 シンポジウム「生き心地のよさを何だろう」 (シンポジスト) 岡 権 氏/森川 すいめい 氏/鈴木 健 氏(社会福祉法人青丘社/川崎市ふれあい館副館長) 参加者数: 221名					
新型コロナウイルス感染症による取組への影響 (どういった状況の変化があったか)		変更や中止となった事業			
感染予防のため、令和2年度以降、世界自殺予防デーに実施していた街頭キャンペーンを中止している。また、市民向け講演会「こころの健康セミナー」は開催したが、会場とオンラインのハイブリッド開催とした。		街頭キャンペーン(中止) 市民向け講演会「こころの健康セミナー」(開催方法の変更)			
		新規や臨時的に実施した事業 ライトアッププロジェクト(令和2年度から実施) 市内金融機関等での普及啓発物の配布の実施(令和2年度から実施)			
主要指標		目標	実績		
1	自殺予防街頭キャンペーンでの普及啓発物の配布	3,000個/年 (9,000個/3年間)	3,000個		
2	市民向け講演会の実施	1回以上/年 (3回以上/3年間)	1回		
目的・目標の達成に向けた課題					
新型コロナウイルス感染症により、これまで実施してきた街頭での呼びかけや普及啓発物の配布が中止となり、感染予防対策を念頭に置いた普及啓発における機会の確保や手法の検討を進めていく必要がある。					
今後の取組の改善の方向性					
新型コロナウイルス感染症の感染状況を鑑みながら、これまで実施してきた普及啓発の手法にとらわれず、市民の生活様式や新たな広報媒体等を広く把握し、効果的な普及啓発を実施していく。					
所管課					
健康福祉局 総合リハビリテーション推進センター 企画・連携推進課					

令和3年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書					
方針1 自殺の実情を知る		項目	自殺の防止等に関する市民の理解の増進		
取組番号	4	取組名称	産業保健分野への普及啓発		
取組目的	市内企業向け広報誌「かわさき労働情報」にメンタルヘルスや労働相談等に関する記事を掲載する。				
構成事務事業		予算額	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性
1	労働資料の調査及び刊行業務	11,746千円	11,442千円	あり	なし
2					
3					
取組実績					
(取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)					
上記構成事業の一部として、下記の取組を行っている。					
毎月1回、3,600部発行の冊子「かわさき労働情報」(市内5人以上の事業所、労働組合及び関係機関等に送付)に、こころの健康に関する不調のサインの発見やその回復方法等についての記事、及び相談窓口の案内等を掲載した。					
【記事のタイトルと主な内容】 ・令和3年度労働相談のご案内(働く人のメンタルヘルス相談の窓口を紹介) ・こころの健康について(休息やリフレッシュの大切さについて伝えるとともに、「こころの電話相談」窓口を紹介) ・9月10日は世界自殺予防デー(ゲートキーパーの役割の説明、相談窓口の紹介) ・令和3年度「全国労働衛生週間」が実施されます(メンタルヘルス対策など支援体制を紹介) ・毎年11月は「過労死等防止啓発月間です」(過重労働と健康障害の関連性など紹介) ・「第57回川崎市労働災害防止研究会」開催(講演会「企業の相談から考える職場環境の改善」など紹介) ・労働相談Q&A(労働に関する各種相談とその回答を掲載) ・労働相談会の案内(市内各地で開催される労働相談会等の案内)					
新型コロナウイルス感染症による取組への影響 (どういった状況の変化があったか)		変更や中止となった事業			
特になし					
		新規や臨時的に実施した事業			
主要指標		目標	実績		
1	「かわさき労働情報」へのこころの健康に関する記事の掲載	2回/年	6回		
2					
目的・目標の達成に向けた課題					
専門家意見等を聴取し、新しい情報を取り入れていく必要がある。					
今後の取組の改善の方向性					
引き続き「かわさき労働情報」の紙面にメンタルヘルス対策関連の記事を積極的に掲載し、自殺防止対策について啓発を行う。					
所管課					
経済労働局 労働雇用部					

令和3年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書						
方針1 自殺の実情を知る		項目	自殺の防止等に関する市民の理解の増進			
取組番号	5	取組名称	かわさき健康づくり21関連事業			
取組目的	十分な睡眠の確保やストレスの解消、適量飲酒等、こころの健康について、衛生教育やラジオ放送等を通じて、普及啓発活動を行う。					
構成事務事業		予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性
1	健康づくり事業	129,833千円	15,077千円	114,556千円	無	無
2						
3						
取組実績						
(取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)上記構成事務事業の中の一部で、健康づくり普及啓発事業として以下の内容に取り組んでいる。						
<p>●事業概要</p> <p>「第2期かわさき健康づくり21」に基づき、心身の健康に関する講話等を各区役所地域ままり支援センターが実施した。こころの健康づくりとともに、こころの健康に影響する身体健康保持について、主に市民を対象として行っている。</p> <p>●実績</p> <p>年代を特定しない集団に対する健康教育(テーマ:身体活動・運動、健康増進、栄養、歯科、感染予防に係る教育等)を509回、9,008名に実施した。また、集団に対する教育以外の取組(啓発物やHPやデジタルサイネージ等)による広報、イベント、会議等を210回、延べ539,405名に対して実施した。</p>						
新型コロナウイルス感染症による取組への影響 (どういった状況の変化があったか)		変更や中止となった事業				
<p>集団に対する健康教育は令和2年度に新型コロナウイルス感染症の影響で地域への健康教育の機会が減少したことから例年と比較して大幅に減少したが、令和3年度には若干の回復傾向がみられた。</p>		新規や臨時的に実施した事業				
主要指標		目標	実績			
1	川崎市健康意識実態調査における割合よく眠れない人の減少	14.9%以下	17.5%(平成28年度)			
2	川崎市健康意識実態調査における割合ストレス対処方法がある人の増加	84.3%以上	87.4%(平成28年度)			
目的・目標の達成に向けた課題						
平成29年度に行った第2期かわさき健康づくり21の中間評価では、目標に達していないため取組を継続する。休養やこころの健康は心身の健康と関連があるため、様々な取組と連携をしながら取組を進める必要がある。飲酒が過剰である場合、健康に影響を及ぼすことから、適度な飲酒量や他の方法でのストレス対処法についても啓発する必要がある。						
今後の取組の改善の方向性						
<p>・ライフサイクルや年代に対応したストレス対処への支援</p> <p>・適正飲酒量、ストレス対処法についての普及啓発</p> <p>・こころの健康に影響する「身体活動・運動」をはじめとした健康増進に係る普及啓発</p> <p>いづれも新型コロナウイルス感染症における、今後顕在化する健康課題を踏まえた取組推進を行う。</p>						
所管課						
健康福祉局 健康増進担当						

令和3年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書						
方針1 自殺の実情を知る		項目	自殺の防止等に関する市民の理解の増進			
取組番号	6	取組名称	「いのち、こころの教育」の推進			
取組目的	自己肯定感の醸成や他者の尊重、相互の助け合いの姿勢を育むことを目的に、道徳教育の充実、体験活動等のいのちに触れる活動を展開する。					
構成事務事業		予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性
1	人権尊重教育推進事業	6,808千円	722千円	6,436千円	無	無
2	キャリア在り方生き方教育推進事業	6,339千円	20千円	5,801千円	無	無
3	共生・共育推進事業	4,012千円	0千円	2,686千円	有	無
4	道徳教育推進事業	432千円	432千円	106千円	無	無
取組実績						
(取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)						
<p>○「子どもの権利学習派遣事業」の実施 小学校23校、中学校2校で実施。</p> <p>○豊かな人間関係を育むための「かわさき共生＊共育プログラム」 全ての市立小・中学校で実施。高等学校及び特別支援学校においては児童生徒の実態に応じて実施。</p> <p>○「かわさき共生＊共育プログラム」の「効果測定」を児童生徒理解に活用するための研修 担当者研修会2回、採用前研修会1回、訪問研修を17回実施。</p> <p>○「キャリア在り方生き方教育」において「みんな一緒に生きている」の視点で教育活動を見直すことを含んだ研修 担当者研修会3回、採用前研修会1回、訪問研修を76回実施。</p> <p>○道徳教育推進教師研修(年間2回)や小中学校合同道徳教育研修(年間2回)等において、思いやり、公德心、生命尊重等の学校教育全体を通じて行う道徳教育についての研修の実施 ◇多様な考え方や感じ方を重視する道徳科・道徳教育の実施 ◇日常生活や学習活動の中での道徳教育の充実 ◇学校や学級が思いやり、公德心、生命尊重等が感じられるような教育環境づくりの推奨</p>						
新型コロナウイルス感染症による取組への影響 (どういった状況の変化があったか)		変更や中止となった事業				
<p>・子どもの権利学習派遣事業については、感染拡大防止のため、実施できなかった学校があった。</p> <p>・道徳教育推進事業については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から参集型(学校での授業公開を含む)での研修が難しくなった。</p>		新規や臨時的に実施した事業				
主要指標		目標	実績			
1	全国学力・学習状況調査における割合「自分にはよいところがあると思う、どちらかといえば思う」と回答した児童生徒の割合	小学校6年生82.0%以上・中学校3年生74.0%以上	小学校6年生 79.1% 中学校2年生 76.4%			
2	全国学力・学習状況調査における割合「人の役に立つ人間になりたいと思う、どちらかといえば思う」と回答した児童生徒の割合	小学校6年生94.0%以上・中学校3年生92.0%以上	小学校6年生 96.0% 中学校2年生 94.6%			
目的・目標の達成に向けた課題						
豊かな心を育成するために、他人を思いやる心や感動する心、社会性、公共の精神などを育む必要がある。また、子どもたちの健やかな成長のため、キャリア在り方生き方教育や人権尊重教育、道徳教育等の充実を図り、命の大切さを実感させる「いのち、こころの教育」を推進していく必要がある。						
今後の取組の改善の方向性						
<p>人権尊重教育については、性的マイノリティの児童生徒が不登校や自殺へ繋がらないよう、児童生徒の理解促進や教職員研修を推進していく。「かわさき共生＊共育プログラム」については、既存のエクササイズに加えてSOSの出し方・受け止め方教育につながるエクササイズを開発し、各学校における実践を支援していく。担当者研修とともに、当該プログラムをより効果的なものにするため、人権尊重教育の視点も含め、訪問研修の内容を工夫していく。また、道徳教育については、道徳教育推進教師の研修の他に、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育を推進するための具体的な方法や実践事例を各学校に発信する等工夫をしていく。</p> <p>道徳教育については、道徳教育推進教師の研修の他に、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育を推進するための具体的な方法や実践事例を各学校に発信する等工夫をしていく。</p>						
所管課						
教育委員会事務局 教育政策室・指導課・総合教育センター						

令和3年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書						
方針2 自殺防止のためにつながる		項目	自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上			
取組番号	7	取組名称	ゲートキーパーの養成			
取組目的	行政・民間等を問わず、様々な分野においてゲートキーパーの養成を行う。また、ゲートキーパー養成に必要な研修資料の開発と効果検証を進める。					
構成事務事業		予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性
1	自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業	22,858千円	14,396千円	20,252千円	あり	なし
2						
3						
取組実績 (取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)						
上記構成事務事業の中で、下記の取り組みを行っている。						
根拠法令等：自殺対策基本法・自殺総合対策大綱・川崎市自殺対策の推進に関する条例						
<ul style="list-style-type: none"> ●ゲートキーパー養成研修等の実施 <ul style="list-style-type: none"> 一般市民から、サービス事業者、専門の支援者まで、様々な立場の人を対象に、それぞれの立場でできるゲートキーパーの役割についての講座を行った。単独の講座だけでなく、様々な研修、講演に併せて実施した。 ○一般市民(身近な人のゲートキーパー)：397人 ○職域・サービス業対象(職務上関わる人のゲートキーパー)：497人 ○教育、医療、保健、福祉相談従事者：333人 合計：1,227人(16回) ●ゲートキーパー手帳の改定 <ul style="list-style-type: none"> ゲートキーパーの基本的な役割等を解説したゲートキーパー手帳の内容を改定し、発行した。 						
新型コロナウイルス感染症による取組への影響 (どう状況の変化があったか)		変更や中止となった事業				
感染予防対策のため、オンラインを活用した研修の実施があった。また、対面開催の場合でも、参加者同士の間にはアクリルパネルを実施し、ロールプレイ等を実施した研修もあった。		→				
		新規や臨時的に実施した事業				
主要指標		目標		実績		
1	ゲートキーパー養成数	目標：1,000人/年 (5,000人/3年間)		1,227人		
2						
目的・目標の達成に向けた課題						
研修等の開催回数は、新型コロナウイルス感染症流行前の状況に改善しつつあるものの、開催方法としてオンラインの活用が進んできており、これまでの研修を振り返りつつ、効果的な研修実施ができるように内容を随時見直ししていく。また、ゲートキーパーとなった後の活動実績等をの把握を通して、フォローアップの必要性の検討を行う必要がある。						
今後の取組の改善の方向性						
集合研修等で得られる支援者間の関係構築の効果も念頭に置き、オンライン研修で得られる効果の把握も行い、それぞれの特徴を把握した上で、新型コロナウイルス感染症感染予防対策も含めた研修実施体制を整備していく。また、ゲートキーパー養成後のフォローアップの必要性の検討を進めていく。						
所管課						
健康福祉局 総合リハビリテーション推進センター 企画・連携推進課						

令和3年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書						
方針2 自殺防止のためにつながる		項目	自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上			
取組番号	8	取組名称	保健福祉医療関係における自殺対策人材育成研修			
取組目的	市職員や地域の医療機関、相談機関従事者を対象に、自殺対策の基礎知識や相談技術、連携支援に関する研修や事例検討会を実施する。					
構成事務事業		予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性
1	自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業	22,858千円	14,396千円	20,252千円	あり	なし
取組実績 (取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)						
上記構成事務事業の中で、下記の取り組みを行っている。						
根拠法令等：自殺対策基本法・自殺総合対策大綱・川崎市自殺対策の推進に関する条例						
<ul style="list-style-type: none"> ●医療、保健、福祉等機関従事者を対象とした研修(自殺予防セミナー)の開催 <ul style="list-style-type: none"> 医療、保健、福祉等機関従事者を対象とした「自殺予防セミナー」を開催した。研修では、希死念慮の受け止め方やリスク判断など、具体的な対応方法の講義の他、職種や各機関の主たる支援対象や支援内容の違いを活かした事例検討を行い、支援者個人のスキルアップとともに、自殺予防のための連携促進を図った。 ○開催概要 <ul style="list-style-type: none"> 開催回数：2回 参加人数：73人(延べ人数) 【第1回】日 時：令和3年9月30日 参加者数：41人 <ul style="list-style-type: none"> テーマ：自殺予防のための基礎知識とゲートキーパーの役割～コロナ禍の影響も考える～ 【第2回】日 時：令和4年3月23日 参加者数：32人 <ul style="list-style-type: none"> テーマ：あなたもわたしもゲートキーパー～わたしの立場でできることを考える～ ※例年、3回開催しているが、令和元年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響により、2回開催 ●内科等の地域医療機関の医師を対象とした研修(かかりつけ医うつ病対応力向上研修)の開催 <ul style="list-style-type: none"> 内科等の地域医療機関の医師を対象に「かかりつけ医うつ病対応力向上研修」を開催した。開催にあたっては、神奈川県・横浜市・相模原市とともに連携し、カリキュラム等を検討の上、実施した。 ○開催概要 <ul style="list-style-type: none"> 日時：令和3年11月20日 参加者数：38名 ※川崎市実施分のみ掲載 ●自死遺族支援従事者を対象とした研修(自死遺族支援研修会)の開催 <ul style="list-style-type: none"> 自死遺族支援従事者(主に自死遺族ほっとライン)を対象とした「自死遺族支援研修会」を主催した。研修では、川崎市の自殺の状況に関する講義の他、自死遺族の方からお話をいただいた。 ○開催概要 <ul style="list-style-type: none"> 日時：令和4年2月26日 参加者数：20名 ●関係機関等での研修の後方支援 <ul style="list-style-type: none"> こども未来局児童・家庭虐待対策室が主催した「自殺予防に関する包括的研修」について、開催調整や参考資料の提供等を実施し、研修開催にあたり、後方支援を実施した。 ○後方支援を行った研修への参加者数：104名 						
新型コロナウイルス感染症による取組への影響 (どう状況の変化があったか)		変更や中止となった事業				
開催回数及び開催方法の変更		→				
		新規や臨時的に実施した事業				
主要指標		目標		実績		
1	研修参加者数	目標：200人/年 (目標：600人/3年間)		235人		
目的・目標の達成に向けた課題						
保健医療福祉関係従事者に対する研修は、自殺予防セミナー及びかかりつけ医うつ病対応力向上研修を中心に実施しており、今後も多くの関係機関等が参加でき、参加者同士の連携につながるように、研修機会を継続的に確保していく必要がある。						
今後の取組の改善の方向性						
自殺予防セミナー及びかかりつけ医うつ病対応力向上研修については、今後も多くの関係機関等が参加でき、参加者同士の連携につながるように、研修機会を継続的に確保し、効果的な周知を実施していく。また、主催する研修だけでなく、関係機関等が開催する研修等において、後方支援を引き続き実施し、関係機関や地域と連携した人材育成の取組を進めていく。						
所管課						
健康福祉局 総合リハビリテーション推進センター 企画・連携推進課						

令和3年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書						
方針2 自殺防止のためにつながる		項目	自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上			
取組番号	9	取組名称	自殺対策に関連する市職員の人材育成			
取組目的	ゲートキーパー養成をはじめ、自殺予防に関する研修等を実施する。また、ゲートキーパー養成の指導者の育成も進める。					
構成事務事業		予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性
1	自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業	22,858千円	14,396千円	20,252千円	あり	なし
取組実績 (取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)						
上記構成事務事業の中で、下記の取り組みを行っている。						
根拠法令等：自殺対策基本法・自殺総合対策大綱・川崎市自殺対策の推進に関する条例						
令和3年度においては、行政職員のみを対象とした研修は主催せず、関係機関も含めて実施した研修への参加を周知した。また、庁内の関係課が主催した研修において、後方支援を実施した。下記研修以外では、職場の安全・安心セミナーに行政職員が7名参加した。						
<p>●医療、保健、福祉等機関従事者を対象とした研修(自殺予防セミナー)の開催 医療、保健、福祉等機関従事者を対象とした「自殺予防セミナー」を開催した。研修では、希死念慮の受け止め方やリスク判断など、具体的な対応方法の講義の他、職種や各機関の主たる支援対象や支援内容の違いを活かした事例検討を行い、支援者個人のスキルアップとともに、自殺予防のための連携促進を図った。</p> <p>○開催概要 開催回数：2回 参加人数：73人(延べ人数) 【第1回】日 時：令和3年9月30日 参加者数：41名(うち行政職員6名) テーマ：自殺予防のための基礎知識とゲートキーパーの役割～コロナ禍の影響も考える～ 【第2回】日 時：令和4年3月23日 参加者数：32名(うち行政職員2名) テーマ：あなたもわたしもゲートキーパー～わたしの立場でできることを考える～ ※例年、3回開催しているが、令和元年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響により、2回開催</p> <p>●内科等の地域医療機関の医師を対象とした研修(かかりつけ医うつ病対応力向上研修)の開催 内科等の地域医療機関の医師を対象に「かかりつけ医うつ病対応力向上研修」を開催した。開催にあたっては、神奈川県・横浜市・相模原市とともに連携し、カリキュラム等を検討の上、実施した。</p> <p>○開催概要 日時：令和3年11月20日 参加者数：38名(うち行政職員1名) ※川崎市実施分のみ掲載</p> <p>●関係機関等での研修の後方支援 子ども未来局児童・家庭虐待対策室が主催した「自殺予防に関する包括的研修」について、開催調整や参考資料の提供等を実施し、研修開催にあたり、後方支援を実施した。 ○後方支援を行った研修への参加者数 104名</p>						
新型コロナウイルス感染症による取組への影響 (どういった状況の変化があったか)		変更や中止となった事業				
行政職員を対象とした研修開催ができなかった。		新規や臨時的に実施した事業				
主要指標		目標	実績			
1	研修等参加者数	目標：500人/年 (2,000人/3年間)	120名			
目的・目標の達成に向けた課題						
実績が目標を下回っており、今後、行政職員を対象とした研修について、開催方法を含め、検討していく。						
今後の取組の改善の方向性						
新型コロナウイルス感染症への対応等もあり、リアルタイムでの研修参加ができない職員も多いため、オンライン等の活用を通して、行政職員の研修機会についてどのように確保していくのか、効果的な手法の情報収集も含め、検討していく。						
所管課						
健康福祉局 総合リハビリテーション推進センター 企画・連携推進課						

令和3年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書																															
方針2 自殺防止のためにつながる		項目	自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上																												
取組番号	10	取組名称	学校出前講座の実施																												
取組目的	教職員、児童・生徒を対象に思春期の精神保健や自殺予防をテーマとした出前講座を実施する。																														
構成事務事業		予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性																									
1	自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業	22,858千円	14,396千円	20,252千円	なし	なし																									
2																															
3																															
取組実績 (取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)																															
上記構成事務事業の中で、下記の取り組みを行っている。																															
根拠法令等：自殺対策基本法・自殺総合対策大綱・川崎市自殺対策の推進に関する条例																															
<p>●事業概要 川崎市内の小中高등학교において、学校からの求めに応じて、教職員等を対象としたメンタルヘルス、自殺予防に関する講座を実施した。実施にあたっては学校側のニーズに基づき、依頼する講師を検討・調整した。</p> <p>●実施校数及び実施回数 実施校数：3校(実数) 実施回数：4回(延べ数)</p> <p>●実施内容(テーマ)等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>開催時期</th> <th>種別</th> <th>対象</th> <th>テーマ</th> <th>参加者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3年6月</td> <td>高校</td> <td>教職員</td> <td>若年層の自殺の現状と対応 摂食障害の基礎知識と対応</td> <td>50名</td> </tr> <tr> <td>令和3年8月</td> <td>小学校・中学校・高校</td> <td>教職員</td> <td>自殺対策のために個人ができること</td> <td>28名</td> </tr> <tr> <td>令和3年10月</td> <td>小学校</td> <td>教職員</td> <td>子どもの心の健康と自殺予防</td> <td>13名</td> </tr> <tr> <td>令和3年10月</td> <td>小学校</td> <td>児童・生徒</td> <td>こころの健康</td> <td>66名</td> </tr> </tbody> </table>							開催時期	種別	対象	テーマ	参加者数	令和3年6月	高校	教職員	若年層の自殺の現状と対応 摂食障害の基礎知識と対応	50名	令和3年8月	小学校・中学校・高校	教職員	自殺対策のために個人ができること	28名	令和3年10月	小学校	教職員	子どもの心の健康と自殺予防	13名	令和3年10月	小学校	児童・生徒	こころの健康	66名
開催時期	種別	対象	テーマ	参加者数																											
令和3年6月	高校	教職員	若年層の自殺の現状と対応 摂食障害の基礎知識と対応	50名																											
令和3年8月	小学校・中学校・高校	教職員	自殺対策のために個人ができること	28名																											
令和3年10月	小学校	教職員	子どもの心の健康と自殺予防	13名																											
令和3年10月	小学校	児童・生徒	こころの健康	66名																											
新型コロナウイルス感染症による取組への影響 (どういった状況の変化があったか)		変更や中止となった事業																													
		新規や臨時的に実施した事業																													
主要指標		目標	実績																												
1	学校出前講座(教職員等対象)の実施校数	5校/年 (15校/3年間)	3校																												
2	学校出前講座(児童・生徒対象)の実施校数	5校/年 (15校/3年間)	1校																												
目的・目標の達成に向けた課題																															
主要指標における目標が達成できておらず、新型コロナウイルス感染症による影響も考えられるが、まだ周知が不足している状況がある。																															
今後の取組の改善の方向性																															
かながわ自殺対策会議を通じた広報は継続して行う一方で、学校へ自殺予防週間や自殺対策強化月間に合わせ、こころの健康等の相談先が掲載されたポスターを送付することし、それにあわせ、学校出前講座の周知も行う。また、教育委員会事務局と連携し、SOSの出し方教育の推進に加えて、SOSの受け止め方などを、本事業で対応できるように検討を行っていく。																															
所管課																															
健康福祉局 総合リハビリテーション推進センター 企画・連携推進課																															

令和3年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書						
方針2 自殺防止のためにつながる		項目	自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上			
取組番号	11	取組名称	かかりつけ医うつ病対応力向上研修			
取組目的	内科等の地域医療機関の医師を対象に、うつ病等に関する研修を実施し、自殺の危険の高い人の早期発見・早期対応を図るため、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応と連携を図るための研修を実施する。					
構成事務事業		予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性
1	自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業	22,858千円	14,396千円	20,252千円	あり	なし
2						
3						
取組実績 (取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)						
上記構成事務事業の中で、下記の取り組みを行っている。						
根拠法令等：自殺対策基本法・自殺総合対策大綱・川崎市自殺対策の推進に関する条例						
<ul style="list-style-type: none"> ●事業概要 精神的な不調は、身体的不調の訴えとして気づかれやすく、また精神的な不調を自覚しても初期の段階で精神科や心療内科を受診する人は少ない。早期にうつ病等の精神疾患に気づき、治療を受けられることを目的に、かかりつけ医等身体科医師を対象に、かかりつけ医による初期対応や、専門医への紹介、専門医との連携がなされるよう研修を行った。 研修については、神奈川県、横浜市、相模原市とともに、カリキュラム検討を行った。また、県内複数会場のうち、いずれの会場にも参加を可能とした。 ●開催回数及び参加者数 開催回数：1回（神奈川県内全5回） 参加者数：38名（うち、川崎市内従事者36名） 神奈川県内全5会場参加者総数：220名 ●研修資料の作成 他県市と協力し、研修講師及び受講者用の資料の作成や準備を行った。 						
新型コロナウイルス感染症による取組への影響 (どういった状況の変化があったか)		変更や中止となった事業				
定員の縮小		かかりつけ医うつ病対応力向上研修				
		新規や臨時的に実施した事業				
主要指標		目標	実績			
1	研修参加者数 ※神奈川県、横浜市、相模原市開催分含む	200人/年	220人			
2						
目的・目標の達成に向けた課題						
令和2年度は本事業における研修開催を中止としたが、令和3年度においては新型コロナウイルス感染症感染予防対策を講じ、実施した。オンライン研修に向けた希望が見受けられた。						
今後の取組の改善の方向性						
令和4年度も新型コロナウイルス感染症の影響が懸念されるが、感染防止対策や研修手法等を検討し、本研修の目的を達成するため、神奈川県及び横浜市、相模原市等と連携し、研修実施を目指す。オンライン研修に対する希望については、本研修の目的等を考慮しつつ、認定産業医研修の要件等も確認し、実施可能性を検討していく。						
所管課						
健康福祉局 総合リハビリテーション推進センター 企画・連携推進課						

令和3年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書						
方針2 自殺防止のためにつながる		項目	自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上			
取組番号	12	取組名称	児童・思春期精神保健研修会等の開催			
取組目的	教職員や児童相談機関職員を対象とした児童・思春期のメンタルヘルスに関する研修会等を定期的に開催する。					
構成事務事業		予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性
1	精神保健福祉センターに関する業務	51,990千円	28,633千円	42,008千円	なし	なし
2						
3						
取組実績 (取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)						
上記構成事務事業において、児童精神科医によるスーパーバイズ事業として下記の取り組みを行っている。						
<ul style="list-style-type: none"> ●事業概要 児童精神科医によるスーパーバイズを組み込んだ児童・思春期年代の事例検討会 ●結果及び実績 開催回数 6回 参加人数 延べ32人 ●参加機関 総合リハビリテーション推進センター、区役所(地域まもり支援センター) 						
新型コロナウイルス感染症による取組への影響 (どういった状況の変化があったか)		変更や中止となった事業				
特になし		なし				
		新規や臨時的に実施した事業				
主要指標		目標	実績			
1	研修会等への参加者数	目標：20人/年	32			
2						
目的・目標の達成に向けた課題						
担当部署が組織再編され、役割・機能が見直されたことに伴い、児童精神科医によるスーパーバイズ事業は講師と対象者を変更することとなった。本事業に関して児童相談機関へ広く周知することが今後求められる。						
今後の取組の改善の方向性						
思春期電話相談事業について、職員の対応力を強化するとともに、市内専門機関での困難事例に対してスーパーバイズを行えるよう体制を再構築する。						
所管課						
健康福祉局 総合リハビリテーション推進センター こころの健康課						

令和3年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書						
方針2 自殺防止のためにつながる		項目	自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上			
取組番号	13	取組名称	母子保健事業における人材育成研修			
取組目的	母子保健事業に従事する職員に対し、産後うつ等、周産期の母親への相談支援に係る研修を実施する。					
構成事務事業		予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性
1	母子保健指導・相談事業	269,736千円	125,053千円	591,126千円	無	無
2						
3						
取組実績						
(取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等) 上記構成事務事業の一部として、下記の取り組みを行っている。						
<p>●研修内容 母子保健事業に携わる職員が、市民に対して的確な支援が提供できるよう、従事者のスキルアップを図るための母子保健指導者研修を実施した。</p> <p>●実績 母子保健指導者研修会の開催回数及び延べ参加人数 開催回数 2回 周産期メンタルヘルスケア研修 妊娠・出産SOS研修 延べ参加人数 49人</p>						
新型コロナウイルス感染症による取組への影響 (どういった状況の変化があったか)		変更や中止となった事業				
感染状況を考慮し、オンライン研修とした。		新規や臨時的に実施した事業				
主要指標		目標		実績		
1	研修の理解度	研修内容について十分理解できた・理解できたの割合が90%以上		100%		
2	研修内容の活用可能性	十分生かせそう、生かせそうの割合が90%以上		92%		
目的・目標の達成に向けた課題						
一定水準のスキルの習得を目指すために、母子保健事業に携わる各区地域まもり支援センター地域支援課の職員が多く参加できる日時の設定を行う必要がある。また新人及び新任職員が「学んだことを業務に生かすことができるよう、年度の早い時期に実施することが必要。テーマ設定にあたっては、母子保健事業の実施において求められていることを把握し、反映させることが必要。						
今後の取組の改善の方向性						
周産期メンタルヘルスの研修は新人及び新任職員のために年度当初の時期に実施する。研修のテーマや内容について区職員へのヒアリング等の結果を踏まえて検討して決定する。						
所管課						
子ども未来局子ども支援部子ども保健福祉課						

令和3年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書						
方針2 自殺防止のためにつながる		項目	自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上			
取組番号	14	取組名称	児童分野における精神保健等に関する包括的研修			
取組目的	児童相談所職員、児童養護施設職員等に対して、遺児支援も含む精神保健・自殺予防に関する包括的研修を実施する。					
構成事務事業		予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性
1	児童虐待防止対策事業	119,393千円	44,336千円	115,392千円	なし	なし
2						
3						
取組実績						
(取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等) 上記の構成事務事業の一部として、下記の研修を実施している。						
<p>●取組内容 児童相談所職員、区役所地域まもり支援センター地域支援課等の職員を対象として、こどものメンタルヘルスや自殺の背景及び自殺に至るまでのプロセス等の専門的な知識を習得する研修を開催した。 研修参加人数:58名</p>						
新型コロナウイルス感染症による取組への影響 (どういった状況の変化があったか)		変更や中止となった事業				
感染症対策の実施		参加人数を制限する等の感染症対策を実施した上で開催				
		新規や臨時的に実施した事業				
主要指標		目標		実績		
1	研修参加者数	20人/年		58名		
2	研修開催回数	1回/年		2回		
目的・目標の達成に向けた課題						
自死遺族等への支援が適切に実施されるよう、児童相談所や区役所職員等に対して精神保健や自殺の背景についての知識や支援方法等について習得する場を確保していく必要がある。						
今後の取組の改善の方向性						
引き続き、児童分野において、自死遺族支援を含む精神保健に関する相談支援が充実するよう、子どもから大人までのメンタルヘルス及び自殺対策の現状や家族支援を踏まえたアプローチ等について、学ぶ研修を開催するとともに、職員のスキルアップ向上を図る。						
所管課						
児童家庭支援・虐待対策室						

令和3年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書						
方針2 自殺防止のためにつながる		項目	自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上			
取組番号	15	取組名称	教職員の資質向上			
取組目的	多様性を認め、自己肯定感を高める教育活動推進のため、ライフステージ研修や人権尊重教育推進担当者研修を通じた、教職員の人材育成を行う。					
構成事務事業		予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性
1	教職員研修事業	26,937千円	0千円	19,215千円	有	無
2	人権尊重教育推進事業	6,808千円	722千円	6,436千円	無	無
3						
取組実績						
(取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)						
<p>●ライフステージに応じた研修及び人権尊重教育推進担当者研修での人権尊重教育に関する研修の内容</p> <p>○ライフステージに応じた研修</p> <p>初任者研修、2年目教員研修、3年目教員研修、2校目異動者研修、中堅教諭等資質向上研修、15年経験者研修、新任教頭研修、教頭研修、新任校長研修、校長研修において人権尊重教育に係る講演等を実施した。互いを尊重し、共生する社会を創造するために、人権尊重教育をすべての教育活動の基盤として位置づけ、児童生徒の豊かな心を育むことができる教職員の養成に資する研修を行った。</p> <p>○人権尊重教育推進担当者研修</p> <p>各校の人権尊重教育推進担当者を対象に、研修として子どもの権利をテーマとした講演などを通じて、児童生徒の自己肯定感の醸成や他者理解にかかわる教職員の資質向上を図ったほか、各校の担当者に対して人権尊重教育の全体計画及び推進計画の作成及び計画の遂行を支援した。</p> <p>●回数及び延べ参加人数</p> <p>ライフステージに応じた研修：32回 延べ5,643名</p> <p>人権尊重教育推進担当者研修：4回、延べ723名</p>						
新型コロナウイルス感染症による取組への影響 (どういった状況の変化があったか)				変更や中止となった事業		
				新規や臨時的に実施した事業		
主要指標		目標	実績			
1	ライフステージに応じた研修の年間開催回数		32回			
2	人権尊重教育推進担当者研修	4回/年	4回/年			
目的・目標の達成に向けた課題						
川崎市教員育成指標に基づき、ライフステージに応じた研修の中で、人権尊重教育に係る講演等を実施し、人権尊重教育をすべての教育活動の基盤として位置づけ、児童生徒の豊かな心を育むことができる教職員の養成に資する研修を行った。従来通りの集合型による研修の開催に加え、書面や動画配信による研修の開催を行った。今後も引き続き、集合型や単方向及び双方向型オンラインでの実施において、より教員の資質・能力の向上につながるものになるよう改善する必要がある。また、校外研修を伝達するのみではなく、校内研修と効果的に関連付けることも課題である。						
今後の取組の改善の方向性						
性的マイノリティの児童生徒が不登校や自殺へ繋がらないよう、児童生徒の理解促進や教職員研修を推進していく。また、互いを尊重し、共生する社会を創造するために、人権尊重教育をすべての教育活動の基盤として位置づけ、児童生徒の豊かな心を育むことができる教員の養成に資する研修を引き続き行う。また、研修で学んだ内容をもとに、学校現場で実践することができるよう研修内容をさらに工夫し実施する。集合型研修の実施に加え、単方向型及び双方向型のオンライン研修を計画的に取り入れる等、教員が学び続けることができるような研修体制を構築し、教員の資質・能力の向上を図っていく。また、校外研修で学んだ内容をもとに、校内OJTが実践できるよう校外研修の内容を工夫し実施していく。						
所管課						
教育委員会事務局 教育政策室・総合教育センター						

令和3年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書						
方針2 自殺防止のためにつながる		項目	自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上			
取組番号	16	取組名称	教職員向け心の健康相談支援事業			
取組目的	児童生徒の心の健康問題に対処するために、医学的な面を含めて学校への専門家等の援助などを通じて、養護教諭等が行う健康相談に対する支援等を行う。また、事例検討会や講演会等を学校関係者を対象に実施し、心の健康問題に関連した情報提供等を行う。					
構成事務事業		予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性
1	健康教育推進事業	621,793千円	49,536千円	679,214千円	無	無
2						
3						
取組実績						
(取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)						
上記構成事務事業の一部で、心の健康相談支援事業として、下記の取組を実施している。						
<p>●支援及び啓発活動の内容</p> <p>(1)心の健康に起因する問題について、精神科医等による予約制の面接相談を実施する。</p> <p>(2)心の健康に起因する問題について、学校の要請に応じて精神科医等を派遣し、面接相談を実施する。</p> <p>(3)心の健康に起因する問題に係る研修会等を行い、心の健康問題への啓発を実施する。</p> <p>(4)その他、本事業の目的達成のために必要な事業を実施する。</p> <p>●専門家等の援助回数</p> <p>専門医による学校訪問：18回</p> <p>●研修会等開催回数及び延べ参加人数</p> <p>○川崎市心の健康相談支援事業講演会(動画配信) 1回開催 参加人数17人</p> <p>演題：「子どもの心の健康 子ども心の病気とその対応、支援について」</p> <p>講師：川崎こども心理ケアセンターかなで 児童精神科医 小石誠二氏</p> <p>●心の健康相談支援事業検討委員会</p> <p>日時：令和4年3月17日(木)13:30～14:30</p> <p>会場：多摩市民館 第5会議室</p>						
新型コロナウイルス感染症による取組への影響 (どういった状況の変化があったか)				変更や中止となった事業		
				新規や臨時的に実施した事業		
主要指標		目標	実績			
1	専門家等の年間援助回数		18回			
2						
目的・目標の達成に向けた課題						
新型コロナウイルス感染症対策を講じた方法での研修会の実施						
今後の取組の改善の方向性						
保護者も対象としているので、可能であれば集合形式で実施したいと考えているが、動画配信又はオンライン形式でも実施できるように検討する。						
所管課						
教育委員会事務局 健康教育課						

令和3年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書						
方針2 自殺防止のためにつながる		項目	自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上			
取組番号	17	取組名称	緩和ケア研修会の開催			
取組目的	地域の医師及び医療従事者向けに、がん医療における患者とのコミュニケーションの取り方や、患者及び家族の精神症状に対するケア等についての研修を実施する。					
構成事務事業		予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性
1	川崎病院の運営	13,189,626千円	12,451,127千円	12,176,700千円	無	無
2	井田病院の運営	5,911,762千円	5,464,096千円	5,476,649千円	無	無
3						
取組実績 (取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等) 上記、構成事務事業の一部として、下記の内容に取り組んでいる。						
<p>●緩和ケア研修会の開催</p> <p><川崎病院> 地域のがん診療にかかわる医師、医療従事者が緩和ケアに関する基本的知識を習得し、初期段階から緩和ケアを提供することを目的とした「緩和ケア研修会(PEACE:医師・医療従事者向け)」を11月に川崎市立井田病院と共催した。 また、例年開催している「緩和ケア研修会(ELNEC-J:看護師向け)」は新型コロナウイルスへの感染防止のため中止した。</p> <p>参加者数:医師19人、看護師2人 計21人</p> <p><井田病院> 地域のがん診療にかかわる医師、医療従事者のための緩和ケア研修会を11月に川崎病院と共催した。 新指針での緩和ケア研修会を、「e-learningの復習」「アisplayキング」「がん性疼痛事例検討」「コミュニケーション」「療養場所の選択と地域連携」「がん患者等への支援」等の内容で1回開催した。 また、緩和ケアスキルアップ・フォローアップ研修会を「がん性疼痛の基礎と応用」「がん患者の呼吸器症状の緩和」「傾聴について」「緩和的放射線治療について」等の内容で、4回開催した。</p> <p>参加者数:医師51人、看護師50人、その他36人 計137人</p>						
新型コロナウイルス感染症による取組への影響 (どういった状況の変化があったか)		変更や中止となった事業				
予定していた研修会が延期となったり、感染防止の観点から院内関係者のみの研修となる場合があった。		<p><川崎病院>緩和ケア研修会(ELNEC-J:看護師向け)を中止した。 <井田病院>まん延防止等重点措置の適用が予定されていたため、令和4年1月21日の緩和ケアスキルアップフォローアップ研修会を中止3月に開催した。</p>				
		新規や臨時的に実施した事業				
主要指標		目標	実績			
1	緩和ケア研修会の開催回数	川崎病院1回/年・井田病院1回/年	川崎病院1回/年・井田病院1回/年			
2	緩和ケアスキルアップ・フォローアップ研修会の開催回数	井田病院5回/年	井田病院4回/年			
目的・目標の達成に向けた課題						
<川崎病院及び井田病院> より多くの医療従事者に緩和ケア研修会あるいは緩和ケアスキルアップ・フォローアップ研修会に参加してもらえよう、研修会開催の案内を院内、院外に積極的に周知していく必要がある。						
今後の取組の改善の方向性						
<川崎病院及び井田病院> 緩和ケアに理解ある医療従事者等の増加により、がん患者と家族の不安軽減や安心につながるよう、今後も緩和ケア研修会を継続して開催し、緩和ケアの普及啓発を行う。						
所管課						
病院局 経営企画室						

令和3年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書																															
方針2 自殺防止のためにつながる		項目	職域、学校、地域等における市民の心の健康の保持に係る体制の整備																												
取組番号	18	取組名称	学校出前講座の実施(再掲)																												
取組目的	教職員、児童・生徒を対象に思春期の精神保健や自殺予防をテーマとした出前講座を実施する。																														
構成事務事業		予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性																									
1	自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業	22,858千円	14,396千円	20,252千円	なし	なし																									
2																															
3																															
取組実績 (取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等) 上記構成事務事業の中で、下記の取り組みを行っている。 根拠法令等:自殺対策基本法・自殺総合対策大綱・川崎市自殺対策の推進に関する条例																															
<p>●事業概要</p> <p>川崎市内の小中高等学校において、学校からの求めに応じて、教職員等を対象としたメンタルヘルス、自殺予防に関する講座を実施した。実施にあたっては学校側のニーズに基づき、依頼する講師を検討・調整した。</p> <p>●実施校数及び実施回数 実施校数:3校(実数) 実施回数:4回(延べ数)</p> <p>●実施内容(テーマ)等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>開催時期</th> <th>種別</th> <th>対象</th> <th>テーマ</th> <th>参加者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3年6月</td> <td>高校</td> <td>教職員</td> <td>若年層の自殺の現状と対応 摂食障害の基礎知識と対応</td> <td>50名</td> </tr> <tr> <td>令和3年8月</td> <td>小学校・中学校・高校</td> <td>教職員</td> <td>自殺対策のために個人ができること</td> <td>28名</td> </tr> <tr> <td>令和3年10月</td> <td>小学校</td> <td>教職員</td> <td>子どもの心の健康と自殺予防</td> <td>13名</td> </tr> <tr> <td>令和3年10月</td> <td>小学校</td> <td>児童・生徒</td> <td>こころの健康</td> <td>66名</td> </tr> </tbody> </table>							開催時期	種別	対象	テーマ	参加者数	令和3年6月	高校	教職員	若年層の自殺の現状と対応 摂食障害の基礎知識と対応	50名	令和3年8月	小学校・中学校・高校	教職員	自殺対策のために個人ができること	28名	令和3年10月	小学校	教職員	子どもの心の健康と自殺予防	13名	令和3年10月	小学校	児童・生徒	こころの健康	66名
開催時期	種別	対象	テーマ	参加者数																											
令和3年6月	高校	教職員	若年層の自殺の現状と対応 摂食障害の基礎知識と対応	50名																											
令和3年8月	小学校・中学校・高校	教職員	自殺対策のために個人ができること	28名																											
令和3年10月	小学校	教職員	子どもの心の健康と自殺予防	13名																											
令和3年10月	小学校	児童・生徒	こころの健康	66名																											
新型コロナウイルス感染症による取組への影響 (どういった状況の変化があったか)		変更や中止となった事業																													
		新規や臨時的に実施した事業																													
主要指標		目標	実績																												
1	学校出前講座(教職員等対象)の実施校数	5校/年 (15校/3年間)	3校																												
2	学校出前講座(児童・生徒対象)の実施校数	5校/年 (15校/3年間)	1校																												
目的・目標の達成に向けた課題																															
主要指標における目標が達成できておらず、新型コロナウイルス感染症による影響も考えられるが、まだ周知が不足している状況がある。																															
今後の取組の改善の方向性																															
かながわ自殺対策会議を通じた広報は継続して行う一方で、学校へ自殺予防週間や自殺対策強化月間に合わせ、こころの健康等の相談先が掲載されたポスターを送付することとし、それにあわせ、学校出前講座の周知も行う。また、教育委員会事務局と連携し、SOSの出し方教育の推進に加えて、SOSの受け止め方などを、本事業で対応できるように検討を行っていく。																															
所管課																															
健康福祉局 総合リハビリテーション推進センター 企画・連携推進課																															

令和3年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書						
方針2 自殺防止のためにつながる		項目	職域、学校、地域等における市民の心の健康の保持に係る体制の整備			
取組番号	19	取組名称	こころの電話相談			
取組目的	市民を対象とした、こころの健康や病気に関する電話相談を実施する。					
構成事務事業		予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性
1	精神保健福祉センターに関する業務	51,990千円	28,633千円	42,008千円	あり	あり
2						
3						
取組実績 (取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)						
上記構成事務事業の中で、下記の取り組みを行っている。						
根拠法令等：自殺対策基本法・自殺総合対策大綱・川崎市自殺対策の推進に関する条例						
●事業概要 匿名で利用できる電話相談として、こころの健康や病気の悩みに関した相談に応じる。緊急性が判断される場合には、各区役所や関係機関等の紹介や継続的な支援に向けた連絡調整を行う。相談件数は回線を増設したため増加し、自殺関連の相談も増加し340件となった。						
●開設時間及び相談数 開設時間：年末年始を除く月～金曜日 9:00～21:00⇒令和3年6月から毎日9:00～21:00年末年始は9:00～17:00 相談件数：延べ8,705件						
新型コロナウイルス感染症による取組への影響 (どういった状況の変化があったか)		変更や中止となった事業				
川崎市こころの電話相談の開設時間の拡充を行った。		新規や臨時的に実施した事業				
		平日1回線を2回線に、土日祝、年末年始の開設を行った。				
主要指標		目標		実績		
1	年間電話相談件数			8,705件		
2						
目的・目標の達成に向けた課題						
頻回に利用する特定の相談者が増加し、新規相談者の割合が少ない現状にある。						
今後の取組の改善の方向性						
頻回な利用者への対応として、継続的な支援先となりうる関係部署と調整をしながら支援の方向性を検討していく。						
所管課						
健康福祉局 総合リハビリテーション推進センター こころの健康課						

令和3年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書						
方針2 自殺防止のためにつながる		項目	職域、学校、地域等における市民の心の健康の保持に係る体制の整備			
取組番号	20	取組名称	心のバリアフリーに向けた取組			
取組目的	お互いを尊重しながら、共に支え合う自立と共生の地域社会を目指し、ダイバーシティ(多様性)とインクルージョン(さまざまな人が社会のなかで自分らしく混ざり合えること)の地域社会の実現に向けた全市民的な意識の醸成(心のバリアフリー)に向けた取組を推進する。					
構成事務事業		予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性
1	東京オリンピック・パラリンピック推進事業	386,577千円	92,342千円	254,192千円	あり	あり
取組実績 (取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)						
上記構成事務事業の一部として、下記の取組を行っている。						
(目的) 東京2020オリンピック・パラリンピック大会の開催を契機として、特にパラリンピックに重点を置き、人々の意識や社会環境のバリアを取り除き、誰もが社会参加できる環境を創出することを理念として、誰もが自分らしく暮らし、自己実現を目指す地域づくりのために「かわさきパラムーブメント」の取組を推進する。						
(理念浸透に向けたイベントの開催) パラスポーツ体験や音楽ライブ & パフォーマンスなどにより、かわさきパラムーブメントの理念浸透を図るイベントである「かわさき2021」は、8月にラゾーナ川崎で開催する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和4年9月21日に延期となり、約2,350名の参加があった。なお、中部及び北部でも開催する予定であったが、これらについては、中止となった。また、障害等のあるなしに関わらず誰もが音楽等を楽しめる「かわさきパラコンサート2021」を令和3年5月29日にカルッツかわさきで開催し、約1,000名の参加があった。						
(eスポーツを活用した取組) また、今年度から新たにeスポーツを活用した取組を行い、障害のある子どもたちや保護者を対象とした体験イベントを令和4年2月23日に中原区役所で開催し、18組44名の参加があった。また、市内の放課後等デイサービス事業所の利用登録者を対象とした体験イベントを令和4年3月12日に「エンジン放課後高津」で開催し、15名の参加があった。さらに、eスポーツの体験イベントを令和4年3月21日に川崎ルフロンイベントスペースで開催し、344名(うちオンライン視聴143名)の参加があった。						
(民間企業と連携した取組) 昨年に引き続き民間企業や団体等と連携し、発達障害児を対象とした「親子サッカー教室 & パブリックビューイング」を令和3年11月20日に等々力陸上場で開催し、15組44名が参加した。今年度は、試合会場である大阪市の「ヨドコウ桜スタジアム」ではセンサールームでの観戦が実施され、本市のパブリックビューイングの会場とオンラインで結んだ。						
(職員向け研修の開催) 職員一人ひとりが心のバリアフリーについて考え、自分ごととするため、庁内におけるかわさきパラムーブメントの理念を浸透させるために令和3年11月1日に局長級職員を対象とした研修を開催した。さらに、令和4年1月17日、18日、20日に各局区別の職員を対象にユニバーサルマナー研修を開催し、87名が受講した。						
(プリアッシュユカウンスルと連携した英国交流事業) 障害のあるなしに関わらず、誰もが音楽に親しめる環境を構築するために、英国の音楽団体「ドレイク・ミュージック」の指導のもと、日本の音楽家による障害のある方を対象とした音楽づくりのワークショップを特別支援学校(中央支援学校、田島支援学校、田島支援学校分校)で実施した。ワークショップから生まれた音をもとに作曲された新曲をフェスタサマーミュージックKAWASAKI2021の最終日である令和3年8月9日に東京交響楽団が演奏した。演奏前には、ワークショップの記録映像を放映し、さらにワークショップに参加した生徒5名、教員3名が実際に会場で鑑賞した。						
新型コロナウイルス感染症による取組への影響 (どういった状況の変化があったか)		変更や中止となった事業				
・イベントの中止・延期や人数制限、オンライン化		・理念浸透に向けたイベントの一部の中止(北部・中部開催分)				
		新規や臨時的に実施した事業				
主要指標		目標		実績		
1	かわさきパラムーブメントの理念浸透に向けたイベント等の開催	6回/年		11回/年		
目的・目標の達成に向けた課題						
誰もが自分らしく暮らし、自己実現を目指す地域である共生社会の実現に向け、市民、企業、団体等が主体的にかわさきパラムーブメントを推進するためにプラットフォームを構築していく必要がある。 ※なお令和4年度以降は、かわさきパラムーブメントに特化した事務事業となることから事業変更の可能性を「あり」としています。						
今後の取組の改善の方向性						
共生社会の実現に向けたレガシー形成に向け、市内全域に理念浸透を図る必要があることから庁内外へ向け、広報物やグッズを活用していく。さらに庁内の推進体制によりレガシー形成に向けた取組を多様な主体と連携をしながら横断的に検討・実施することでプラットフォーム構築に向けた機運を高めていく。						
所管課						
市民文化局パラムーブメント推進担当						

令和3年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書						
方針2 自殺防止のためにつながる		項目	職域、学校、地域等における市民の心の健康の保持に係る体制の整備			
取組番号	21	取組名称	地域・職域連携推進事業			
取組目的	働く人の心身の健康づくりを目的に、関係機関と連携し、企業の保健担当者向け研修会や労働関係広報誌を活用し、相談先を含めた情報発信を行う。					
構成事務事業		予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性
1	健康づくり事業	129,833千円	25,675千円	114,556千円	なし	なし
2	自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業	22,858千円	14,396千円	20,252千円	あり	なし
3						
取組実績						
(取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)						
<p><健康増進担当による取組> 上記構成事務事業の中で、下記の取り組みを行っている。 根拠法令等：地域・職域連携事業ガイドライン、地域・職域連携推進事業実施要綱(厚生労働省)、川崎市地域・職域連携推進連絡会議運営要綱</p> <p>●地域・食育連携推進連絡会議の開催 ●全国健康保険協会神奈川支部・健康保険委員研修 メンタルヘルス対策の講演を実施した。(YouTubeでの動画配信) 第1回(令和3年10月下旬～11月末)：テーマ「気づいていますか？こころのサイン」 第2回(令和4年2月中旬～3月下旬)：テーマ「知っていますか？お酒との上手なつきあい方」</p> <p>●全国労働衛生週間川崎地区大会 令和3年度は中止となった。</p> <p><総合リハビリテーション推進センターによる取組> 上記構成事務事業の中で、下記の取り組みを行っている。 根拠法令等：自殺対策基本法・自殺総合対策大綱・川崎市自殺対策の推進に関する条例</p> <p>●川崎商工会議所との共催による「職場の安心・安全セミナー」 日時：令和3年11月18日 14:00～17:00 場所：川崎商工会議所KCCIホール 内容：「テレワーク下における社員の健康管理と職場環境改善のヒント」 「ストレスチェックの活用の実践例」 参加者数：28人</p> <p>●「かわさき労働情報」への記事の掲載を行った。 メンタルヘルス関連の記事について掲載した(5月、9月)</p>						
新型コロナウイルス感染症による取組への影響 (どういった状況の変化があったか)		<p>変更や中止となった事業</p> <p>健康保険委員研修(変更) 職場の安心・安全セミナー(変更) 全国労働衛生週間川崎地区大会における広報等(中止)</p> <p>新規や臨時的に実施した事業</p>				
<p>全国健康保険協会神奈川支部・健康保険委員研修のオンライン開催 職場の安心・安全セミナーの定員を縮小した。また、一部広報機会が中止となった。</p>		<p>これまで集合形式で行っていた精神保健福祉に関する知識等の普及啓発を目的とした各種講演会等の実施が、感染拡大防止の観点から難しくなった。</p>				
主要指標		目標	実績			
1	職場の安心・安全セミナー参加者数	80人/年	28人			
2	各関連団体での普及啓発	2回/年	1回			
目的・目標の達成に向けた課題						
職場の安心・安全セミナーについて、参加者数実績は目標を下回ったが、アンケートにおいて参加者の満足度は高い。共催の川崎商工会議所や労働関係機関等と連携し、産業保健分野における具体的なテーマ設定を今後も行っていく必要がある。						
今後の取組の改善の方向性						
新型コロナウイルス感染症により、生活様式の変化がある中、職場環境や労働環境も変化していることから、地域産業保健センターや川崎商工会議所をはじめ、地域の企業や労働関係機関と情報交換を行いながら、実践可能な情報提供を行っていく。						
所管課						
健康福祉局 健康増進担当・総合リハビリテーション推進センター 企画・連携推進課						

令和3年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書						
方針2 自殺防止のためにつながる		項目	職域、学校、地域等における市民の心の健康の保持に係る体制の整備			
取組番号	22	取組名称	各区役所における精神保健相談			
取組目的	各区役所地域みまもり支援センターにて、専門職による精神保健福祉相談や精神科嘔吐医による精神保健相談を実施し、市民の心の健康の保持及び増進を図る。					
構成事務事業		予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性
1	精神保健事業	14,844千円	3,617千円	10,769千円	なし	なし
2						
3						
取組実績						
(取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)						
<p>上記構成事務事業の中で、下記の取り組みを行っている。 根拠法令等：精神保健及び精神障害者福祉に関する法律・障害者総合支援法・保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領</p> <p>●事業概要 一般精神保健対策事業として、各区役所地域みまもり支援センター高齢・障害課において、社会福祉職・保健師・心理職の専門職による精神保健福祉に関する幅広い相談を窓口及び電話、訪問等で受け付けるとともに、必要に応じて利用可能な制度や社会資源の案内を行った。利用可能な制度や社会資源の案内を円滑に行うため、広報物の作成について外部委託を行った。その他、関連事業として、精神保健福祉に関する知識等の普及啓発を目的に各種講演会等を実施した。 なお、継続的に相談支援が必要な方については、地域リハビリテーションセンターや障害者相談支援事業所等と連携し、日常生活に関する支援を行った。 また、一般及び高齢者精神保健相談事業として、月1～3回、一般及び高齢者の精神保健福祉相談について、精神科嘔吐医によるクリニックを開催し、相談・指導等を行った。精神科嘔吐医からは、本人及び家族に関するケース検討会等においても、医学的視点から助言を受けた。 人材育成と関係機関とのネットワーク形成の推進を目的とした研修会・連絡会等については、オンラインの活用等、開催方法を工夫し実施した。また講演会等では一部YouTube配信等の手法を導入し、普及啓発の取組を実施した。</p>						
新型コロナウイルス感染症による取組への影響 (どういった状況の変化があったか)		<p>変更や中止となった事業</p> <p>予定していた集合形式の講演会等が中止となった。</p> <p>新規や臨時的に実施した事業</p> <p>講演会等は、一部YouTube配信等の手法を導入し、普及啓発の取組を実施した。</p>				
<p>これまで集合形式で行っていた精神保健福祉に関する知識等の普及啓発を目的とした各種講演会等の実施が、感染拡大防止の観点から難しくなった。</p>		<p>このように、精神的な苦しみや悩みを抱えている人が増えている中、相談窓口の周知を進めるとともに、地域の関係機関等と連携しながら、社会の状況に応じたテーマを設定した講演会や心の健康に関連した広報物の作成を行う。今後も感染対策を徹底し、かつ適宜開催方法を工夫し実施していく。</p>				
新型コロナウイルス感染症による取組への影響 (どういった状況の変化があったか)		目標	実績			
1	精神保健福祉相談の相談・指導等の年間件数		3,236人			
2	精神科医による一般及び高齢者精神保健福祉相談の年間件数		220人			
目的・目標の達成に向けた課題						
窓口や電話での相談支援は引き続き、専門職を中心に対応していくとともに、精神保健の観点からこころの健康の維持増進や予防を見据えた普及啓発も進めていく必要がある。また、新型コロナウイルス感染症のこころの健康への影響も踏まえ、取り組んでいく必要がある。						
今後の取組の改善の方向性						
精神保健福祉に関する相談について、相談者の状況に応じて、地域リハビリテーションセンターや障害者相談支援事業等の関係機関と連携し、日常生活支援を継続的に展開できる体制の構築を目指す。また、普及啓発については、各種普及啓発物での相談窓口の周知を進めるとともに、地域の関係機関等と連携しながら、社会の状況に応じたテーマを設定した講演会や心の健康に関連した広報物の作成を行う。今後も感染対策を徹底し、かつ適宜開催方法を工夫し実施していく。						
所管課						
健康福祉局 精神保健課						

令和3年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書						
方針2 自殺防止のためにつながる		項目	職域、学校、地域等における市民の心の健康の保持に係る体制の整備			
取組番号	23	取組名称	依存症への対策			
取組目的	アルコールや薬物、ギャンブル等の依存症について、早期発見・早期治療・回復のため、普及啓発と相談支援を行う。					
構成事務事業		予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性
1	精神保健福祉センターに関する業務	51,990千円	28,633千円	42,008千円	無	無
2						
3						
取組実績						
(取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)						
<p>上記構成事務事業の中で、下記の取り組みを行っている。</p> <p>根拠法令：精神保健および精神障害者福祉に関する法律、アルコール健康障害対策基本法、ギャンブル依存症等対策基本法等</p> <p>●総合リハビリテーション推進センターこころの健康課における依存症関連相談 件数：アルコール問題193件（実件数：180件）（内訳）電話及びメール相談：184件 面接相談：7件 訪問相談：2件 ：薬物問題 48件（実件数：39件）（内訳）電話相談：40件 面接相談：6件 その他（手紙）：2件 ：ギャンブル問題 31件（実件数：28件）（内訳）電話相談：30件 面接相談：1件</p> <p>●依存症支援連携事業 依存症専門医を講師に迎え、依存症に携わる支援者の人材育成を目標として事例検討会や研修会、依存症相談拠点として依存症支援体制構築のための連携会議を行った。【事例検討会】4回開催（福祉事務所2回、高齢者支援関連部署1回、障害者支援センター1回）、【支援者向けアルコール対応力向上研修】1回開催、参加28名、【警察署員（川崎管内全警察署）向けアルコール対応力向上研修】1回開催、参加8名、【依存症情報交換会】1回開催、参加8団体（依存症関連団体）</p> <p>●依存症問題に悩む家族のためのセミナーの開催（AL、薬物・ギャンブル）：年間2コース（前期4回・後期6回）開催。 参加人数：AL 延べ44名、薬物・ギャンブル 延べ71名</p> <p>●認知行動療法的プログラム「だるま〜ぶ」：10回1コースとして1コース開催</p> <p>●普及啓発・情報提供事業 市民向けフォーラム（川崎アディクションフォーラム）や研修等の機会でもリーフレット等を活用し依存症の普及啓発、情報提供を行う 依存症相談窓口パンフレット「あなたの回復を支援します」作成</p>						
新型コロナウイルス感染症による取組への影響 (どういった状況の変化があったか)			変更や中止となった事業			
<p>・新型コロナウイルスの流行により、集会を行う上での人数制限や距離の確保など感染症対策が強化された。</p> <p>・新型コロナウイルスの流行の長期化により、精神的なストレスや不安を感じる方の増加が懸念された。</p>			<p>・川崎アディクションフォーラム中止</p> <p>・家族セミナー8月、9月中止</p>			
			新規や臨時的に実施した事業			
主要指標		目標	実績			
1	こころの相談所における依存症関連相談件数		272件 (アルコール、薬物、ギャンブル)			
2	認知行動療法的プログラムへの参加者数		59名			
目的・目標の達成に向けた課題						
<p>①市民の身近な相談窓口である区役所担当部署や地域支援機関での依存症相談対応が難しい現状があり、支援者の対応力向上が必要。</p> <p>②認知行動療法的プログラム「だるま〜ぶ」への参加者、協力機関に限られている現状がある。</p>						
今後の取組の改善の方向性						
<p>①アルコール対応力向上研修や事例検討会を通じて区役所職員や地域包括支援センター職員などの対応力向上を図る。また、依存症回復施設のスタッフにも声を掛け、地域の依存症支援連携体制の構築を目指す。</p> <p>②「だるま〜ぶ」を他施設等で実際に行うなど、新たな参加者、協力機関を増やし、コミュニケーションツールとして今後地域の中で「だるま〜ぶ」が活用されることを目指していく。</p> <p>③依存症の相談支援及び回復支援、普及啓発等を行う、依存症地域活動支援センターを充実させる。</p>						
所管課						
総合リハビリテーション推進センターこころの健康課						

令和3年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書						
方針2 自殺防止のためにつながる		項目	職域、学校、地域等における市民の心の健康の保持に係る体制の整備			
取組番号	24	取組名称	社会的ひきこもり相談			
取組目的	ひきこもり地域支援センターにて、社会的ひきこもりの方やその家族を対象に、電話や面接による相談、訪問を実施する。また、本人グループや家族教室を開催する。					
構成事務事業		予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性
1	社会的ひきこもり対策事業	57,814千円	10,030千円	57,813千円	あり	なし
2						
3						
取組実績						
(取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)						
<p>●事業概要</p> <p>①社会的ひきこもり相談（当事者、家族への電話・面接・メールによる相談、家庭訪問・同行支援等のアウトリーチ支援、当事者グループ活動、家族グループ活動等）</p> <p>②ひきこもり地域支援センターの設置</p> <p>③関係機関等へのコンサルテーション等による機関支援</p> <p>④市民講演会開催等による普及啓発</p> <p>⑤従事者研修会開催等による支援者育成</p> <p>⑥ひきこもりに関する調査研究</p> <p>●結果および実績 件数 実数342件、延数2,034件 当事者グループ活動 67回実施、参加実人数12人、参加延人数173人 研修会 1回開催 延参加人数76人 ひきこもり支援ネットワーク連絡会を年4回開催。</p>						
新型コロナウイルス感染症による取組への影響 (どういった状況の変化があったか)			変更や中止となった事業			
<p>・新型コロナウイルスの流行により、集会を行う上での人数制限や距離の確保など感染症対策が強化された。</p> <p>・新型コロナウイルスの流行の長期化により、精神的なストレスや不安を感じる方の増加が懸念された。</p>			新規や臨時的に実施した事業			
主要指標		目標	実績			
1	年間相談件数		2,034件			
2						
目的・目標の達成に向けた課題						
ひきこもりは状態であり、その背景にある課題への支援が求められるため、ひきこもり支援の専門機関だけでなく、様々な支援機関が対応することになる。そのため支援機関職員のひきこもり相談に関する一層の人材育成が求められる。						
今後の取組の改善の方向性						
各事業の見直しすべき点の改善を図り、令和3年4月開設のひきこもり地域支援センターを適切に運営する。また本市におけるひきこもり支援の充実を図るために関係機関ネットワークの構築を進める。						
所管課						
健康福祉局 総合リハビリテーション推進センター 企画・連携推進課						

令和3年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書						
方針2 自殺防止のためにつながる		項目	職域、学校、地域等における市民の心の健康の保持に係る体制の整備			
取組番号	25	取組名称	心神喪失者等医療観察法への対策			
取組目的	心神喪失者等医療観察法の対象者について、保護観察所、医療機関等との連携により、退院、退所後における生活環境の調整を行う心神喪失者等地域移行支援事業を実施する。					
構成事務事業		予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性
1	心神喪失者等医療観察制度への対応事業	1,108千円	0千円	87千円	なし	なし
2						
3						
取組実績 (取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等) 上記構成事務事業の中で、下記の取り組みを行っている。						
<p>根拠法令等：心神喪失者等医療観察法、地域社会における処遇のガイドライン(平成17年法務省・厚生労働省共同通知)、神奈川県における医療観察法に基づく地域処遇運営要領</p> <p>●事業概要 心神喪失者等医療観察法による処遇対象者に対して、退院後の必要な医療を確保し、地域における支援を構築して、関係機関の密な連携のもと、他害行為等の再発防止と対象者の地域生活支援を進めることを目的に、総合リハビリテーション推進センターが、裁判所による入院・通院の決定により、法の下、保護観察所や区役所地域まもり支援センターと連携して、入院処遇中からケア会議等を行い、通院処遇対象者に定期的に面接や訪問、ケア会議等を実施した。</p> <p>●支援の内容 事業対象者に関してのケア会議と訪問支援を実施することで、入院処遇中から退院後の必要な医療並びに地域生活上必要な支援を確保するとともに、医療機関をはじめ、地域関係機関等と緊密に連携することで、他害行為等の再発防止と安定した社会復帰に向けた重層的な支援を実施した。</p>						
新型コロナウイルス感染症による取組への影響 (どういった状況の変化があったか)		変更や中止となった事業				
新型コロナウイルスの感染防止策を取りながら、出来る範囲でケア会議及び訪問支援を実施した。		例年行われる地域連絡協議会の日程変更があったり、運営連絡協議会が書面開催となったりした。また時期によっては病院への訪問ができないこともあった。				
		新規や臨時的に実施した事業				
		オンラインによるケア会議を実施。				
主要指標		目標		実績		
1	ケア会議の年間開催回数			37件		
2	訪問支援年間回数			96件		
目的・目標の達成に向けた課題						
課題として、指定入院・通院医療機関の不足、円滑な地域処遇等があげられる。保護観察所、関東信越厚生局と協力し、事業に対する普及啓発を実施していく。						
今後の取組の改善の方向性						
医療機関をはじめ、地域関係機関等と緊密に連携し、今後も処遇対象者に対して支援を行う。						
所管課						
健康福祉局障害保健福祉部 精神保健課・総合リハビリテーション推進センター企画・連携推進課						

令和3年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書						
方針2 自殺防止のためにつながる		項目	職域、学校、地域等における市民の心の健康の保持に係る体制の整備			
取組番号	26	取組名称	一般介護予防事業			
取組目的	いきがいが介護予防、閉じこもり防止につながることを目的に、介護予防教室や地域での介護予防活動の育成・支援を行う。					
構成事務事業		予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性
1	介護予防事業	2,710,951千円	2,354,378千円	2,280,436千円	あり	なし
2						
3						
取組実績 (取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等) 上記構成事務事業の一部で、介護予防教室等実施事業及び地域介護予防活動支援事業として、下記の事業に取り組んだ。						
<p>●取組の概要 高齢者が要支援・要介護状態になることを予防するとともに、要介護状態になった場合においても可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援した。 介護予防は、「運動」「栄養」「口腔」といった身体機能の向上だけでなく、高齢者の閉じこもり予防や地域の中でのいきがいづくりなどの活動を通じて、見守りや支え合えるような地域づくりを目指して活動した。</p> <p><健康福祉局健康増進担当所管取組> ●各区が主体となる一般介護予防事業実施回数及び延べ参加者数 ○介護予防教室等実施事業(いこい元気広場事業を含む) 実施回数:2,452回/延べ参加者数:14,045人 ○地域介護予防活動支援事業(団体支援) 実施回数:215回/延べ参加者数:3,590人 ○地域介護予防活動支援事業(その他) 実施回数:12回/延べ参加者数:264人</p> <p><健康福祉局地域包括ケア推進室所管取組> ●住民主体による要支援者等支援事業 ○月4回以上の活動への委託 9団体</p>						
新型コロナウイルス感染症による取組への影響 (どういった状況の変化があったか)		変更や中止となった事業				
新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、「通いの場」の活動が度重なって中止となった。		「通いの場」の活動が再開した後も高齢者の参加者数が減少した。				
		新規や臨時的に実施した事業				
		「通いの場」に來られなくなった高齢者の孤立化を防止するため、ボランティアが参加者へ定期的に架電し、生活状況の聞き取りや、安否確認を実施した。				
主要指標		目標		実績		
1	介護予防普及啓発事業(一般介護予防事業)の参加者数	40,010人以上/年		14,045人		
2						
目的・目標の達成に向けた課題						
高齢者の孤立には様々な要因があると考えられるが、孤立は心身両面にマイナスの影響を与えるだけでなく、困ったときのサポートが受けにくいなど、社会的にも不安な状況にあることが考えられる。高齢者のいきがいづくり・健康づくりは個人々々に対する取組を支援するだけでなく、様々な活動に参加し、社会的な活動を行えるような支援、環境づくりが必要である。						
今後の取組の改善の方向性						
広報の強化 アンケート結果の分析による事業内容等の検討						
所管課						
健康福祉局 健康増進担当・地域包括ケア推進室						

令和3年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書						
方針2 自殺防止のためにつながる		項目	職域、学校、地域等における市民の心の健康の保持に係る体制の整備			
取組番号	27	取組名称	がん患者やその家族への支援の取組			
取組目的	がん患者やその家族が抱えている不安や悩みの軽減や解消につながるよう、支援情報の提供や、患者とその家族、または患者同士が語り合う場の提供等を行う。					
構成事務事業		予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性
1	川崎病院の運営	13,189,626千円	12,451,127千円	12,176,700千円	無	無
2	井田病院の運営	5,911,762千円	5,464,096千円	5,476,649千円	無	無
3						
取組実績 (取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)						
上記、構成事務事業の一部として、下記の内容に取り組んでいる。						
<p>●がんサロンの開催 <川崎病院> がん患者とその家族を対象に毎月1回、がん患者サロンを開催している。診断前・治療中・治療後にかかわらず病気の症状や副作用、日常生活の困りごとなどについて、参加者同士が語り合える場になっている。なお、令和3年度は新型コロナウイルス感染予防のためオンライン開催で7回開催した。</p> <p><井田病院> がん患者とその家族の乳がんを含む全てのがん種を対象としたがんサロン開催を計画していたが、令和2年度に続き、令和3年度も新型コロナウイルス感染症の影響により開催を見送ったが、オンライン開催に向けて準備を進め、令和4年度からの開催が決定した。不安や悩みを抱えるがん患者・家族には、がん相談支援センターで個別対応を行うと共に、がん相談支援センターという無料相談窓口の利用促進を図るため、がん相談支援センター通信を紙で発行し、院内で配布した。また、院内で利用できるサービス一覧のデザインを変更し、多くのひとの目に触れるように配布や院内掲示を強化した。さらに、乳がん患者を対象としたピンクリボンサークルについては、令和2年度に続いて会報の発行を継続し、新たにオンラインで意見交換会を開始した。</p>						
新型コロナウイルス感染症による取組への影響 (どう状況の変化があったか)		変更や中止となった事業				
緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置によりがん患者やその家族との対面でのがんサロンの開催ができなかった。		<川崎病院>がんサロンの開催をオンライン開催とした。 <井田病院>がんサロンの開催を通年で中止した。				
		新規や臨時的に実施した事業				
		<川崎病院>オンラインのがんサロンの紹介 <井田病院>ピンクリボンサークルのオンラインの意見交換会を開始、がん相談支援センター通信の発行開始				
主要指標		目標	実績			
1	がんサロンの開催回数	川崎病院12回/年・井田病院23回/年	川崎病院7回/年・井田病院0回/年			
2						
目的・目標の達成に向けた課題						
<川崎病院及び井田病院> がん患者やその家族への支援の取組が多くの方に広がっていくように、がん相談支援センターの広報を院内、院外へ積極的に行うとともに、がんサロンは開催方法を検討する必要がある。						
今後の取組の改善の方向性						
<川崎病院及び井田病院> がん患者や家族の不安の軽減、安心につながられるよう、がん相談支援センターにおいて、積極的にがん相談、緩和ケア相談の機会を提供するとともに、がんサロンはオンラインなどを活用した方法で開催していく。						
所管課						
病院局 経営企画室						

令和3年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書						
方針2 自殺防止のためにつながる		項目	職域、学校、地域等における市民の心の健康の保持に係る体制の整備			
取組番号	28	取組名称	スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置			
取組目的	保護者や子どもなどの不安や悩みが解消され、こころの健康が促進されるよう、相談支援や地域のサポート資源の情報提供、遠見支援等を実施する。					
構成事務事業		予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性
1	児童生徒支援・相談事業	600,080千円	42,122千円	560,639千円	無	無
2						
3						
取組実績 (取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)						
上記構成事務事業の一部で、スクールカウンセラー配置事業及びスクールソーシャルワーカー配置事業として、下記の取り組みを実施している。						
<p>●スクールカウンセラー配置の事業内容 ○市立中学にはスクールカウンセラーの各校1名配置継続。 高等学校には週1回程度、学校巡回カウンセラーを計画派遣していたが、12月よりスクールカウンセラーの配置を開始した。 市立小学校、特別支援学校は、要請に応じて学校巡回カウンセラーを派遣した。 ○児童生徒、保護者、教職員に対する相談 ○児童生徒に関するアセスメント(情報収集・見立て) ○教職員に対するコンサルテーション(専門的な指導・助言を含めた検討) ○心理に関する校内研修等の実施 ●相談件数 児童生徒・保護者・教職員の相談延べ人数:21,098人</p> <p>●スクールソーシャルワーカー配置の事業内容 区・教育担当のもとに配置したスクールソーシャルワーカーが、養育の課題や経済的な困難の課題などを抱える家庭の保護者や児童生徒に対して、学校との間に立ち調整をし、必要な情報提供を行い、地域のサポート資源を紹介するなどの支援を行う。 ○配置状況 川崎区が2名、その他の区は1名ずつの合計8名</p>						
新型コロナウイルス感染症による取組への影響 (どう状況の変化があったか)		変更や中止となった事業				
スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーとの合同会議が第4回目中止となり、年3回の開催となった。		第4回SC・SSW合同連絡会議及び合同研修会(2/7)				
		新規や臨時的に実施した事業				
主要指標		目標	実績			
1	学校巡回カウンセラー派遣回数及び年間相談人数		2231人(254件)			
2	スクールソーシャルワーカー派遣回数(カッコ内は年間相談人数)		2071回(190人)			
目的・目標の達成に向けた課題						
スクールカウンセラー・学校巡回カウンセラーの配置・派遣について、今後も効果的な相談体制を維持する必要がある。スクールカウンセラーの活動内容を、各学校に認知していく必要がある。スクールカウンセラーの資質向上のための研修を充実させる必要がある。 スクールソーシャルワーカーは、要請により訪問している学校が約6割である。学校の教育相談担当者等への活動の周知及び相談しやすい環境整備が必要である。						
今後の取組の改善の方向性						
スクールカウンセラーは、各学校の管理職や教職員と連絡をこまめにとり、一人でも多くの児童生徒が、充実した学校生活を送れるように支援する。教職員の相談にも積極的に対応できるようにする。小中連携やスーパーバイザー等の配置のあり方については改善が必要である。 スクールソーシャルワーカーは、要請による訪問に加えて、定期的な巡回による訪問を行い、学校の相談体制の充実を図る。また、各区の「要保護児童対策地域協議会実務者会議」をはじめ、福祉部局と情報共有をより密に行うなど、より一層の連携の強化を図る。						
所管課						
教育委員会事務局 総合教育センター・学校教育部指導課・教育政策室						

令和3年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書						
方針2 自殺防止のためにつながる		項目	職域、学校、地域等における市民の心の健康の保持に係る体制の整備			
取組番号	29	取組名称	川崎市職員メンタルヘルス対策			
取組目的	川崎市職員メンタルヘルス対策第2次推進計画をもとに、ストレスチェックや職員保健相談等のメンタルヘルス対策事業、セルフケア研修等の各種研修、予防から再発防止までの療養支援を実施する。					
構成事務事業		予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性
1	※総合計画に基づく構成事務事業はなし				あり	なし
<p>取組実績 (取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)</p> <p>「川崎市職員メンタルヘルス第2次推進計画」に基づき、メンタルヘルス不調者を出さないための1次予防に重点を置きながら、「セルフケアの推進」、「ラインケアによるケアを強化し、健康で働きやすい職場環境づくりの推進」、「早期発見・早期対応のための相談体制の充実」及び「復職支援システム」の推進と再発予防の取組強化の4つの目標に向けた取組を実施。</p> <p>●研修での取組内容及び件数 1 メンタルヘルス関係研修 (1) 階層別研修(令和3年度実施分) ※コロナ禍のため新任課長研修、技能・業務職員研修以外はeラーニングにて実施 ・新規採用職員研修 社会人としての健康管理(4月) 336名 ・新任課長研修 心と身体の健康管理(4月26日、27日) 121名 ・新任係長研修 心と身体の健康管理(5月) 207名 ・新規採用職員研修 社会人としての健康管理(10月) 72名 ・中堅職員研修 心と身体の健康管理(8月) 223名 ・採用2年目eラーニング 心と身体の健康管理 276名 ・採用3年目eラーニング 心と身体の健康管理 209名 ・技能・業務職員研修 40歳からの心と身体の健康管理(11月19日) 6名 (2) 各局区衛生委員会等でのメンタルヘルス対策含む研修 16回開催 473名 2 管理監督者メンタルヘルス研修(講義編) (1) 日程及び参加者数 令和3年12月15日 23名 令和3年12月21日 33名 (2) 対象者 課長・係長級職員 (3) 内容 講話「職員のメンタルヘルスの知識とラインケア」 「職員保健相談室の案内と復職の仕組」 3 セルフケア研修「レジリエンス研修」 (1) 日程及び参加者数 令和3年12月14日 28名(集合形式) 令和4年3月9日 8名(感染対策のためZOOMにて実施) (2) 対象者 入庁5年目までの職員及び希望者 (3) 内容 講話「職場で活きる『回復力』ストレスとつきあうレジリエンスとは」 ●ストレスチェックの実施(労働安全衛生法、労働安全衛生規則等) ○セルフケアの一つとして労働安全衛生法の改正に伴い、全職員を対象としたストレスチェックの受検案内と結果の活用法等を内容に取り入れた。 回収率94.0%(川崎市職員メンタルヘルス第2次推進計画 目標値90%以上) ○職場環境改善への取組(全職場へは結果報告会、集団分析活用研修を実施。 15職場に介入(内9職場は委託業者による職場環境改善の実施) ●相談の件数 相談者実数471件、新規333件、相談件数4,947件</p>						
新型コロナウイルス感染症による取組への影響 (どういった状況の変化があったか)		<p>変更や中止となった事業</p> <p>階層別研修は新任課長研修、技能・業務職員研修以外は集合形式からeラーニングへ変更。ストレスチェックの職場環境改善研修は集合形式からDVD研修へ変更。セルフケア研修の第2回目は、集合形式からオンライン研修(ZOOM)へ変更。</p> <p>新規や随時的に実施した事業</p> <p>なし</p>				
主要指標		目標	実績			
1	ストレスチェック受検率	90%以上/年	94.0%			
2	メンタルヘルス不調による長期療養者の割合	1.61%以下/年	2.18%			
目的・目標の達成に向けた課題						
メンタルヘルス不調による長期療養者の割合については目標値を下回っており、メンタルヘルス不調を長期化させない取組や不調者を出さないための予防対策、再発防止策の対応を引き続き進めていく必要があるため。						
今後の取組の改善の方向性						
・ストレスチェックの実施により、ストレスへの気づきを促して、職員個人のセルフケアの意識を高めるとともに、集団分析結果を活用した職場単位での職場環境改善の取組を推進(1次予防) ・近年増加している20代の職員のメンタルヘルス不調に対し、要因分析を行うとともに、産業保健スタッフによる面談等により予兆を早期に把握し、管理監督者と連携した発症予防及び重症化予防の取組を強化(2次予防) ・再発予防に向け、アセスメント等を活用して本人の特性に合わせた個別支援計画を立てるとともに、本人及び管理監督者と情報を共有し、円滑な職場復帰に向けた取組を推進(3次予防)						
所管課						
総務企画局人事部職員厚生課						

令和3年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書						
方針2 自殺防止のためにつながる		項目	自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対応を行う体制の整備及び充実			
取組番号	30	取組名称	自殺予防に関わる機関、民間団体等による連携促進			
取組目的	川崎市自殺対策総合推進計画・地域連携会議において、地域の関係機関及び団体との情報交換等を通じ、連携体制を整備する。また、かながわ自殺対策会議や九都県市自殺対策キャンペーン連絡会議を近隣都市とともに開催し、連携した取組を進める。					
構成事務事業		予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性
1	自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業	22,858千円	14,396千円	20,252千円	あり	なし
<p>取組実績 (取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)</p> <p>根拠法令等:自殺対策基本法・自殺総合対策大綱・川崎市自殺対策の推進に関する条例</p> <p>●川崎市自殺対策総合推進計画・地域連携会議 ○設置目的 川崎市自殺対策の推進に関する条例に基づき、自殺対策に係る関係機関の密接な連携と協力により、本市における自殺総合対策を円滑に進めるため。 ○参加機関及び団体 精神保健福祉関係(学識経験者)、神奈川県弁護士会、神奈川県司法書士会、川崎市医師会、川崎商工会議所、日本労働組合総連合会神奈川県連合会川崎地域連合、川崎南地域産業保健センター、川崎市私立中学高等学校長協会、川崎市立中学校長会、川崎いのちの電話、全国自死遺族総合支援センター、神奈川県警察本部、川崎市健康福祉局障害保健福祉部、川崎市教育委員会事務局学校教育部、川崎市区役所地域みまもり支援センター ○内容 【第1回(令和3年10月11日開催)】 1 第3次川崎市自殺対策総合推進計画について 2 自殺の状況について 3 新型コロナウイルス感染症の影響について 4 今年度の事業について 【第2回(令和4年3月17日開催)】 1 川崎市の自殺者数の現状について 2 川崎市自殺対策総合推進計画・地域連携会議の今後のあり方について 3 川崎市自殺対策総合推進計画・地域連携会議委員より各所属での取組について</p> <p>●かながわ自殺対策会議 ○設置目的 自殺の背景には、健康問題、経済・生活問題、家庭問題等多くの社会的要因があることにかんがみ、様々な分野の関係機関・団体による多角的な検討と自殺対策の総合的な推進を図るため。 ○参加機関及び団体 神奈川県内の学識関係者や司法、報道、医療、労働、経済、福祉、教育などの様々な関係機関や民間団体、行政機関により構成。事務局は神奈川県、横浜市、相模原市とともに4県市としている。。 ○開催回数 4県市共同開催:1回(令和3年7月・書面開催) 神奈川県独自開催:1回(令和4年3月・書面開催)</p> <p>●九都県市自殺対策キャンペーン連絡調整会議 ○設置目的 首都圏の住民は、通勤・通学等のため、都県市を超えて活動していることから、九都県市が連携して、広域的な自殺対策に取り組むため。 ○開催回数 令和3年6月・書面開催</p>						
新型コロナウイルス感染症による取組への影響 (どういった状況の変化があったか)		<p>変更や中止となった事業</p> <p>川崎市自殺対策総合推進計画・地域連携会議 かながわ自殺対策会議 九都県市自殺対策キャンペーン連絡調整会議</p> <p>新規や随時的に実施した事業</p>				
主要指標		目標	実績			
1	川崎市自殺対策総合推進計画・地域連携会議の開催回数	2回/年	2回			
2	近隣都市との自殺対策関係会議への参加	2回/年	2回			
目的・目標の達成に向けた課題						
各会議の設置目的を達成できるよう参加機関と連携しつつ、情報共有を進めていく必要がある。						
今後の取組の改善の方向性						
他県市と協働で実施する会議においては、本市の取組だけでなく、広域的な取組の必要性を確認しつつ、川崎市自殺対策総合推進計画・地域連携会議においては、川崎市の自殺対策のより一層の推進のため、参加機関相互の取組を共有しつつ、密接な連携構築を行う。						
所管課						
健康福祉局 総合リハビリテーション推進センター 企画・連携推進課						

令和3年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書						
方針2 自殺防止のためにつながる		項目	自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対処を行う体制の整備及び充実			
取組番号	31	取組名称	市民相談の実施			
取組目的	市内に在住・在勤・在学の方を対象に相談の総合案内や日常生活相談に応じる。また、弁護士、司法書士等が成年後見や労働相談、税務相談等、専門知識が必要な相談に応じるほか、人権侵害の相談は、人権擁護委員が相談に応じる。					
構成事務事業		予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性
1	区相談事業	5,416千円	0千円	46,001千円	有	無
2						
3						
取組実績 (取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)						
<p>●相談内容</p> <p>○市民生活・市政等相談：市職員及び市民相談員が、各区役所地域振興課において、市内に在住・在勤・在学の方を対象に、相談の総合案内を行ったり日常生活での困り事などの相談に応じる。</p> <p>○特別相談：弁護士、司法書士、専門相談員等が、各区役所地域振興課において、市内に在住・在勤・在学の方を対象に、専門知識が必要な相談に応じる。</p> <p>(弁護士相談、司法書士相談、認定司法書士相談、行政書士の相続・遺言・成年後見相談、交通事故相談(専門相談員/弁護士)、労働相談、税務相談(税理士/税務相談員)、宅地建物相談、まちづくり相談、住宅相談、ろうあ者相談・難聴者相談、人権相談、行政相談)</p> <p>●市民相談の件数 市民生活・市政等相談件数：9,338件(令和3年度 全区合計件数) 特別相談件数：6,025件(令和3年度 全区合計件数)</p>						
新型コロナウイルス感染症による取組への影響 (どういった状況の変化があったか)		<p>変更や中止となった事業</p> <p>一部の相談の対面相談の休止、電話相談への切替等</p> <p>新規や臨時的に実施した事業</p> <p>新型コロナウイルス感染症により困難な状況にある市民の相談を受け付けるコロナ関連弁護士無料相談会を実施</p>				
感染対策の観点から、一部の対面相談の実施が難しい状況となった。						
主要指標		目標		実績		
1	市民相談年間件数			15,363件		
2						
目的・目標の達成に向けた課題						
時代状況や市民ニーズの変化に柔軟に対応し、相談窓口の体制を整備する。						
今後の取組の改善の方向性						
相談の利用率等を把握し、相談窓口の体制整備につなげていく。						
所管課						
市民文化局 市民活動推進課						

令和3年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書						
方針2 自殺防止のためにつながる		項目	自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対処を行う体制の整備及び充実			
取組番号	32	取組名称	人権関連事業			
取組目的	人権意識の普及や協働・連携による取組として、かわさき人権フェアや性的マイノリティの理解促進に関するイベントの開催や、人権に関する問題などについて、人権相談専門調査員が相談に応じる(かわさき人権相談ダイヤル)。					
構成事務事業		予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性
1	人権関連事業	39,936千円	11,309千円	31,470千円	有	無
2						
3						
取組実績 (取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)						
<p>各事業について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の観点から、対策を行いつつ、必要に応じて手法を変えるなどして実施した。</p> <p>①「かわさき人権フェア」を、11月23日に実施し約450人の来場があり、また、「川崎市人権学校」を差別と人権をテーマに3月17日から3月30日までオンラインで実施し、延べ1,713回の視聴があった。</p> <p>②企業向け「LGBTセミナー」を2回の連続講座として実施し、延べ57社、173人の申込がありました。また、性的マイノリティに関する映画上映・トークショー等の川崎市人権啓発オンライン上映&トークショー「ビープルデザインシネマ2022」をオンラインで3月19日に実施し、オンライン映画上映102人、オンライントークショー84人、オンライン「情報共有ルーム」21人の合計207人の申込があった。</p> <p>③かわさき人権相談ダイヤルについては113件の相談があった。</p>						
新型コロナウイルス感染症による取組への影響 (どういった状況の変化があったか)		<p>変更や中止となった事業</p> <p>性的マイノリティ関係で、例年ペースを出すことを予定していたイベントが中止や縮小となった。</p> <p>新規や臨時的に実施した事業</p> <p>コロナウイルス感染症の患者、濃厚接触者、医療従事者等に対する差別をなくすための啓発ページを制作・公開</p>				
イベントの規模縮小、オンライン化の推進						
主要指標		目標		実績		
1	かわさき人権フェア等への参加者数	1,800人/年		約2,543人/年		
2	性的マイノリティの理解促進に関するイベント等の開催回数	7回/年		3回/年		
目的・目標の達成に向けた課題						
性的マイノリティに対する理解不足や配慮のなさに起因したアウトティングなどの人権侵害が生じることのないように、市民の理解を高めていくことが求められています。						
今後の取組の改善の方向性						
性的マイノリティ当事者の方がより参加しやすくなるよう、開催時期等を調整することが必要と考えます。						
所管課						
市民文化局人権・男女共同参画室						

令和3年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書						
方針2 自殺防止のためにつながる		項目	自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対応を行う体制の整備及び充実			
取組番号	33	取組名称	男女共同参画センターにおける総合相談			
取組目的	男女共同参画センターにて、女性のための総合相談として電話相談及び面接相談を実施し、女性相談員が人間関係、生き方等の相談に応じる。また、男性のための電話相談として、男性相談員が、生き方や働き方、人間関係等の相談に応じる。					
構成事務事業		予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性
1	男女共同参画センター管理運営事業	124,350千円	0千円	133,501千円	有	無
2						
3						
取組実績						
(取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)						
上記構成事務事業の一部で、下記の取組を行っている。						
●制度の概要						
【女性のための総合相談】						
・電話相談：家庭、人間関係、生き方、配偶者やパートナーからの暴力、ハラスメントなどの相談						
・面接相談：女性相談員による相談（電話相談のあと必要に応じて）						
・法律相談：女性弁護士による法律相談						
相談員・・・7名（社会福祉士、精神保健福祉士、心理士、その他経験者）						
※電話相談で使用している電話番号をハローウィメンズ110番と呼称し周知						
【男性のための電話相談】						
男性相談員による、男性が抱える生き方や働き方、人間関係（家族、夫婦、親子、職場、性差別）、配偶者やパートナーなど親密な関係における暴力などについての相談						
相談員・・・4名（社会福祉士、精神保健福祉士、心理士、その他経験者）						
●相談体制						
【女性のための総合相談】						
・電話相談						
日曜（12:00～17:00）、月～木曜（10:00～15:00）、金曜（15:00～20:00）						
・面接相談（電話相談のあと必要に応じて）						
第1・3木曜（10:00～12:00）、第4金曜（16:00～20:00）						
・法律相談（電話相談のあと必要に応じて）						
偶数月：第1日曜・第3木曜（13:15～15:45）						
奇数月：第1・3木曜（13:15～16:15）						
【男性のための電話相談】						
水曜（18:00～21:00）						
※ 相談事業は祝日及び年末年始は休み						
●相談のカテゴリごとの件数						
【女性のための総合相談】 2,673件						
(内訳)						
電話相談 2,511件						
面接相談 106件						
法律相談 56件						
【男性のための電話相談】 243件						
新型コロナウイルス感染症による取組への影響 (どういった状況の変化があったか)		変更や中止となった事業				
新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、女性への暴力や雇用面での男女格差など平時の様々なジェンダー課題が顕在化した。内閣府の調査(コロナ禍の女性への影響と課題に関する研究)によると非正規雇用の女性に大きな影響をもたらしたとのこと		【女性の総合相談】の法律相談について、実施日及び時間を変更				
		新規や臨時的に実施した事業				
		内閣府の地域女性活躍推進交付金を活用して、通話料無料の電話相談を実施した。同交付金を活用し相談員人材育成研修を実施するとともに相談記録システムを新たに構築した。				
主要指標		目標	実績			
1	男女共同参画センターにおける年間相談件数		2,916件			
2						
目的・目標の達成に向けた課題						
相談の受理状況を鑑みながら、相談や支援が必要な方の相談を適切に受けることができるよう、相談員の質の向上や相談実施日時等についての検討を継続してしていく必要がある。また、支援が必要な方からの相談の機会を確保するためにも頻回相談者の対策が必要。						
今後の取組の改善の方向性						
相談の質の向上に向けて、相談員育成研修やカンファレンスの実施のほか、市内・県内での研修等への出席による情報共有や相談関係者対象の研修会への参加を通じて相談スキルの更なる向上を図る。また、頻回相談者の把握に努め必要な支援に繋げていく。						
所管課						
市民文化局人権・男女共同参画室						

令和3年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書						
方針2 自殺防止のためにつながる		項目	自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対応を行う体制の整備及び充実			
取組番号	34	取組名称	外国人窓口相談(多文化共生総合相談ワンストップセンター)			
取組目的	国際交流センターにて、外国人窓口相談を実施し、日常生活における困りごと等の総合相談を多言語により実施する。					
構成事務事業		予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性
1	国際交流センター管理運営事業	205,422千円	20,325千円	202,314千円	有	無
2						
3						
取組実績						
(取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)						
国際交流センターでは、在留手続、雇用、医療、福祉、出産・子育て、子供の教育等の生活に係る適切な情報や相談場所に迅速に到達することができるよう、外国人市民に対する情報提供及び相談を多言語(11言語)で行うワンストップ型の相談窓口(多文化共生総合相談ワンストップセンター)を設置している。						
令和3年度における相談状況については、相談件数2,976件となり、昨年度(令和2年度)2,895件とほぼ横ばいであるが、新型コロナウイルス感染症に関連する相談の増加(令和3年度602件、令和2年度619件)などにより、コロナ禍以前(令和元年度1,702件)と比較して約1.7倍と相談件数が大きく増加している。相談内容の内訳は次のとおりとなっている。						
1 「通訳・翻訳」・・・465件(うちコロナ関連相談99件)						
2 「日本語学習」・・・330件(うちコロナ関連相談4件)						
3 「医療」・・・314件(うちコロナ関連相談220件)						
4 「住宅」・・・226件(うちコロナ関連相談48件)						
5 「教育(学校・大学・国際学校など)」・・・199件(うちコロナ関連相談1件)						
6 「入管手続」・・・185件(うちコロナ関連相談16件)						
7 「出産・子育て」・・・124件(うちコロナ関連相談6件)						
8 「雇用・労働」・・・122件(うちコロナ関連相談10件)						
9 「社会保険・年金」・・・113件(うちコロナ関連相談9件)						
10 「税金」・・・96件(うちコロナ関連相談1件)						
11 「身分関係(結婚・離婚・DV)」・・・62件(うちコロナ関連相談0件)						
12 「交通・運転免許」・・・11件(うちコロナ関連相談2件)						
13 「防災・災害」・・・0件						
14 「その他」・・・729件(うちコロナ関連相談177件)						
新型コロナウイルス感染症による取組への影響 (どういった状況の変化があったか)		変更や中止となった事業				
令和3年度における相談状況のうち、コロナ関連相談の割合が高かった相談内容は「通訳・翻訳」、「医療」、「住宅」、「その他」となっており、内容はそれぞれワクテン接種、住宅確保給付金、その他新型コロナウイルス感染症に関する支援策の案内や申込(申請)の支援などであった。		なし				
		新規や臨時的に実施した事業				
		なし				
主要指標		目標	実績			
1	外国人窓口相談年間相談件数		2,976件			
2						
目的・目標の達成に向けた課題						
外国人窓口相談(多文化共生総合相談ワンストップセンター)の認知度や利用促進が課題である。						
※「川崎市外国人市民意識実態調査(令和元年度実施)」によると、外国人窓口相談に認知・利用状況については、「利用したことがある5.7%」、「知っているが利用したことはない34.9%」、「知らない57.7%」、「無回答1.7%」であった。						
今後の取組の改善の方向性						
相談員の相談スキルの向上、相談窓口の認知度の向上や各相談窓口との連携強化など改善を行いながら取組を継続する。						
所管課						
市民文化局市民生活部多文化共生推進課						

令和3年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書						
方針2 自殺防止のためにつながる		項目	自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対応を行う体制の整備及び充実			
取組番号	35	取組名称	労働相談の実施			
取組目的	市役所及び区役所に労働に関する相談窓口を設置する。また、神奈川県との共催により、弁護士労働相談と街頭労働相談会を開催する。					
構成事務事業		予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性
1	雇用労働対策・就業支援事業	87,772千円	4,280千円	143,844千円	なし	なし
2						
3						
取組実績 (取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)						
上記構成事務事業の一部として、下記の取組を行っている。						
<ul style="list-style-type: none"> 市役所及び区役所(中原)に労働に関する相談窓口を設置し、労働相談を実施。 【令和3年度実績】 相談件数 595件 相談人数 397人 神奈川県との共催により、月1回の弁護士労働相談と年6回の街頭労働相談会を開催。 【弁護士労働相談:令和3年度実績】 相談件数 121件 相談人数 78件 【街頭労働相談:令和3年度実績】 相談件数 349件 相談人数 258人 						
新型コロナウイルス感染症による取組への影響 (どういった状況の変化があったか)		変更や中止となった事業				
特になし						
		新規や臨時的に実施した事業				
主要指標		目標		実績		
1	労働相談年間件数			川崎市:595件 神奈川県川崎市共催:470件		
2						
目的・目標の達成に向けた課題						
労働相談会実施をより多くの労働者に知ってもらうために広報活動が必要である。						
今後の取組の改善の方向性						
継続して事業を実施、労働問題を抱えた労働者の相談に応じる。かわさき労働情報などを通じ、労働相談会の広報活動をしていく。						
所管課						
経済労働局 労働雇用部						

令和3年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書						
方針2 自殺防止のためにつながる		項目	自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対応を行う体制の整備及び充実			
取組番号	36	取組名称	コネクションズかわさき(かわさき若者サポートステーション)			
取組目的	働くことに不安や悩みを抱える15歳～49歳までの若年無業者等で、就職を目標とする方を対象に、カウンセリングや職業・職場体験など職業的自立に向けた支援を実施する。					
構成事務事業		予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性
1	雇用労働対策・就業支援事業	87,772千円	4,280千円	143,844千円	有	無
2						
3						
取組実績 (取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)						
上記構成事業の中で、コネクションズかわさきを運営している。						
<ul style="list-style-type: none"> ●制度の仕組 「コネクションズかわさき」は、若年無業者等の職業的自立に向けて、国事業の「かわさき若者サポートステーション事業」と連携し、心理カウンセリング、職業人セミナー、職場体験、社会参加継続支援、保護者向けセミナー等を実施することにより、総合的な支援に取り組んでいる。 ●支援メニューごとの参加実績(令和3年度) 登録者:193人 心理カウンセリング:69回 職業人セミナー:10回 職場体験:10回 社会参加継続支援セミナー:2回 保護者向けセミナー:3回 ●就労実績 進路決定者数:73人(内訳:就職65人、進学等8人) 						
新型コロナウイルス感染症による取組への影響 (どういった状況の変化があったか)		変更や中止となった事業				
特になし		職場体験の中止(1回)、職業人セミナー開催方法変更(2回)				
		新規や臨時的に実施した事業				
		一部協力企業の仕事量減少やクラスターの発生による、職場体験や職業人セミナーの中止や開催方法の変更				
		企業4社の職場紹介動画を撮影し、利用者がいつでも視聴できるように、YouTube上で公開				
主要指標		目標		実績		
1	職場体験の実施数	70回/年		10回/年		
2						
目的・目標の達成に向けた課題						
コネクションズかわさきを利用する各個人が抱える悩み、困難は多種多様であり、様々な支援機関による連携した支援が必要である。また、就職決定については、雇用情勢の変化等の外的要因に大きな影響を受ける。						
今後の取組の改善の方向性						
継続して事業を実施するとともに、若年無業者に対する職業的自立に向けた支援を実施していく。						
所管課						
経済労働局 労働雇用部						

令和3年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書						
方針2 自殺防止のためにつながる		項目	自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対処を行う体制の整備及び充実			
取組番号	37	取組名称	キャリアサポートかわさき			
取組目的	川崎市就業支援室「キャリアサポートかわさき」にて、就職や転職等に関する個別相談や、求人紹介、就職準備セミナー、就職活動にあたっての臨床心理士によるカウンセリング等を実施する。					
構成事務事業		予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性
1	雇用労働対策・就業支援事業	87,772千円	4,280千円	143,844千円	あり	なし
2						
3						
取組実績 (取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等) 上記構成事務事業の中で、川崎市就業支援室「キャリアサポートかわさき」を運営している。						
<p>●制度の仕組 川崎市就業支援室「キャリアサポートかわさき」において、就職に関する総合相談窓口を開設し、個別相談、職業紹介、就職活動に役立つセミナー、心理カウンセリング等を実施している。</p> <p>●令和3年度実績 相談件数：延べ3,350件 心理カウンセリング：延べ79件 就職決定者数：375人</p>						
新型コロナウイルス感染症による取組への影響 (どういった状況の変化があったか)		変更や中止となった事業				
有効求人倍率の低下や長期失業者の増加等に見られる雇用環境の悪化		ハローワーク雇用保険受給者説明会中止に伴う広報機会の喪失				
		新規や臨時的に実施した事業				
		令和2年度からの求人開拓体制強化の継続、事業サイトに相談申込フォームを開設・オンライン相談を令和3年3月から開始、Web広告(リスティング広告等)の実施				
主要指標		目標	実績			
1	キャリアサポートかわさきにおける就職決定者数	490人/年	375人/年			
2						
目的・目標の達成に向けた課題						
求職者に対する事業広報(新規登録者の獲得)、雇用情勢の変化や新型コロナウイルス感染症の状況等への柔軟な対応						
今後の取組の改善の方向性						
Web広告(リスティング広告等)を中心とした求職者向け広報の強化、ITスキル習得等を通じた新規就業支援事業と連携した事業実施による新規登録者の獲得・就職決定率の向上、コロナ禍での影響が大きい女性求職者に対する就業支援の強化、求人開拓体制強化の継続等						
所管課						
経済労働局 労働雇用部						

令和3年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書						
方針2 自殺防止のためにつながる		項目	自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対処を行う体制の整備及び充実			
取組番号	38	取組名称	多重債務を含む消費生活相談			
取組目的	多重債務や消費者トラブルに関して、専門相談員が電話や面接での相談を実施し、助言や関係機関を紹介する。弁護士・司法書士等による多重債務者特別相談会も開催する。					
構成事務事業		予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性
1	消費生活相談情報提供事業	72,217千円	3,126千円	72,148千円	あり	なし
2						
3						
取組実績 (取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)						
<p>●取組内容 商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問合せなどの消費生活相談を専門の相談員が受け付け、公正な立場であっせん等の処理に当たっている。相談には、違法な過量販売等の消費者被害や脆弱な自己管理等の理由により生活が困窮してしまったというような内容のものも含まれている。</p> <p>●多重債務に関する消費生活相談件数：69件 助言(自主交渉)49件・その他の情報提供20件</p> <p>●多重債務者特別相談会(多重債務者相談強化キャンペーン2021期間中)：0件 弁護士・生活支援相談員・就労専門の支援員・市職員が本人からのヒアリングをもとに現状を分析し、問題の解決方法を助言するとともに法テラスの案内及び予約を行った。</p>						
新型コロナウイルス感染症による取組への影響 (どういった状況の変化があったか)		変更や中止となった事業				
大きな影響は無かった。		無し				
		新規や臨時的に実施した事業				
		無し				
主要指標		目標	実績			
1	多重債務に関する消費生活相談年間件数		69件			
2						
目的・目標の達成に向けた課題						
多重債務等のトラブルの解決が生活再建の一助となり自殺の予防につながることから、様々なツール・媒体を通じて、センターの所在地や連絡先、相談の受付時間などの詳細を広報し、未だ相談をせずに悩みを抱えている市民(新規相談者)の掘起しを工夫する必要がある。毎年実施している「特別相談会」については、川崎市・麻生区国民課の「区民課番号表示システム」の活用やポスター掲示やチラシの配布などにより「特別相談会」の詳細を広報しているが、本当に必要な広報手段について検討する必要がある。						
今後の取組の改善の方向性						
未だ相談をせずに悩みを抱えている市民(新規相談者)に対し、どのような広報手段が有効なのかについて検討し、本当に必要なものを取捨選択。より効率的な広報を行う。						
所管課						
経済労働局 消費者行政センター						

令和3年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書						
方針2 自殺防止のためにつながる		項目	自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対応を行う体制の整備及び充実			
取組番号	39	取組名称	生活困窮者への支援			
取組目的	川崎市生活自立・仕事相談センター(だいJOBセンター)にて、生活困窮者が困窮状態から早期に脱却し、社会的経済的に自立するため、状況に応じた包括的な相談支援を実施する。					
構成事務事業		予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性
1	生活困窮者自立支援事業	1,025,442千円	767,267千円	584,631千円	有	無
2						
3						
取組実績 (取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)						
上記構成事務事業の一部で、生活自立・仕事相談センター事業として下記の取り組みを実施している。						
<p>●取組の内容</p> <p>中高年事業団やまで企業組合への委託により、川崎駅前にある川崎市生活自立・仕事相談センター(だいJOBセンター、以下「センター」という。)において、月曜から金曜(祝日及び年末年始を除く)の午前10時から午後6時まで相談窓口を開設し、失業を中心に、住まい、債務、メンタルなど生活困窮者の複合的な課題に対応できるよう就労支援員、精神保健支援員、居住支援員、家計改善支援員などの相談支援員を配置し、個々の状況に合わせた就労支援などを行った。</p> <p>また、センターでは神奈川県弁護士会等と連携し、専門相談も実施した。</p> <p>なお、高津・宮前・多摩・麻生区役所において、月曜から金曜(祝日及び年末年始を除く)の午前9時から午後5時まで出張相談を実施した。</p>						
新型コロナウイルス感染症による取組への影響 (どういった状況の変化があったか)		変更や中止となった事業				
住居確保給付金の申請がコロナ禍以前に比べて引き続き多く、また、生活困窮者自立支援金の創設、住居確保給付金の特例の再支給や社会福祉協議会の特例貸付の延長等生活困窮者に対する各種制度の新設や改正が相次ぎ、相談支援を行いながら、制度の理解や周知・申請事務を実施する必要があった。		新規や臨時的に実施した事業				
		新たな広報の手段としてだいJOBセンターのツイッターを開始した。				
主要指標		目標	実績			
1	川崎市生活自立・仕事相談センターへの新規相談申込者数	1,500人/年	1416人/年			
2	川崎市生活自立・仕事相談センターでの就労支援対象者のうち、就職決定者の割合	75.0%/年	52%/年			
目的・目標の達成に向けた課題						
就労、精神、家族等の複合的な課題を抱える方に対し、横断的な支援をしていく必要がある。						
今後の取組の改善の方向性						
相談者の抱える複合的な課題に対応し、横断的な支援を実施していくため、だいJOBセンターと関係機関の相互理解を進める取組が必要である。						
所管課						
健康福祉局 生活保護・自立支援室						

令和3年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書						
方針2 自殺防止のためにつながる		項目	自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対応を行う体制の整備及び充実			
取組番号	40	取組名称	生活保護制度による支援			
取組目的	生活保護法に基づき、必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、地区担当員による生活状況の把握と支援、学習支援や就労支援等を通じて、自立支援を行う。					
構成事務事業		予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性
1	生活保護業務	58,470,080千円	43,937,319千円	56,485,230千円	なし	なし
2						
3						
取組実績 (取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)						
上記構成事務事業の中で、下記の取り組みを行っている。						
<p>●相談体制の整備状況</p> <p>市内9箇所の福祉事務所にて、生活保護専門の面接相談員を配置。生活保護法の趣旨や制度についての説明や、相談者個々人の相談内容に応じた適切な助言を行っており、保護申請の意思が確認された場合は、申請手続きについて助言している。</p> <p>●生活保護相談件数</p> <p>全市年間延べ 9,620件</p> <p>●訪問回数</p> <p>全市年間延べ 55,375件</p> <p>●学習支援・居場所づくり事業の実施状況</p> <p>小学生支援を市内13か所で、中学生支援を市内15か所で実施した。</p> <p>利用者数 279名</p>						
新型コロナウイルス感染症による取組への影響 (どういった状況の変化があったか)		変更や中止となった事業				
被保護世帯への家庭訪問については世帯の状況に応じて、毎月、3か月に1回又は6か月に1回の頻度で行うこととしているが、昨年度に引き続き、新型コロナウイルスの感染症拡大防止のための対応が必要となった。		訪問計画に基づく訪問は6か月毎の頻度を目安に1年に2回実施することで生活状況等を把握し、世帯の状況に応じて適宜、臨時訪問や電話等により生活状況を把握することとした。				
		新規や臨時的に実施した事業				
主要指標		目標	実績			
1	生活保護年間相談件数		9,620件			
2	学習支援・居場所づくり事業利用者の高校進学率	100%/年	100%/年			
目的・目標の達成に向けた課題						
保護率は大きな変動はないが、高齢単身世帯については、増加傾向である。						
今後の取組の改善の方向性						
国の法定受託事務であるため、現状の事業内容を維持しつつ、自立のための支援や医療扶助の適正化に向けた取組を推進していく。						
所管課						
健康福祉局 生活保護・自立支援室						

令和3年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書						
方針2 自殺防止のためにつながる		項目	自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対応を行う体制の整備及び充実			
取組番号	41	取組名称	介護者への支援			
取組目的	各区役所地域まもり支援センターにおいて、認知症の方の家族を対象に相談や教室を開催する。また、地域包括支援センター等と協力して介護者からの相談に対応する。					
構成事務事業		予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性
1	認知症高齢者対策事業費	96,437千円	69,663千円	73,669千円	有	無
2						
3						
取組実績 (取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)						
<p>①認知症高齢者介護教室</p> <p>●事業概要 介護者が認知症高齢者を正しく理解し、日常生活で高齢者の残された機能を生かしながら働きかけ、生活の質を高めるような援助ができるようにすること、また、認知症高齢者をめぐる諸問題を、介護者・ボランティア等と共有し、介護者の孤立化を予防するとともに、地域での支え合いの重要性を啓発していく。</p> <p>●事業内容 各区役所地域まもり支援センターにおいて、認知症等により要介護となった人の家族を対象に介護教室を開催し、認知症に対する疾病の理解、対応の仕方や介護の方法、社会資源について、集団指導や個別指導を通して理解を深めるとともに、家族相互の情報交換、ボランティア等との交流の機会とし、孤立化の予防となる援助をする。</p> <p>②認知症コールセンター</p> <p>●事業概要 認知症介護の経験者によるピアカウンセリングや、認知症専門医による医療・介護に関する指導・傾聴など認知症の人や家族に寄り添った相談支援を行っている。</p> <p>●事業内容 電話・訪問・来所による相談 認知症専門医による介護指導・傾聴 「川崎市認知症ネットワーク」(家族会)との連携・認知症高齢者家族のコーディネート</p>						
新型コロナウイルス感染症による取組への影響 (どういった状況の変化があったか)		変更や中止となった事業				
<p>①参加予定の講師が、新型コロナウイルス感染症の影響により参加見合わせ、まん延防止措置等重点措置期間による事業延期</p> <p>②コロナ禍の感染対策について理解できない認知症の人を介護する家族からの相談、社会との接点が増えたことにより認知症になったのではないかと不安による相談の増加</p>		認知症高齢者介護教室のうち交流会や座談会形式の教室				
		新規や臨時的に実施した事業				
		なし				
主要指標		目標	実績			
1	コールセンターによる年間相談件数		相談件数 530件			
2						
目的・目標の達成に向けた課題						
介護教室事業の取組内容・開催方式(集団・個別等多様なニーズへの対応)の見直し						
今後の取組の改善の方向性						
今後も継続し、支援を行う。						
所管課						
健康福祉局 地域包括ケア推進室						

令和3年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書						
方針2 自殺防止のためにつながる		項目	自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対応を行う体制の整備及び充実			
取組番号	42	取組名称	介護予防・生活支援総合事業			
取組目的	要支援者等の多様な生活ニーズに対応するため、介護予防訪問介護等のサービスに加え、住民主体の支援等も含めた多様なサービスを実施する。					
構成事務事業		予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性
1	介護予防事業	2,710,951千円	2,354,378千円	2,280,436千円	有	有
2						
3						
取組実績 (取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)						
<p>●高齢者の自立支援を推進し、要支援・要介護認定者等の重症化を防ぐために、効果的な介護予防の取組を進める 要支援者等を対象とした訪問型・通所型サービスを実施し、高齢者や介護者の多様なニーズを踏まえて、サービスを提供することで、重度化を予防する。 また、直接的で継続的なサービスを提供することにより、高齢者や介護者の孤立を防ぐ。 (R3年度実績)</p> <p>介護予防訪問サービス 35,969件 介護予防通所サービス 55,416件 介護予防短時間通所サービス 4,060件</p>						
新型コロナウイルス感染症による取組への影響 (どういった状況の変化があったか)		変更や中止となった事業				
<p>感染状況の拡大により、通常のサービス提供に影響が生じた</p>		新規や臨時的に実施した事業				
主要指標		目標	実績			
1	介護予防・生活支援サービス利用件数	172,806件	95,439件			
2						
目的・目標の達成に向けた課題						
高齢化の進展により、要支援者等の何らかの生活支援を必要とする方が増加し、より効果的なサービス提供が求められる。						
今後の取組の改善の方向性						
要支援者等の多様なニーズに対応していくためには、介護予防と生活支援の基本的な考え方の整理が必要である。						
所管課						
健康福祉局 介護保険課 地域包括ケア推進室						

令和3年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書						
方針2 自殺防止のためにつながる		項目	自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対応を行う体制の整備及び充実			
取組番号	43	取組名称	地域見守りネットワーク事業			
取組目的	地域住民と接することの多い民間事業者等と連携し、日頃から周囲を気にかけて、要援護者を早期に見出し、必要な支援を行うなど、地域社会全体で見守りのための体制を構築する。					
構成事務事業		予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性
1	地域見守りネットワーク事業	2,049千円	0千円	1,909千円	なし	なし
2						
3						
取組実績 (取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)						
<p>●支援体制の整備 協力事業者と行政機関、関係機関等は、見守りネットワークの構築に取り組み相互連携を図っている。協力事業者は、事業活動の中で、異変に気づいたり何らかの支援を必要としている方を発見した場合は、行政機関に連絡を行い、連絡を受けた行政機関は、住民に対して適切な支援や対応を行っている。</p> <p>●民間事業者等協定数 ホームページ、チラシ等による周知を行い、民間事業者等へ認知度の向上を図るとともに、協定締結に向けた調整を行った結果、新たに協力事業者となった数は2団体であり、合計で71団体となった。</p> <p>●通報件数 42件(令和3年1月～12月)</p>						
新型コロナウイルス感染症による取組への影響 (どういった状況の変化があったか)			変更や中止となった事業			
特になし		→	新規や臨時的に実施した事業			
主要指標		目標		実績		
1	協力事業者数	65社以上 ※目標は令和3年度時点		71社		
2						
目的・目標の達成に向けた課題						
事業者に協力してもらえるよう、本事業の意義、事業者の役割等を理解してもらうための啓発を継続して行う必要がある。						
今後の取組の改善の方向性						
市ホームページ、リーフレット等様々な機会をとらえ啓発を行っていく。						
所管課						
健康福祉局 高齢者在宅サービス課・地域包括ケア推進室						

令和3年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書						
方針2 自殺防止のためにつながる		項目	自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対応を行う体制の整備及び充実			
取組番号	44	取組名称	障害を理由とする差別解消の推進			
取組目的	お互いを尊重しながら共に支えあう自立と共生の地域社会を目指し、障害者施策を推進し、また、差別のない「自立と共生の地域社会づくり」の取組を推進する。					
構成事務事業		予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性
1	ノーマライゼーションプラン推進事業	19,452千円	500千円	12,861千円	無	無
2						
3						
取組実績 (取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)						
<p>上記構成事務事業の中で、普及啓発・周知や、障害者差別解消支援地域協議会の設置等、下記の取り組みを行っている。</p> <p>●普及・啓発 (1)市民向け 市民向けパンフレットの作成・配布 市ホームページへの掲載 小学生向け副読本への掲載 初級障がい者スポーツ指導員養成講習会での説明 (2)事業者向け 川崎商工会議所会報誌への掲載 (3)市職員向け 新任課長研修、新任係長研修、新規採用職員研修等でのeラーニングの実施 全職員を対象としたeラーニングの実施 「合理的配慮の提供等に関する基本方針」を策定</p> <p>●情報の収集、整理等 相談票等により、相談事例の集約と蓄積 ●川崎市障害者差別解消支援地域協議会の設置 障害を理由とする差別に関する相談事例の共有や情報交換を行うとともに、障害を理由とする差別の解消に関する様々な課題を協議</p>						
新型コロナウイルス感染症による取組への影響 (どういった状況の変化があったか)			変更や中止となった事業			
		→	新規や臨時的に実施した事業			
主要指標		目標		実績		
1	障害者差別解消支援地域協議会の開催回数	2回/年		2回/年		
2						
目的・目標の達成に向けた課題						
障害者差別解消法に基づく合理的配慮の義務化に関する市民及び民間事業者へのより広い普及啓発・周知が必要である。「合理的配慮の提供等に関する基本方針」にて示している合理的配慮の提供における基本的な考え方や、職員の有るべき姿勢等について、市職員への理解促進を図る必要がある。						
今後の取組の改善の方向性						
川崎商工会議所等の事業者団体や各種媒体を活用した周知の推進 庁内研修等を活用した市職員への周知の推進						
所管課						
健康福祉局 障害計画課						

令和3年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書						
方針2 自殺防止のためにつながる		項目	自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対応を行う体制の整備及び充実			
取組番号	45	取組名称	障害者に対する相談支援事業			
取組目的	障害者相談支援センターにて、地域の関係機関と連携しながら、障害のある方及びその家族への相談を実施する。					
構成事務事業		予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性
1	障害者相談支援事業	1,033,531千円	271,364千円	941,459千円	あり	なし
2						
3						
取組実績 (取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)						
<p>1 障害者相談支援センターは市内28か所(基幹型7、地域型21)を令和3年10月から26か所(基幹型3、地域型23)に編成、体制を強化し、委託により実施した。具体的には、地域相談支援センターの非常勤職員の常勤化による増員や川崎市、中原区への増設及び地区担当制の導入や、基幹相談支援センターの機能強化とそれに伴う箇所数の集約化を行い、相談支援体制を強化した。会議、研修等については、オンラインを活用し、計画通り、円滑に実施ができたようにした。</p> <p>根拠法令等：障害者総合支援法第77条第1項(市町村の地域生活支援事業)、障害者総合支援法第77条の2(基幹相談支援センター)、平成18年8月1日障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「地域生活支援事業の実施について」(相談支援事業)、川崎市障害者相談支援センター事業(障害者相談支援事業)実施要綱</p> <p>2 障害者相談支援センターが総合相談を適切に実施できるよう、職員の質の向上を目指し、研修や制度説明等を行う障害者相談支援センター等合同連絡会を全回オンラインにて11回開催した。</p> <p>3 地域自立支援協議会の開催については、全体会議を1回、企画運営会議を4回開催した。新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、対面とオンラインを併用する等必要な配慮を行い、開催した。また、適時必要な情報をメール等で関係機関へ提供した。</p> <p>根拠法令：障害者総合支援法第89条の3</p>						
新型コロナウイルス感染症による取組への影響 (どういった状況の変化があったか)		変更や中止となった事業				
<p>・対面での会議、研修など、大人数が集まることができず、意見交換や交流を目的とした集まりが開催できなくなった。</p> <p>・新型コロナウイルスの感染防止のため、障害のある人や家族からの相談に対して、訪問や面談を行うことができず、対応が遅れたり、電話等での対応をしたりせざるを得ない状況となった。</p>		<p>合同連絡会や研修等は一部オンラインでの開催に変更。指定特定相談支援事業所等との交流や情報交換を目的とした相談支援事業所連絡会等は中止となった。</p>				
主要指標		目標	実績			
1	地域相談支援センターにおける年間相談件数		57,817件			
2						
目的・目標の達成に向けた課題						
<p>・地域相談支援センターの増設及び地区担当制の導入や、基幹相談支援センターの機能強化とそれに伴う再編の評価、検証</p> <p>・新型コロナウイルス感染症等の影響を受けにくい業務の運営</p>						
今後の取組の改善の方向性						
<p>・令和3年度に実施した地域相談支援センターの増設及び地区担当制の導入や基幹相談支援センターの機能強化とそれに伴う箇所数の集約化等により、身近な地域において、障害種別やサービスの利用の有無に関わらず、多様なニーズに対応した相談支援をより効果的かつ効率的に受けられる体制を維持するため、評価、検討を行う。</p> <p>・目標が未達成であった、会議等の開催については、感染症等の影響を受けて、対面実施ができない場合にも、適時に必要な情報提供やオンライン会議等が開催できるよう、対象者や事業所の状況により、柔軟に対応できる実施方法を提供していく。</p> <p>研修の一部で中止せざるを得ない状況があったが、会議、研修等については、新型コロナウイルス感染症感染予防だけでなく、効率的に事業運営をすすめるためにも、必要な情報提供やオンライン会議が計画通りに実施できるよう、より安全かつ安定的に対応できる実施方法を提案していく。</p>						
所管課						
健康福祉局 地域包括ケア推進室						

令和3年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書						
方針2 自殺防止のためにつながる		項目	自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対応を行う体制の整備及び充実			
取組番号	46	取組名称	障害者の地域生活支援の充実			
取組目的	短期入所や支援ネットワークのコーディネート機能等を提供する地域生活支援拠点施設や各種支援事業所などを活用し、障害者の地域生活を支援する体制を整備する。					
構成事務事業		予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性
1	障害者日常生活支援事業	9,938,526千円	6,235,458千円	10,070,589千円	有	無
2	障害児施設事業	7,787,292千円	5,676,529千円	7,706,275千円	有	無
3	ノーマライゼーションプラン推進事業	19,452千円	500千円	12,861千円	無	無
4	障害者支援制度実施事業	213,128千円	22,995千円	220,477千円	無	無
5	施設障害福祉サービス事業	15,855,352千円	9,325,674千円	16,505,170千円	有	無
取組実績 (取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)						
上記構成事務事業の中で、下記の取組を行っている。						
根拠法令：障害者総合支援法						
●事業概要						
障害のある方の在宅生活や日中活動の場を充実させるため、障害者総合支援法に基づく訪問系サービスや日中活動系サービス、地域の実情に応じて本市が実施する地域生活支援事業等の様々なサービスを提供するとともに、サービスの充実に向けた取組を行った。						
●介護・訓練等サービスの提供(令和4年3月1日時点)						
短期入所：25か所 163床、生活介護：84か所、自立訓練：16か所、就労移行支援：36か所、就労継続支援：75か所						
新型コロナウイルス感染症による取組への影響 (どういった状況の変化があったか)		変更や中止となった事業				
<p>感染者、濃厚接触者の発生により事業所が休止、一部利用者への自粛要請、利用者が感染リスク回避のため自主的に休所するなど、感染症の影響でサービス提供に制約を受けた。</p>		<p>集団指導(集合座学形式からオンライン上の講習に切替え)実地指導(緊急やむを得ないもののみ実施、定期は中止)</p>				
主要指標		目標	実績			
1	短期入所利用者数	612人/月 ※1~3の目標は令和5年度時点	323人/月			
2	生活介護利用者数	2,890人/月	2725人/月			
3	地域生活支援拠点の整備	5施設	3施設			
目的・目標の達成に向けた課題						
<p>障害のある方が、住み慣れた地域や本人が望む場で安心して自立した生活をしていくためには、身近な地域において多様なニーズに対応した保健・福祉・医療などの総合的な支援を効果的かつ効率的に受けることができる仕組みが必要になる。</p> <p>短期入所や生活介護事業所の数が不足しており、今後も増加に向けた取組を進める必要がある。</p>						
今後の取組の改善の方向性						
<p>障害者総合支援法に基づく各種サービス等を引き続き提供するとともに、サービスの充実に向けた取組を行う。</p> <p>支援ネットワークのコーディネート機能等を提供する「地域生活支援拠点」や介護・訓練等サービスの提供施設について、障害のある方の支援ニーズの多様な化などを踏まえながら充実に向けた取組を実施する。</p>						
所管課						
健康福祉局 障害計画課						

令和3年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書						
方針2 自殺防止のためにつながる		項目	自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対応を行う体制の整備及び充実			
取組番号	47	取組名称	地域移行・地域定着支援事業			
取組目的	精神障害にも対応した地域包括ケアの構築に向け、地域移行コーディネーターや関係機関と連携し、精神障害者の地域移行に向けた取組を実施する。					
構成事務事業		予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性
1	障害者日常生活支援事業	9,938,526千円	6,235,458千円	10,070,589千円	有	無
2						
3						
取組実績						
(取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)						
本市においては市地域自立支援協議会に精神障害者地域移行・地域定着支援専門部会を設置し、抽出された課題に対して4つのワーキンググループを設けて検討を進めるとともに、研修会の開催やアンケート調査の実施も行った。						
●長期目標(令和3～5年度)						
・条件が整えば退院可能な対象者全員にも、必要な支援を届ける						
●4つのワーキンググループの取り組み						
・人材育成 本市に特化した地域移行・地域定着支援ガイドライン(仮)を作成中。						
・居住支援 賃貸人が感じている不安に対する賃借人の信用力や生活力を補完するための支援体制の強化及び情報共有ツールの活用について意見交換を実施。						
居住支援協議会、総合研修センター共催による居住支援セミナーを開催(参加者40名)。						
テーマ「精神障害者等の住宅確保要配慮者の住まいの確保の促進に向けて」						
・社会資源 それぞれの所属が社会資源のひとつであることの確認、情報を届けるために必要なことについて調査。						
ピアサポーターへのアンケート実施。						
・業務整理 検討課題を抽出するためのツールとして、「見える化シート」を作成。						
各機関が求められる役割との「ずれ」について確認できるように項目立てた。						
●研修会						
・相談支援業務従事者向けに「精神科病院からの退院支援」をテーマに研修会を開催(参加者40名)。						
●アンケート調査						
・相談支援事業所向けに「川崎市における精神障害者地域移行・地域定着支援に関する活動報告・アンケート調査」を実施。						
新型コロナウイルス感染症による取組への影響 (どういった状況の変化があったか)		変更や中止となった事業				
市内精神科病院において、入院患者や職員の感染が報告され、感染拡大予防の観点から面会時間の短縮や中止、外出の制限等が設けられるようになり、地域移行支援に十分に取り組めない状況となった。		退院意欲が十分持てない患者への意欲喚起プログラムについて、地域のピアサポーターを活用しながら院内で取り組む予定であったが、感染拡大予防の観点から中止となった。				
		新規や臨時的に実施した事業				
		部会やワーキングでの取り組み、研修の開催等についてはオンラインの手法を活用しながら実施した。				
主要指標		目標	実績			
1	地域自立支援協議会精神障害者地域移行・地域定着支援部会開催数	6回/年	6回(少人数でのワーキンググループを含む)			
2	地域移行支援のモニタリングの実施	1回/年	1回			
目的・目標の達成に向けた課題						
令和3年度の取り組みにより、①地域移行支援体制の充実、②住まいの確保、③地域定着支援体制の確保、④ピアサポーターとの共同、⑤福祉サービス等の社会資源の充実と周知、⑥精神科病院と地域支援者等の連携推進、等の課題があげられた。						
今後の取組の改善の方向性						
令和3年度から5年度における長期目標の達成に向け、①本市に特化した地域移行・地域定着支援のガイドライン作成並びに普及と実践、②住宅の確保と選択肢を増やすための居住支援体制の強化、③対象者への社会資源の案内による地域生活のイメージ作り、④精神科病院・地域・ピアサポーター・行政の業務の整理及び連携システムの構築、等に取り組んでいく。						
所管課						
健康福祉局精神保健課 総合リハビリテーション推進センター企画・連携推進課						

令和3年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書						
方針2 自殺防止のためにつながる		項目	自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対応を行う体制の整備及び充実			
取組番号	48	取組名称	障害特性を踏まえた就労マッチング事業			
取組目的	情報共有や事例検討等を通じた就労支援スキルを強化する場を設置するなど就労支援ネットワークを構築する。また、職場定着機能強化のため、就労継続に向けた支援の仕組みの構築や自らの特性を理解するための「セルフケア」を重視した支援手法やツールの普及啓発等を実施する。					
構成事務事業		予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性
1	障害者就労支援事業	249,497千円	15,422千円	224,781千円	なし	なし
2						
3						
取組実績						
(取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)						
上記事務事業の一部で、下記のような取り組みを行っている。						
●事業概要						
地域就労援助センターにおいて一般就労が困難な障害者の就労を促進するため、就労に関する個別相談や求職活動及び職場定着支援等を実施する。						
また、市内就労移行支援事業所等と連携し、川崎南部・中部・北部の地区別に就労支援ネットワーク会議を開催し、「福祉施設から一般就労への移行」に向けた取組を実施。						
市内の就労移行支援事業所とともに、「セルフケア」を促すための支援ツールである「川崎就労定着プログラム(K-STEP)」を共同開発し、市内外の就労支援機関等において実施。						
●就労支援ネットワーク会議の開催数						
南部地区：7回(うち勉強会3回)、中部地区：8回(うち勉強会2回)、北部地区：6回(うち勉強会2回)						
新型コロナウイルス感染症による取組への影響 (どういった状況の変化があったか)		変更や中止となった事業				
		新規や臨時的に実施した事業				
主要指標		目標	実績			
1	就労支援ネットワーク会議の延べ参加人数		229			
2						
目的・目標の達成に向けた課題						
就労移行支援事業所においては、職員の異動等が多いことや新設の就労移行支援事業所もあることから、本市の取組や就労支援ネットワーク会議について、周知をしていく必要があります。						
今後の取組の改善の方向性						
新設の事業所等に対して、就労支援ネットワーク会議の開催情報を周知するとともに、ネットワーク会議や勉強会を通じて、本市の取組を共有する。						
所管課						
健康福祉局 障害者社会参加・就労支援課						

令和3年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書						
方針2 自殺防止のためにつながる		項目	自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対応を行う体制の整備及び充実			
取組番号	49	取組名称	災害時におけるこころのケア			
取組目的	災害時や社会状況の大きな変化で起こりうる市民の心身の反応等を想定し、関連研修への派遣を通して、対応する職員の育成を行うとともに、非常時における情報提供や相談支援体制の整備を行う。					
構成事務事業		予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性
1					なし	なし
2						
3						
取組実績 (取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)						
<p>●災害時PFAと心理対応研修への職員の派遣 国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所で開催している「災害時PFAと心理対応研修」へ市職員を派遣し、「サイコソジカル・ファーストエイド(心理的応急処置:PFA)」に関する基本技能の習得及び、トラウマや悲嘆、子どもの反応を含む、災害時の心理的反応を理解し、基本的な対応スキルの習得を行った。</p> <p>○派遣実績 1人</p>						
新型コロナウイルス感染症による取組への影響 (どういった状況の変化があったか)			変更や中止となった事業			
新型コロナウイルス感染症の影響により、研修の開催方法がオンラインに変更となった。			新規や臨時的に実施した事業			
			オンライン両親学級(8回)			
主要指標		目標		実績		
1	災害時におけるこころのケアに関連する研修等への市職員の派遣	2人/年		1人		
2						
目的・目標の達成に向けた課題						
国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所での開催回数に限られているため、年間の派遣人数に限られる。						
今後の取組の改善の方向性						
庁内の関係部署と連携し、研修に対するニーズを確認の上、本市主催での研修実施も検討していく。						
所管課						
健康福祉局 総合リハビリテーション推進センター 企画・連携推進課						

令和3年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書						
方針2 自殺防止のためにつながる		項目	自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対応を行う体制の整備及び充実			
取組番号	50	取組名称	川崎市妊娠・出産包括支援事業			
取組目的	妊娠から出産・育児までの切れ目のない支援を提供し、子どもを産み育てやすい環境を整備することを目的に、妊産婦等からの電話相談や両親学級の開催等を通して、相談支援を実施する。					
構成事務事業		予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性
1	母子保健指導・相談事業	269,736千円	125,053千円	591,126千円	あり	なし
2						
3						
取組実績 (取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)						
<p>●家族から十分な家事・育児等の援助が受けられず、育児支援等を必要とする妊産婦を対象に、ニーズに応じた支援につなぐため、電話相談に応じた(母子保健相談支援事業)。</p> <p>●妊婦とパートナーを対象に両親学級を開催し育児知識の普及、情報提供を行った。(妊娠期サポート事業)</p> <p>●予期していない妊婦等で、誰にも相談できずに悩んでいる人の電話及びメールによる個別相談に応じ、妊娠、出産に関する正しい情報を提供するとともに、地域の相談窓口を案内した。(妊娠・出産SOS事業)</p> <p>●市内の助産所に利用者が宿泊、来所、又は助産師が利用者の自宅に訪問し、産婦の体力の回復の支援や育児支援を行った。(産後ケア事業)</p> <p>●実績 ・母子保健相談件数 1,964件 ・妊娠期サポート事業 開催回数:12回 参加者数:844人 ・妊娠・出産SOS相談件数 電話:111件 メール:38件 ・産後ケア 宿泊型 延1,086人(実250人)、訪問型 延769人(実519人)、日帰り型 延269人(実196人)</p>						
新型コロナウイルス感染症による取組への影響 (どういった状況の変化があったか)			変更や中止となった事業			
妊娠期サポート事業(両親学級)については、妊婦が会場に集合することのリスクがあったため、感染状況によってオンラインでの実施が必要となった。			新規や臨時的に実施した事業			
			オンライン両親学級(8回)			
主要指標		目標		実績		
1	母子保健年間相談件数			1,964件		
2	妊娠・出産SOS年間相談件数			149件		
3	産後ケア事業利用者数	1,020人/年		2,124人(延べ)		
目的・目標の達成に向けた課題						
妊娠・出産に関する悩みを抱える方が必要時に相談ができるように、相談窓口の周知が求められる。また、現在は医療を必要とする方は産後ケア宿泊型の対象外としているが、それらの方々への支援のあり方について検討が必要。						
今後の取組の改善の方向性						
妊娠・出産SOS窓口については、SNSも含めた手法を活用し、相談窓口を周知していく。また、心身に関する医療が必要な方への対応については、産後ケア宿泊型のあり方も含めて検討を行う。						
所管課						
こども未来局こども支援部こども保健福祉課						

令和3年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書						
方針2 自殺防止のためにつながる		項目	自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対応を行う体制の整備及び充実			
取組番号	51	取組名称	子どもや保護者等への相談支援			
取組目的	各児童相談所や各区役所地域まもり支援センター、各地区健康福祉ステーションにおいて、18歳未満の子どもやその保護者等が抱える悩みなどに関して相談支援を行う。					
構成事務事業		予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性
1	児童虐待防止対策事業	135,089千円	44,426千円	115,392千円	あり	なし
2	児童相談所運営事業	609,973千円	141,341千円	519,364千円	あり	なし
3						
取組実績 (取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)						
<p>●取組内容 各児童相談所において、児童福祉司、児童心理司、保健師等が、0歳から18歳未満までの子どもに関する悩みや困難に関して、保護者や子どもの相談を実施している。 また、各区役所保健福祉センター（現：各区役所地域まもり支援センター）、各地区健康福祉ステーションにおいて、保健師、助産師、社会福祉職、心理職、こども教育相談員等が、0歳から18歳未満までの子どもに関する悩みや困難に関して、保護者や子どもの相談を実施している。 相談内容により、関係機関等と密に連携を図りながら対応している。</p> <p>●相談回数 令和3年度の児童相談所における相談件数は6,667件だった。また、心理職による心理療法・カウンセリング等の実施回数は8,787件であった。 令和3年度区役所、支所における相談件数は2,796件であった。</p>						
新型コロナウイルス感染症による取組への影響 (どういった状況の変化があったか)				変更や中止となった事業		
				新規や臨時的に実施した事業		
主要指標		目標	実績			
1	児童相談所における年間相談件数		6,667件			
2	区役所における相談件数		2,796件			
目的・目標の達成に向けた課題						
児童相談所、区役所、支所において、児童虐待等を含む困難を抱える子どもや保護者の相談が複雑・多様化しており、児童家庭支援の充実・強化が求められている。						
今後の取組の改善の方向性						
児童相談所の体制整備及び児童家庭相談支援に関わる専門支援機能の構築に向けた取組を推進する。						
所管課						
児童家庭支援・虐待対策室						

令和3年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書						
方針2 自殺防止のためにつながる		項目	自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対応を行う体制の整備及び充実			
取組番号	52	取組名称	子どもや家族等への電話やSNSを活用した相談支援			
取組目的	子ども本人や家族等からの様々な悩みや困りごとに対応するため、児童相談所虐待対応ダイヤル189、川崎市児童虐待防止センター、児童・青少年電話相談、かながわ子ども家庭110番相談LINEによる相談支援を実施する。					
構成事務事業		予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性
1	児童虐待防止対策事業	135,089千円	44,426千円	115,392千円	あり	なし
2	児童相談所運営事業	609,973千円	141,341千円	519,364千円	あり	なし
3						
取組実績 (取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)						
<p>上記の構成事務事業の一部として、下記の内容を実施している。</p> <p>●取組内容 児童相談所虐待対応ダイヤル189（いちばやく）：児童虐待の相談・通告についてお住いの児相相談所につながる。24時間365日・通話無料 川崎市児童虐待防止センター：0歳から18歳未満の児童の虐待の通報や子育て不安に関する電話相談。24時間365日・通話無料 児童・青少年電話相談：おおむね24歳までの児童と青少年の養護・障害・非行・人間関係・社会生活などに関する悩み事や困り事の電話相談。平日9時～20時 かわがわ子ども家庭110番相談LINE：児童虐待、子育て不安、しつけ、家庭や家族の悩みなど子どもに関するLINE相談。平日、土曜日・9時～21時（※令和3年4月から相談受付時間を1時間延長）</p> <p>●相談数 令和3年度の相談件数は、児童相談所虐待対応ダイヤル789件、川崎市児童虐待防止センター1,849件、児童・青少年電話相談334件、かわがわ子ども家庭110番相談LINE885件であった。</p>						
新型コロナウイルス感染症による取組への影響 (どういった状況の変化があったか)				変更や中止となった事業		
				新規や臨時的に実施した事業		
主要指標		目標	実績			
1	児童・青少年電話相談年間相談件数		334			
2	かながわ子ども家庭110番相談LINE年間相談件数		885			
目的・目標の達成に向けた課題						
児童や青少年の発達課題に関連して生じる悩みに適切に対応していくため、引き続き実施するとともに広報に努めていく。						
今後の取組の改善の方向性						
上記内容と兼ねる。						
所管課						
児童家庭支援・虐待対策室						

令和3年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書						
方針2 自殺防止のためにつながる		項目	自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対応を行う体制の整備及び充実			
取組番号	53	取組名称	社会的養護の子どもの自立支援			
取組目的	里親家庭や児童養護施設等に措置された児童が、施設退所後も相談支援を受けることができる体制を確保するなど、自立支援に取り組む。					
構成事業		予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性
1	児童養護施設等運営事業	3,641,946千円	1,515,228千円	3,820,200千円	有	無
2						
3						
取組実績 (取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)						
<p>里親家庭や児童養護施設などに措置されるなど、社会的養護を必要とする子どもの社会的自立を支えるため、委託事業により次のような取り組みを行いました。</p> <p>(1) 継続支援計画の作成及び計画に基づく支援の実施 → 支援者67人(前年度からの継続45人、新規22人)</p> <p>(2) 自立生活に必要な情報の提供及び相談支援の実施 → 自立支援ハンドブックの作成、配布や、小学生以上に対するネットリテラシー、敬語等の研修を実施</p> <p>(3) 就労先の開拓及び就労相談支援の実施 → 就労のための企業開拓、就労体験の企画、面接同行、SST研修など、一人ひとりに寄り添った個別対応の実施</p> <p>(4) 施設等退所後の継続支援計画を踏まえた支援の実施 → 子どもの希望する進路を踏まえた支援、退所後の生活に向けた個別相談など</p> <p>(5) 退所後の生活に関する情報の提供及び相談支援 → 円滑な自立生活継続のため、住居、転居、金銭面、家事など、生活全般に関する相談対応と施設等退所者向け居場所づくり</p> <p>(6) 退所後の就労支援の実施 → 何らかの事情で退職した者への再就職を含めた個別支援の実施</p>						
新型コロナウイルス感染症による取組への影響 (どういった状況の変化があったか)			変更や中止となった事業			
緊急事態宣言発令の時期等は、児童養護施設等への訪問を控えるなどの対応をおこなったが、その間も電話やメール等で支援対象者への連絡をこまめに行う等丁寧に対応した。			施設等への訪問			
			新規や臨時的に実施した事業			
			特になし			
主要指標		目標		実績		
1	社会的養護自立支援事業に基づく年間の支援者数			67人		
2						
目的・目標の達成に向けた課題						
進学や就職といった社会的自立の準備には時間をかけて個別に、丁寧に接していく必要があることから、できる限り早く(少なくとも高校に進学した段階あたりから)事業につなげ、積極的な活用を図る必要がある。						
今後の取組の改善の方向性						
毎年、本事業の対象となる子どもは一定数いることから、なるべく早い段階で事業周知を行い、個別の希望や課題などを把握の上、施設等と連携を図りながら事業実施をしていく。						
所管課						
こども未来局こども支援部こども保健福祉課(児童養護係)						

令和3年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書						
方針2 自殺防止のためにつながる		項目	自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対応を行う体制の整備及び充実			
取組番号	54	取組名称	困難を抱える女性への相談支援			
取組目的	様々な困難を抱える女性の相談及び支援を実施する。					
構成事業		予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性
1	女性保護事業	52,848千円	18,106千円	51,870千円	なし	なし
2						
3						
取組実績 (取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)						
<p>●取組内容 女性相談員を各区役所地域まもり支援センター・各地区健康福祉ステーションに配置するとともに、DV相談支援センターにおける電話相談を実施し、様々な困難を抱える女性の相談及び支援を実施している。</p> <p>●相談回数 令和3年度の女性相談員による女性相談は2,487件だった。また、DV相談支援センターにおける電話相談は595件であった。</p>						
新型コロナウイルス感染症による取組への影響 (どういった状況の変化があったか)			変更や中止となった事業			
			新規や臨時的に実施した事業			
主要指標		目標		実績		
1	女性相談の件数			2,487件		
2	DV相談支援センターの相談件数			595件		
目的・目標の達成に向けた課題						
女性相談・DV相談支援センターにおける相談件数は増加しており、経済的問題、成育歴等の多様な生活課題により困窮している女性への相談・支援も増加している。						
今後の取組の改善の方向性						
増加・複雑化する相談に適切に対応していくため効果的な相談支援体制等の検討を行います。また、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化に伴い、困難を抱える女性が潜在化しないよう、引き続き、相談窓口の周知を図っていく。						
所管課						
児童家庭支援・虐待対策室						

令和3年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書						
方針2 自殺防止のためにつながる		項目	自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対応を行う体制の整備及び充実			
取組番号	55	取組名称	ひとり親家庭の自立支援			
取組目的	ひとり親家庭の親と子の将来の自立に向けて、経済的支援をはじめ、生活・子育て支援、就業支援等、総合的に支援を実施する。					
構成事務事業		予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性
1	ひとり親家庭の生活支援事業	3,841,703千円	1,256,569千円	3,594,056千円	有	無
2						
3						
取組実績						
(取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)						
<p>①対象者5,729人に対して児童扶養手当を適切に支出した。</p> <p>②対象者12,723人へ医療費の一部助成を適切に実施した。</p> <p>③ひとり親家庭の親の就労による自立に向けた自立支援プログラム策定(45件)を行った。電話相談による就労支援で今後の方向性を見いだせた方が多かったため目標値を下回ったが、引き続き適切な相談支援や制度周知等を図りながら、事業を推進していく。</p> <p>④ひとり親家庭の親の資格取得支援としての高等職業訓練促進給付金対象者の新規認定(14件)を行った。電話相談による就労支援で今後の方向性を見いだせた方が多かったため目標値を下回ったが、引き続き適切な相談支援や制度周知等を図りながら、事業を推進していく。</p> <p>⑤ひとり親家庭への家事・育児等支援として、必要な家庭に通年で延べ310名の支援員派遣を実施した。</p> <p>⑥ひとり親家庭の小・中学生の子どもに対する生活・学習支援の支援を市内17か所で行った。</p> <p>⑦母子家庭の保護・自立促進に向けて母子生活支援施設を適切に運営した。</p>						
新型コロナウイルス感染症による取組への影響 (どういった状況の変化があったか)		変更や中止となった事業				
事業の実施において大きな影響はなかったが、ひとり親世帯に対して新型コロナウイルスの感染拡大を受けた特別給付金を支給した。		無し				
		新規や臨時的に実施した事業				
		より困難が生じているひとり親家庭等に対する支援として子育て世帯生活支援特別給付金の支給を行った(ひとり親世帯分:6,096世帯)				
主要指標		目標	実績			
1	生活相談件数		972件			
2	就労相談件数		2387件			
3	母子・父子自立支援員相談件数		4,149件			
目的・目標の達成に向けた課題						
特新型コロナウイルス感染症の影響が続いており、に大きな困難が生じているひとり親家庭等の親と子の将来の自立を支えるため、経済的支援を基盤として子育て・生活・就労・養育費確保・子どもの学習等、引き続き総合的に支援をしていく必要がある。						
今後の取組の改善の方向性						
令和3年度に実施したアンケート調査の結果も踏まえ、事業効果を検証し改善するとともに、親と子の生活の安定や将来の自立に向けたひとり親支援施策について引き続き取り組んでいく。						
所管課						
こども未来局こども支援部こども家庭課						

令和3年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書						
方針2 自殺防止のためにつながる		項目	自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対応を行う体制の整備及び充実			
取組番号	56	取組名称	児童支援活動の推進			
取組目的	小学校において、家庭環境・友達関係・発達障害等様々な要因で支援を必要とする児童に対して、ニーズに応じた支援体制を構築し、早期に適切な支援を実施する。					
構成事務事業		予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性
1	児童生徒支援・相談事業	600,080千円	42,122千円	560,639千円	無	無
2						
3						
取組実績						
(取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)						
上記構成事務事業の一部で、下記の取り組みを実施している。						
<p>全小学校への児童支援コーディネーター配置を継続するとともに、スキルアップに向けた研修の実施については、市立全小学校に専任化した児童支援コーディネーターの研修を新任を対象に9回、全員を対象に1回実施し、特別支援教育コーディネーター連絡会議を4回、児童生徒指導連絡会議を7回実施した。</p> <p>●児童支援コーディネーターの機能</p> <ol style="list-style-type: none"> 相談窓口 いつでも相談できる体制。発達障害等への保護者や子どもの不安を軽減し、早期対応につなげる。 課題の早期発見 校内巡回、教室訪問等を行い、気になる子どもや行動の発見に努める。小さな変化を見逃さず、早期改善につなげる。 支援の継続 担任が変わっても、保護者との関係を保ちながら、一貫した対応で、継続して課題の改善を図る校内のキーパーソンとなる。 						
新型コロナウイルス感染症による取組への影響 (どういった状況の変化があったか)		変更や中止となった事業				
研修方法等について、感染症対策の観点から、対面参加型の形式等の実施が難しくなった。		研修方法等を一部変更				
		新規や臨時的に実施した事業				
主要指標		目標	実績			
1	支援の必要な児童の課題改善率	95.0%以上 ※目標値は毎年12月時点のもの	86.5%			
2	支援の必要な児童に対する支援の未実施率	0% ※目標値は毎年12月時点のもの	0%			
目的・目標の達成に向けた課題						
児童支援コーディネーターの研修については、児童理解や特別支援についての知識を深め、実践に生かせるよう内容の充実が必要である。						
今後の取組の改善の方向性						
児童支援コーディネーターの研修については、児童理解や特別支援についての知識を深め、実践に生かせるよう内容の充実を図りながら継続する。						
所管課						
教育委員会事務局 支援教育課(教育委員会事務局 指導課)						

令和3年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書						
方針2 自殺防止のためにつながる		項目	自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対応を行う体制の整備及び充実			
取組番号	57	取組名称	子ども専用・24時間子供SOS電話相談			
取組目的	学校でのさまざまな問題についての子ども専用電話相談を実施する。また、いじめ問題等についての24時間子供SOS電話相談を実施する。					
構成事務事業		予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性
1	児童生徒支援・相談事業	600,080千円	42,122千円	560,639千円	無	無
2						
3						
取組実績 (取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等) 上記構成事務事業の一部で、24時間電話相談対応事業として、下記の取り組みを実施している。						
<p>●電話相談の実施内容 相談者は匿名でも相談できる。市立小・中学校の全児童生徒に相談カードを配布し、心配なこと、困っていることへの相談活動を行った。</p> <p>○電話相談(教育一般) ○子ども専用電話相談 ○24時間子供SOS電話相談</p> <p>●電話相談数 電話相談(教育一般)・子ども専用電話相談:611件 24時間子供SOS電話相談:192件</p>						
新型コロナウイルス感染症による取組への影響 (どうい状況の変化があったか)		変更や中止となった事業				
電話相談員研修の第2回目が中止となり、年2回の開催となった。		第2回電話相談員研修(8/30)				
		新規や臨時的に実施した事業				
主要指標		目標	実績			
1	電話相談(教育一般)・子ども専用電話年間相談件数		611件			
2	24時間子供SOS電話年間相談件数		192件			
目的・目標の達成に向けた課題						
心配なこと、困っていることなどの相談内容に対して、適切に応えることができるようにすることが必要である。						
今後の取組の改善の方向性						
緊急性がある場合、早急に関係機関に情報を伝えるように、常に連携体制を整えていく。						
所管課						
教育委員会事務局 総合教育センター						

令和3年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書						
方針2 自殺防止のためにつながる		項目	自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対応を行う体制の整備及び充実			
取組番号	58	取組名称	川崎市立学校インターネット問題相談			
取組目的	子どものネット、携帯電話等のトラブルについて電話・メール相談を実施する。					
構成事務事業		予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性
1	児童生徒支援・相談事業	600,080千円	42,122千円	560,639千円	無	無
2						
3						
取組実績 (取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等) 上記構成事務事業の一部で、下記の取り組みを実施している。						
<p>●電話・メール相談の実施状況 ○市立学校に通う児童生徒に関わるインターネットトラブルの相談を受けている。 ○相談内容に応じて再相談や他の適切な相談窓口を紹介するなど、慎重かつ丁寧な対応を心掛けている。 ○相談者については、児童生徒本人からではなく、学校や保護者からの相談が多い。 ○電話及びメールによるインターネットトラブルに関する相談は年間26件。</p> <p>●トラブル防止のための取組状況 ○インターネット/バトルを行い、トラブルにつながる恐れのある事案に対しては、関係各課(室)、学校に情報提供するとともに、情報を共有して連携することの必要性を理解してもらうよう相談にあたっている。 ○Twitter等SNSでのトラブルが多く発生してきており、そのような背景から、小学校1年生から高等学校3年生までの保護者向けに、未然防止、家庭での意識づけ等を目的とする、リーフレット(「川崎市版保護者のためのインターネットガイド」)を作成し、毎年配付している。</p>						
新型コロナウイルス感染症による取組への影響 (どうい状況の変化があったか)		変更や中止となった事業				
		新規や臨時的に実施した事業				
主要指標		目標	実績			
1	電話・メール相談年間件数		26件			
2						
目的・目標の達成に向けた課題						
今後の取組の改善の方向性						
所管課						
教育委員会事務局 総合教育センター						

令和3年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書						
方針2 自殺防止のためにつながる		項目	自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対応を行う体制の整備及び充実			
取組番号	59	取組名称	人権オンブズパーソンによる相談等の実施			
取組目的	子どもの権利の侵害(いじめ、友だち関係、学校の対応の問題など)や男女平等にかかわる人権の侵害(DV、セクハラなど)について、相談や救済の申立ての受付を行う。					
構成事務事業		予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性
1	人権オンブズパーソン運営事業	33,905千円	260千円	32,259千円	無	無
2						
3						
取組実績 (取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)						
<p>●取組内容 子どもの権利侵害と男女平等にかかわる人権侵害に関する相談を受け付けて、相談者に寄り添い、相談者自身の力で問題解決が図れるよう適切な助言や支援を行うとともに、関係機関と連携して救済の申立てに関する調査・調整等を適切に行った。</p> <p>●相談及び救済の申立てへの適切な対応 新規の相談件数は154件で、そのうち、子どもの権利侵害にかかわる相談が89件、男女平等にかかわる人権侵害の相談が27件、その他の相談が38件だった。救済の申立ては全て子どもに関するもので3件あり、相談及び救済の申立てについて、それぞれ適切な対応を行った。</p> <p>●制度や相談窓口の広報・啓発 「人権オンブズパーソン子ども教室」を、小学校8校(内1校はコロナ禍で中止)、中学校5校、児童擁護施設2施設で実施したほか、市内の小・中・高等学校等を通じて、全児童・生徒に相談カードを配布した。</p>						
新型コロナウイルス感染症による取組への影響 (どういった状況の変化があったか)		<p>変更や中止となった事業</p> <p>小学校1校の「子ども教室」が感染拡大のため中止となった。</p> <p>新規や臨時的に実施した事業</p>				
<p>●子どもの相談件数は、前年度並みであったが、例年は子ども本人からの相談が半数を超えていたが、令和3年度は、父母からの相談が半数を超えた。また、男女平等の相談の内、DVIに関する件数が令和2年度は14件であったが、令和3年度は22件となった。</p>		<p>→</p>				
主要指標		目標	実績			
1	子どもの権利の侵害に関する新規相談件数(年間)		89			
2	男女平等にかかわる人権の侵害に関する新規相談件数(年間)		27			
目的・目標の達成に向けた課題						
いじめ等の子どもの権利侵害やDV等の男女平等にかかわる人権の侵害については、新型コロナウイルス感染症の影響による社会変容の、依然として深刻な状況が続いている。						
今後の取組の改善の方向性						
今後とも、より一層の制度の理解と周知に向け、市民に分かりやすい広報啓発に取り組んでいく。						
所管課						
市民オンブズマン事務局 人権オンブズパーソン担当						

令和3年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書						
方針2 自殺防止のためにつながる		項目	自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対応を行う体制の整備及び充実			
取組番号	60	取組名称	中小企業の融資相談			
取組目的	経済状況の急激な変化に直面し、経営の安定に支障を生じている中小企業者の相談に応じ、セーフティネット保証(中小企業信用保険法)の申請の受付、認定を行う。					
構成事務事業		予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性
1	中小企業融資制度事業	29,687,366千円	28,988,838千円	28,647,458千円	無	無
2	金融相談・指導事業	9,838千円	450千円	8,952千円	無	無
3						
取組実績 (取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)						
上記構成事務事業の一部として、下記の取り組みを実施している。						
<p>●取組内容 社会経済状況の急激な変化に直面し経営の安定に支障を生じている中小企業者等に対し、中小企業信用保険法「セーフティネット保証制度」の申請を受け付けし認定を行いました。 また、令和3年度も新型コロナウイルス感染症に対応するため、認定事務の緩和を実施しました。 なお、中小企業の経営や融資等に関する相談に対し、市融資制度をはじめ関連する情報の提供及び事業者の課題解決に向けた支援を行いました。</p> <p>●認定件数 1,080件</p> <p>●相談件数 1,608件</p>						
新型コロナウイルス感染症による取組への影響 (どういった状況の変化があったか)		<p>変更や中止となった事業</p> <p>セーフティネット保証制度の認定事務</p> <p>新規や臨時的に実施した事業</p>				
<p>新型コロナウイルス感染症に対応するため、セーフティネット保証制度の認定事務を緩和しました。</p>		<p>→</p>				
主要指標		目標	実績			
1	中小企業の経営や融資等に関する相談の年間相談件数 ※セーフティネット保証制度の相談を含む		1,608件			
2	セーフティネット保証制度の認定件数	100件/年	1,080件			
目的・目標の達成に向けた課題						
今後の取組の改善の方向性						
所管課						
金融課						

令和3年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書						
方針2 自殺防止のためにつながる		項目	自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対応を行う体制の整備及び充実			
取組番号	61	取組名称	ホームドア等の設置支援			
取組目的	鉄道駅舎におけるホームからの転落防止等の安全対策であるホームドア等の整備を支援する。					
構成事務事業		予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性
1	鉄道駅ホームドア等整備事業	99,587千円	0千円	99,587千円	なし	なし
2						
3						
取組実績 (取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)						
<p>●設置補助制度の概要 鉄道駅舎におけるホームドア等の整備に対して、その整備を促進させることにより、プラットホームからの転落や走行中の列車との接触事故を防ぎ、障害者や高齢者等の移動の円滑化及び鉄道利用者の安全な確保を目的とし、原則として一日あたりの駅乗降者数が10万人以上の駅舎において、補助事業等に要する経費の12分の1を上限として予算の範囲内で鉄道事業者に対して補助金を交付する。</p> <p>●補助件数 3件(JR京浜東北線川崎駅、南武線武蔵小杉駅、小田急小田原線登戸駅(上り線))</p>						
新型コロナウイルス感染症による取組への影響 (どういった状況の変化があったか)		<p>変更や中止となった事業 令和4年度設置予定の南武線川崎駅、武蔵中原駅、武蔵新城駅の3駅について、令和5年度の設置に変更。</p> <p>新規や臨時的に実施した事業</p>				
半導体不足の影響により、電子部品の調達に困難となり、ホームドア製品の納入遅れが生じた。		→				
主要指標		目標		実績		
1	ホームドア整備番線数	/		6		
2						
目的・目標の達成に向けた課題						
安全で安心な公共交通環境の整備を推進する必要がある。						
今後の取組の改善の方向性						
鉄道駅舎におけるホームドア等の整備を補助金を活用し促進する。						
所管課						
まちづくり局交通政策室						

令和3年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書						
方針2 自殺防止のためにつながる		項目	民間団体の行う自殺の防止等に関する活動に対する支援			
取組番号	62	取組名称	自殺予防に関わる民間団体等への支援			
取組目的	社会福祉法人川崎いのちの電話をはじめとする民間団体に対して、運営費等の補助や各種事業の広報協力等を行う。					
構成事務事業		予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性
1	障害者団体育成等事業	18,162千円	67千円	16,965千円	なし	なし
2						
3						
取組実績 (取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)						
上記構成事務事業の一部で、社会福祉法人川崎いのちの電話へ運営費補助事業を行っている。						
<p>●事業内容 精神的危機に直面し、助け、慰め、励ましを求めている人々に、電話による対話の場を提供し、悩みの軽減、または開放を図り、社会生活を営めるよう支援することを目的として電話相談事業を行っている社会福祉法人川崎いのちの電話に対して、その活動及び、相談員ボランティアの募集及び資質の向上を図るために補助を行い、社会福祉の増進に努めた。 また、社会福祉法人川崎いのちの電話の活動の周知のため、定期刊行物や相談員募集講座、チャリティイベントについて、市政だより等を通じた広報協力も行った。 川崎市との共催事業として、「こころの健康セミナー(市民向け講演会)」を実施。また、川崎市主催事業の中でも社会福祉法人川崎いのちの電話の活動紹介を行った。</p> <p>●社会福祉法人川崎いのちの電話への相談件数 12,228件</p>						
新型コロナウイルス感染症による取組への影響 (どういった状況の変化があったか)		<p>変更や中止となった事業 中止していた新規相談員養成研修は、感染状況を鑑みながら適宜中断しながらも従来の手法で順次再開した。</p> <p>新規や臨時的に実施した事業</p>				
川崎いのちの電話新規電話相談ボランティア認定のための研修について、公開講座を含む対面で行うものであるため実施できず、令和3年における新規相談員は養成困難な状況であった。		→				
主要指標		目標		実績		
1	川崎いのちの電話への年間相談件数	/		12,228件		
2	川崎いのちの電話における新規電話相談ボランティア認定者数	10人/年		0人		
3	民間団体の各種事業の広報協力	5回/年		5回		
目的・目標の達成に向けた課題						
自殺予防において、社会福祉法人川崎いのちの電話が担っている役割は非常に大きいものであるが、コロナ禍でのちの電話の活動内容について各種報道で取り上げられる機会も多く、より大きな役割を担っていくと思われる。相談ボランティアの誕生には至らなかったが、募集にはコロナ禍での関心の高まりから応募者も増加傾向にあり、さらなる広報面での支援が求められている。						
今後の取組の改善の方向性						
社会福祉法人川崎いのちの電話との協力体制を維持し、今後も連携した取り組みを行っていくとともに、同法人の事業維持のため、運営費の補助だけでなく、相談員募集等の各種広報協力の機会を確保していく。						
所管課						
健康福祉局 精神保健課・総合リハビリテーション推進センター						

令和3年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書						
方針3 自殺防止のために支える		項目	自殺の防止に向けた早期かつ適切な医療を提供するための体制の整備			
取組番号	63	取組名称	精神科医療体制の整備			
取組目的	自殺企図の可能性がある患者に、早期かつ適切な医療を提供するための体制の整備を目的とする。					
構成事務事業		予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性
1	精神科救急医療対策事業	261,759千円	92,885千円	299,306千円	あり	なし
2						
3						
取組実績						
(取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)						
<p>外来対応の初期救急から、入院治療が必要な二次救急、自傷他害のおそれのある場合の警察官通報に対応する三次救急について、神奈川県、横浜市、相模原市と協働し、県内の精神科医療機関の協力を得て24時間体制で実施する。また、措置入院となった方に対して、包括的かつ継続的な支援体制を整備する。</p> <p>【令和3年度実績】 初期救急・二次救急相談件数: 921件(初期救急紹介: 9件、二次救急紹介: 20件) 三次救急通報件数: 366件(うち診察実施件数: 259件)</p> <p>●通報等の対象となった市民が適切な支援を継続的かつ包括的に受けられることを目的として、措置入院者の退院後支援の取組を開始した。</p> <p>【令和3年度実績】 計画作成申込数: 45 計画作成数: 45</p>						
新型コロナウイルス感染症による取組への影響 (どういった状況の変化があったか)		<p>変更や中止となった事業</p> <p>新規や臨時的に実施した事業</p>				
<p>二次救急、三次救急に対応する病院の中で、新型コロナウイルス感染症り患疑いケースを受け入れられない病院が多く、診察可能な病院が減少。このことにより診察の調整が難航し、調整に多くの時間が必要になる等の影響があった。また、入院となった後に新型コロナウイルス感染症り患が判明した場合、新型コロナウイルス感染症対応可能な病院への転院に伴う調整業務及び移送業務が増加した。</p>		<p>→</p>				
主要指標		目標		実績		
1	初期救急及び二次救急年間相談件数			921		
2	三次救急年間通報件数			366		
3	措置入院者の退院後支援計画年間作成数			45		
目的・目標の達成に向けた課題						
市民への適切な医療の提供のためには、精神保健指定医数が十分とは言えない状況である。						
今後の取組の改善の方向性						
精神保健指定医の確保に向けて、各関係機関に協力を求めたうえで調整を図っていく。またより一層安定的な精神科救急体制の確保のため、4県市協働で、後方移送受入病院に対し丁寧な連絡調整を行うほか、多様な精神疾患に対し専門治療が可能な病院へ後方移送できる仕組みづくりを検討していく。						
所管課						
健康福祉局精神保健課 総合リハビリテーション推進センターこころの健康課						

令和3年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書						
方針3 自殺防止のために支える		項目	自殺の防止に向けた早期かつ適切な医療を提供するための体制の整備			
取組番号	64	取組名称	DPAT(災害派遣精神医療チーム)体制整備事業			
取組目的	神奈川県、横浜市、相模原市と協働で、DPAT(災害派遣精神医療チーム)を整備し、災害時の被災者支援ならびに災害発生時被災地への派遣に対応する。					
構成事務事業		予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性
1	精神科救急医療対策事業	261,759千円	92,885千円	299,306千円		
2						
3						
取組実績						
(取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)						
上記構成事務事業の一部で、DPAT体制整備事業を行っている。						
<p><令和3年度の取組> 他都道府県への派遣の際に、必要機材の購入など体制整備をすすめている。今後も神奈川県内、市内における災害発生についても、市で実施した保健医療調整本部の設置訓練で得られた課題等も重点を置き、体制整備を進めて行く。</p>						
新型コロナウイルス感染症による取組への影響 (どういった状況の変化があったか)		<p>変更や中止となった事業</p> <p>新規や臨時的に実施した事業</p>				
<p>・神奈川県内に新型コロナウイルス感染症まん延防止重点措置が実施された。</p>		<p>→</p> <p>・かながわDPAT技能維持研修の開催(4県市圏域での研修・訓練の開催)がオンライン研修へと変更になった。</p>				
主要指標		目標		実績		
1	かながわDPAT研修・訓練の開催	2回/年		2回/年		
2						
目的・目標の達成に向けた課題						
DPATが国の防災基本計画に位置付けられたことを踏まえて、災害発生時を想定した保健医療調整本部の設置訓練を実施しており、DMATとともに関東地域における大規模災害発生時に迅速に活動できるよう、専門的な研修と訓練を受けたDPATチームの編成と体制整備は、喫緊の課題といえる。市内・県内の研修や訓練開催に際して、引き続き精神科医療機関の参加を働きかけていく。						
今後の取組の改善の方向性						
神奈川県と協力し、研修・訓練開催の際に精神科医療機関に対して、参加の周知を行う。また、多数の医療チームとの連携や役割分担等を訓練等を通じ確認していく。						
所管課						
健康福祉局 精神保健課						

令和3年度川崎市自殺対策総合推進計画取組项目实施状況報告書						
方針3 自殺防止のために支える		項目	自殺の防止に向けた早期かつ適切な医療を提供するための体制の整備			
取組番号	65	取組名称	救急搬送体制の整備			
取組目的	自殺企図者を迅速かつ適切に救急医療搬送するための体制を整備する。					
構成事務事業		予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性
1	救急活動事業費	105,633千円	11,502千円	189,779千円	なし	なし
2	救急隊整備事業	0千円	0千円	0千円	なし	なし
3						
取組実績 (取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)						
<p>●救急搬送体制の整備状況 市内全救急事業に対して、29隊の救急隊で迅速かつ適正な救急搬送体制を整備している。</p> <p>●搬送件数 令和3年中の出動件数は、69,883件であり、うち自損行為の出動は639件(0.91%)であった。 また、令和3年中の搬送件数は、57,840件であり、うち自損行為の搬送人員は478件(0.83%)であった。</p>						
新型コロナウイルス感染症による取組への影響 (どういった状況の変化があったか)		変更や中止となった事業				
		新規や臨時的に実施した事業				
主要指標		目標		実績		
1	自殺企図に関連した救急搬送年間件数	478件		478件		
2	自殺企図に関連した救急搬送における応需不能件数	181件		181件		
目的・目標の達成に向けた課題						
今後の取組の改善の方向性						
所管課						
消防局 救急課						

令和3年度川崎市自殺対策総合推進計画取組项目实施状況報告書						
方針3 自殺防止のために支える		項目	自殺未遂者に対する支援			
取組番号	66	取組名称	自殺未遂者及びその家族への支援			
取組目的	自殺未遂の実態把握を行うとともに、自殺未遂者やその家族等に対する支援について、医療機関等の関係機関と連携体制を構築し、支援を行う。また、連携体制におけるコーディネート機能を担う人材の養成を進める。					
構成事務事業		予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性
1	自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業	22,858千円	14,396千円	20,252千円	あり	なし
2						
3						
取組実績 (取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)						
上記構成事務事業の中で、下記の取り組みを行っている。						
根拠法令等: 自殺対策基本法・自殺総合対策大綱・川崎市自殺対策の推進に関する条例						
<p>●川崎市中部地区自殺未遂者支援地域連携推進事業</p> <p>○事業目的 三次救急医療機関での治療を終え、自宅等へ帰宅した自殺未遂者等が、地域の身近な相談支援機関から一定期間支援を受けることで、ストレスコーピングの認識の向上、生活の安定とQOLの向上、再企図防止と再企図時の対処等を図ることを目指し、関係機関による情報共有や支援方針の検討や支援経過のモニタリングと評価を行うことを目的に実施。</p> <p>○事業内容 1 川崎市中部地区の三次救急医療機関に救急搬送された自殺未遂者等に対し、本人等の同意を得て、自殺対策連携推進員等による電話や面談を通じた情報収集及びアセスメント。 2 自殺対策連携推進員及び各区役所地域まもり支援センター等による本人等への再企図防止と再企図時の対処等を目的とした電話や面談による相談支援。 3 関係機関による「川崎市中部地区自殺未遂者支援地域連携推進会議」での自殺未遂者等への支援経過の確認と今後のフォローアップ支援の確認。</p> <p>●川崎市北部地区における自殺未遂者支援地域連携体制構築に向けた取組 川崎市北部地区における自殺未遂者支援地域連携体制構築に向け、川崎市北部地区の三次救急医療機関に搬送された自殺未遂者等の状況や支援ニーズを把握し、本市北部地区における自殺未遂者への地域支援の導入方法の検討や、本市北部地区で自殺未遂者を支援するための地域連携体制の構築を推進するための資料となるよう調査、分析を開始した。</p> <p>●自殺未遂者支援に関する研修の開催 医療、保健、福祉等機関従事者を対象とした「自殺予防セミナー」にて、希死念慮の受け止め方やリスク判断など、具体的な対応方法の講義の他、職種や各機関の主たる支援対象や支援内容の違いを活かした事例検討を行い、支援者個人のスキルアップとともに、自殺予防のための連携促進を図った。</p> <p>○開催概要 開催回数: 2回 参加人数: 73人(延べ人数)</p>						
新型コロナウイルス感染症による取組への影響 (どういった状況の変化があったか)		変更や中止となった事業				
		新規や臨時的に実施した事業				
感染症対策のため、川崎市中部地区自殺未遂者支援地域連携推進会議をオンラインで実施した。						
主要指標		目標		実績		
1	自殺未遂者支援事業に関連した関係機関との連携会議の開催回数	6回/年(20回/3年間)		7回		
2	自殺未遂者支援に関する研修開催回数	1回/年(3回/3年間)		2回		
目的・目標の達成に向けた課題						
川崎市中部地区におけるこれまでの取組を基盤にしなが、持続可能な形での事業展開の検討及び、川崎市南部及び北部地区への展開の検討。						
今後の取組の改善の方向性						
川崎市中部地区においては、これまでの事業で構築した医療機関等との連携体制を維持しながら、庁内のフォロー体制を見直しつつ、対象者を継続的に支援できる体制を整備し、事業に取り組み。また、川崎市中部地区での実践を1つの形とし、川崎市全域での事業展開に向け、南部及び北部の自殺未遂者の原因・動機等の背景や、特徴等の把握を継続できるよう医療機関をはじめとする関係機関との関係構築を進めるとともに、各相談支援機関等と把握した特徴を共有できる仕組みづくりと支援に携わる人材育成を進めていく。						
所管課						
健康福祉局 総合リハビリテーション推進センター 企画・連携推進課						

令和3年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書						
方針3 自殺防止のために支える		項目	自殺者及び自殺未遂者の親族等に対する支援			
取組番号	67	取組名称	自死遺族へのケアと情報提供			
取組目的	自死遺族同士の交流、わかちあいの場を開催または支援する。また、自死遺族支援リーフレットを作成し、配布する。					
構成事務事業		予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性
1	自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業	22,858千円	14,396千円	20,252千円	あり	なし
2						
3						
取組実績 (取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)						
根拠法令等：自殺対策基本法・自殺総合対策大綱・川崎市自殺対策の推進に関する条例 ●わかちあいの会「こもればの会」 ○事業概要 大切な人を自死で亡くされた方に、安心して体験を語れる場を提供する。自助グループ等の運営支援及び相談機関の情報提供等を行う。 ○開催回数及び参加者数 開催回数：6回(奇数月) 参加者数：延べ11人 ●自死遺族支援事業担当課連絡会議 自死遺族の集いを定期的に開催している神奈川県内および近隣自治体を加えた8自治体及び全国自死遺族総合支援センター、大和・生と死を考える会が出席。それぞれの活動状況や課題について意見交換を行った。 ○開催市及び実施日 オンライン開催で、令和3年12月13日に実施 ●自死遺族支援従事者を対象とした研修(自死遺族支援研修会)の開催 自死遺族支援従事者(主に自死遺族ほっとライン)を対象とした「自死遺族支援研修会」を主催した。研修では、川崎市の自殺の状況に関する講義の他、自死遺族の方からお話をいただいた。 ○開催概要 日時：令和4年2月26日 参加者数：20名						
新型コロナウイルス感染症による取組への影響 (どうい状況の変化があったか)		変更や中止となった事業				
新型コロナウイルス感染症による取組への影響だけではなく、その日の天候にもよるが、参加者数が昨年度に比べ、24人(5回実施)から11人に減少した。		新規や臨時的に実施した事業				
主要指標		目標		実績		
1	わかちあいの会の開催数	6回/年 (18回/3年間)		6回/年		
2	自死遺族支援に関する研修開催回数	目標1回/年 (3回/3年間)		1回		
目的・目標の達成に向けた課題						
運営については、特定非営利活動法人全国自死遺族総合支援センターの協力を得ながら実施。センターの担当者共通の認識を持ちながら、参加者が安心して語れる場の確保を継続していく必要がある。						
今後の取組の改善の方向性						
実施前にはセンター担当者や参加者の情報を共有し、当日の運営方法について検討。わかちあいとクールダウンの時間配分を状況に合わせて調整し、参加者が話しやすい場づくりを心掛ける。また体調が悪化される参加者へは、必要に応じて個別対応をしていく。 担当課連絡会議については、地域の独自性を保ちつつ共通した質を担保するために継続実施の予定。						
所管課						
健康福祉局 総合リハビリテーション推進センター こころの健康課						

令和3年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書						
方針3 自殺防止のために支える		項目	自殺者及び自殺未遂者の親族等に対する支援			
取組番号	68	取組名称	自死遺族電話相談「ほっとライン」の実施			
取組目的	自死遺族が安心して相談できる専用電話窓口を開設し、専門研修を受講した相談員が対応できる体制を整備する。					
構成事務事業		予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性
1	自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業	22,858千円	14,396千円	20,252千円	あり	なし
2						
3						
取組実績 (取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)						
根拠法令等：自殺対策基本法・自殺総合対策大綱・川崎市自殺対策の推進に関する条例 ●自死遺族電話相談「ほっとライン」 ○事業概要 自殺に対する社会的偏見が残る中、誰にも話せずに悲しみや無力感を抱えることによりうつ病等の重篤な状態に陥る場合もあるため、支援が必要である。 また、来所による相談には多くの時間を要するため支援が行き届かない場合も想定されることから、電話による相談事業を展開することで必要な情報を提供し、併せて遺族の孤立を防止することが必要であり、自殺により遺された人々が安心して話せる電話相談支援を行い、必要な情報提供も併せて実施した。 ○開設回数及び相談件数 月2回(第2・第4木曜日) 12:00~16:00 相談実績：26件 ●自死遺族支援従事者を対象とした研修(自死遺族支援研修会)の開催 自死遺族支援従事者(主に自死遺族ほっとライン)を対象とした「自死遺族支援研修会」を主催した。研修では、川崎市の自殺の状況に関する講義の他、自死遺族の方からお話をいただいた。 ○開催概要 日時：令和4年2月26日 参加者数：20名						
新型コロナウイルス感染症による取組への影響 (どうい状況の変化があったか)		変更や中止となった事業				
新型コロナウイルス感染症による取組への影響だけではなく、その日の天候にもよるが、参加者数が昨年度に比べ、24人(5回実施)から11人に減少した。		新規や臨時的に実施した事業				
主要指標		目標		実績		
1	電話相談年間件数			26回		
2	専門研修開催回数	1回/年 (1回/3年間)		1回		
目的・目標の達成に向けた課題						
相談件数に大きな変化はないが、引き続き、各種相談先パンフレットに掲載し、広報を進める。						
今後の取組の改善の方向性						
相談件数自体は多くないものの、相談を必要としている方やニーズはあり、専用回線の設置をすることで、相談者自身の安心感につながっている。また、継続的に周知を行うことで、自死遺族支援の必要性についての啓発にもつながっており、今後もこれまで同様に事業を継続していく。						
所管課						
健康福祉局 総合リハビリテーション推進センター 企画・連携推進課						

令和3年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書						
方針3 自殺防止のために支える		項目	自殺者及び自殺未遂者の親族等に対する支援			
取組番号	69	取組名称	児童相談所及び関係機関との連携による遺児支援			
取組目的	児童相談所における遺児に対するケアについて、関係機関と連携して支援を実施する。					
構成事業		予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性
1	児童相談所運営事業	609,973千円	141,341千円	519,364千円	なし	なし
2						
3						
取組実績 (取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)						
<p>●相談状況 各児童相談所において、児童福祉司、児童心理司、保健師等が、0歳から18歳未満までの子どもに関する悩みや困難に関して、保護者や子どもの相談を実施している。その中で遺児に関する相談も受けている。 令和3年度の遺児に関する相談は、24件であった。</p> <p>●連携の状況 遺児については、児童養護施設等に入所したり、里親に委託されることが多いため、施設職員や里親との連携が必須となる。施設入所や里親委託となった児童については、施設の指導員や心理士、里親と児童相談所の児童心理司が連携して児童の心理的ケアを行っている。</p>						
新型コロナウイルス感染症による取組への影響 (どういった状況の変化があったか)		<p>変更や中止となった事業</p> <p>新規や臨時的に実施した事業</p>				
主要指標		目標	実績			
1	児童相談所における遺児関連の年間相談件数		24			
2						
目的・目標の達成に向けた課題						
施設職員や里親と連携して遺児の心理的ケアを行っており、引き続き、各関係機関の専門性を活かしつつ、多職種で連携しながら支援をしていく。						
今後の取組の改善の方向性						
上記内容と兼ねる。						
所管課						
児童家庭支援・虐待対策室						

令和3年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書						
方針2 自殺防止のためにつなげる		項目	自殺者及び自殺未遂者の親族等に対する支援			
取組番号	70	取組名称	スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置(再掲)			
取組目的	保護者や子どもなどの不安や悩みが解消され、こころの健康が促進されるよう、相談支援や地域のサポート資源の情報提供、遺児支援等を実施する。					
構成事業		予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性
1	児童生徒支援・相談事業	600,080千円	42,122千円	560,639千円	無	無
2						
3						
取組実績 (取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)						
上記構成事業の一部で、スクールカウンセラー配置事業及びスクールソーシャルワーカー配置事業として、下記の取り組みを実施している。						
<p>●スクールカウンセラー配置の事業内容 ○市立中学にはスクールカウンセラーの各校1名配置継続。 高等学校には週1回程度、学校巡回カウンセラーを計画派遣していたが、12月よりスクールカウンセラーの配置を開始した。 市立小学校、特別支援学校は、要請に応じて学校巡回カウンセラーを派遣した。 ○児童生徒、保護者、教職員に対する相談 ○児童生徒に関するアセスメント(情報収集・見立て) ○教職員に対するコンサルテーション(専門的な指導・助言を含めた検討) ○心理に関する校内研修等の実施 ●相談件数 児童生徒・保護者・教職員の相談延べ人数:21,098人</p> <p>●スクールソーシャルワーカー配置の事業内容 区・教育担当のもとに配置したスクールソーシャルワーカーが、養育の課題や経済的な困難の課題などを抱える家庭の保護者や児童生徒に対して、学校との間に立ち調整をし、必要な情報提供を行い、地域のサポート資源を紹介するなどの支援を行う。 ○配置状況 川崎区が2名、その他の区は1名ずつの合計8名</p>						
新型コロナウイルス感染症による取組への影響 (どういった状況の変化があったか)		<p>変更や中止となった事業</p> <p>第4回SC・SSW合同連絡会議及び合同研修会(2/7)</p> <p>新規や臨時的に実施した事業</p>				
スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーとの合同会議が第4回目が中止となり、年3回の開催となった。						
主要指標		目標	実績			
1	学校巡回カウンセラー派遣回数及び年間相談人数		2231人 (254件)			
2	スクールソーシャルワーカー派遣回数 (カッコ内は年間相談人数)		2071回 (190人)			
目的・目標の達成に向けた課題						
スクールカウンセラー・学校巡回カウンセラーの配置・派遣について、今後も効果的な相談体制を維持する必要がある。スクールカウンセラーの活動内容を、各学校に認知していく必要がある。スクールカウンセラーの資質向上のための研修を充実させる必要がある。スクールソーシャルワーカーは、要請により訪問している学校が約6割である。学校の教育相談担当者等への活動の周知及び相談をしやすい環境整備が必要である。						
今後の取組の改善の方向性						
スクールカウンセラーは、各学校の管理職や教職員と連絡をこまめにとり、一人でも多くの児童生徒が、充実した学校生活を送れるように支援する。教職員の相談にも積極的に対応できるようにする。小中連携やスーパーバイザー等の配置のあり方については改善が必要である。スクールソーシャルワーカーは、要請による訪問に加えて、定期的な巡回による訪問を行い、学校の相談体制の充実を図る。また、各区の「要保護児童対策地域協議会実務者会議」をはじめ、福祉部局と情報共有をより密に行うなど、より一層の連携の強化を図る。						
所管課						
教育委員会事務局 総合教育センター・学校教育部指導課・教育政策室						

令和3年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書						
方針3 自殺防止のために支える		項目	自殺者及び自殺未遂者の親族等に対する支援			
取組番号	71	取組名称	身近に自死を経験した市職員等の支援			
取組目的	遺族、管理監督者、同僚向けにリーフレットの配布を行うとともに、自死が発生した場合に関係部署へのケアを行う。					
構成事務事業		予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性
1	※当該でのリーフレット等の作成はないため、構成事務事業はなし				なし	なし
2						
3						
取組実績 (取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)						
<p>●取組内容</p> <p>①ブルカワのライブラリ内にリーフレット及び手引きを掲載。 ・同僚向けのリーフレット「守りたい大切なのち」 ・管理監督者向けの手引き「川崎市管理監督者版 メンタルヘルスと自殺予防」 ②ポスター掲示及びリーフレットの配架</p>						
新型コロナウイルス感染症による取組への影響 (どういった状況の変化があったか)			変更や中止となった事業			
なし			なし			
			新規や臨時的に実施した事業			
			なし			
主要指標		目標		実績		
1	年間相談支援件数			相談者実数471件 新規333件 相談件数4,947件		
2						
目的・目標の達成に向けた課題						
令和3年度は自殺者数が0であり、配布はなかった(遺族向け、管理監督者向け、同僚向けのリーフレットの具体的な配布は職員並びに遺族との接点がない中で配布は難しく、職員が所属していた職場との連携が必要)。						
今後の取組の改善の方向性						
自死した職員の所属の管理監督者と早期に連携し、同僚職員のケアのための面談を定期的な時期に実施し、同僚職員へリーフレットを配布する。遺族については、管理監督者に当該が可能な支援を伝え、依頼があった場合はリーフレットを配布する。また、所属の管理監督者と早期に連携するために、人事担当である庶務課に当該における支援体制について普及啓発を行っていく必要がある。						
所管課						
総務企画局職員厚生課						

2 本報告書に対する川崎市自殺対策評価委員会からの意見

本報告書は、条例第11条第1項に基づき、計画の進捗状況及び目標の達成状況の評価及び市の自殺の概要についてとりまとめ、議会への提出及び、公表を目的に作成した。

本報告書を作成するにあたり、令和4年10月3日に開催した川崎市自殺対策評価委員会より、条例第11条第2項に基づいて、以下の意見が出された。

- (1) 各取組項目における新型コロナウイルス感染症の影響について、対象者層等の変化を捉えていることは重要である。今後は、相談件数の推移等を具体的な数値で示せるとよい。
- (2) 計画を取り巻く社会環境の変化として、ウクライナ情勢による円安や資源高騰等の社会経済的な影響が懸念される。これらの外的要因を踏まえて自殺対策を推進していく必要がある。

「川崎市自殺対策の推進に関する条例」抜粋

(自殺対策総合推進計画の策定等)

第9条 市長は、市の状況に応じた自殺対策を総合的に推進するための計画(以下「自殺対策総合推進計画」という)を定め、及びこれに基づき次に掲げる事項に関し必要な施策を講じるものとする。

～中略～

2 自殺対策総合推進計画においては、自殺に関する市の状況を勘案し、自殺対策に関する定量的な目標を定めるものとする。

～中略～

(評価及び報告書の作成等)

第11条 市長は、毎年度、自殺対策総合推進計画の進捗状況及び第9条第2項の目標の達成状況について評価を行い、その結果及び市における自殺の概要に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表するものとする。

2 市長は、前項の評価を行おうとするときは、川崎市自殺対策評価委員会の意見を聴くものとする。

資料

川崎市自殺対策の推進に関する条例

平成 25 年 12 月 24 日条例第 75 号

改正 平成 27 年 3 月 23 日条例第 17 号

人の命は、何ものにも代え難い。しかし、自ら命を絶つ人が川崎市でも跡を絶たない。

自殺に至る背景には、個人的な要因だけではなく、社会的な要因もあり、それらが複合的に重なっていることから、その対策も個々の自殺発生の危機への対応だけではなく、誰もが健康で生きがいをもって暮らすことのできる社会の構築まで一貫したものでなければならない。

そのため、川崎市においても、自殺を個人の問題としてのみではなく、社会全体で取り組む問題として捉えていく必要があり、市民一人ひとりが自殺を自らと決して無関係ではない問題として意識し、自殺対策に関心と理解を深めていくことが重要となっている。

ここに、川崎市は、自殺対策を推進して、自殺の防止及び自殺者の親族等に対する支援の充実を図るとともに、誰もが自殺に追い込まれない社会の実現に向けて、市民その他関係者と共に取り組んでいくため、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、自殺対策に関し、基本理念を定め、市の責務、市民の役割等を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めることにより、自殺の防止等に対する市民の意識の高揚を図りつつ、市の状況に応じた自殺対策を総合的に推進し、もって市民が互いに支え合い、健康で生きがいを持って暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 自殺対策は、次の基本理念にのっとり、その推進が図られなければならない。

- (1) 自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があり、その多くを防ぐことができる問題であることを踏まえて、社会的な取組とすること。
- (2) 自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即したものとすること。
- (3) 自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策とすること。
- (4) 市及び関係機関等(国、他の地方公共団体、医療機関、事業主、学校、自殺の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の自殺対策に関係する者をいう。以下同じ。)相互の密接な連携の下に行われるものとすること。

(市の責務)

第 3 条 市は、前条の基本理念にのっとり、関係機関等と連携しつつ、自殺に関する現状を把握し、市の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施するものとする。

2 市は、前項の規定による関係機関等との連携、現状の把握並びに施策の策定及び実施に当たっては、これらの行為が各区又は地域の実情に応じたものとなるよう配慮するものとする。

3 市は、一定期間に発生した自殺の原因、方法、件数等から判断して急を要すると認めるときは、速やかに必要な対応を行うものとする。

(事業主の責務)

第 4 条 事業主は、自殺対策において重要な役割を果たし得ることを認識し、自殺及びその背景にある心の健康の問題その他の問題に対する正しい理解を深めるよう努めるものとする。

2 事業主は、市及び他の関係機関等と連携して、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(保健医療サービス等を提供する者の責務)

第 5 条 保健医療サービス、福祉サービス等(以下「保健医療サービス等」という。)を提供する者は、自殺対策に直接関係すること又は寄与し得ることを認識し、自殺及びその背景にある心の健康の問題その他の問題に対する正しい理解を深めるよう努めるものとする。

2 保健医療サービス等を提供する者は、市及び他の関係機関等と連携して、保健医療サービス等の利用者に係る自殺の防止等に資するよう、適切な措置を講ずることに努めるものとする。

(学校等の責務)

第 6 条 学校その他これに類する教育機関(以下「学校等」という。)は、自殺対策において重要な役

割を果たし得ることを認識し、自殺及びその背景にある心の健康の問題、いじめその他の問題に対する正しい理解を深めるよう努めるものとする。

- 2 学校等は、市、他の関係機関等、児童、生徒等の保護者等と連携して、児童、生徒等が心身ともに健康な生活を営むことができるよう、前項の問題に関する支援その他の適切な措置を講ずることに努めるものとする。

(市民の役割)

第7条 市民は、自殺が自己に関係のある問題となり得ること及び自殺の防止等に資する行為を自らが行い得ることを認識し、自殺及びその背景にある問題に対する正しい理解を深めるとともに、それぞれが自殺対策に関し適切な役割を果たすよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第8条 市は、この条例の目的を達成するため、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(自殺対策総合推進計画の策定等)

第9条 市長は、市の状況に応じた自殺対策を総合的に推進するための計画(以下「自殺対策総合推進計画」という。)を定め、及びこれに基づき次に掲げる事項に関し必要な施策を講ずるものとする。

- (1) 自殺の防止等に関する調査研究の推進並びに情報の収集、整理、分析及び提供
 - (2) 自殺の防止等に関する市民の理解の増進
 - (3) 自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上
 - (4) 職域、学校、地域等における市民の心の健康の保持に係る体制の整備
 - (5) 自殺の防止に向けた早期かつ適切な医療を提供するための体制の整備
 - (6) 自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対処を行う体制の整備及び充実
 - (7) 自殺未遂者に対する支援
 - (8) 自殺者及び自殺未遂者の親族等に対する支援
 - (9) 民間団体の行う自殺の防止等に関する活動に対する支援
- 2 自殺対策総合推進計画においては、自殺に関する市の状況を勘案し、自殺対策に関する定量的な目標を定めるものとする。

(留意事項)

第10条 市長は、自殺対策総合推進計画の策定及びこれに基づく施策の実施に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 各区又は地域の実情に配慮すること。
- (2) 次に掲げる役割を業務の性質上担うことが可能であると認められる職業の団体に対し、心の健康又は自殺の防止に関する知識の普及に資する情報提供その他の必要な支援が行われるようにすること。
 - ア 自殺及び自殺に関連する事象に関する正しい知識を普及する役割
 - イ 自殺の兆候に気付いて、当該兆候を示した者に話しかけ、又は話を聞き、必要に応じて専門的な機関、団体等から相談、助言等が受けられるよう支援し、又は当該兆候を示した者を見守る役割
- (3) 市民がそれぞれ自己の親族、知人その他の関係者の異変に気付いた場合に、前号イに掲げる役割を担って適切に行動することができるよう、必要とされる基礎的な知識の普及が図られるようにすること。

(評価及び報告書の作成等)

第11条 市長は、毎年度、自殺対策総合推進計画の進捗状況及び第9条第2項の目標の達成状況について評価を行い、その結果及び市における自殺の概要に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表するものとする。

- 2 市長は、前項の評価を行おうとするときは、川崎市自殺対策評価委員会の意見を聴くものとする。

(自殺対策評価委員会)

第12条 前条第2項に定めるもののほか、自殺対策に係る重要事項について調査審議するため、川崎市自殺対策評価委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会は、委員5人以内をもって組織する。
- 3 委員は、学識経験者、医師及び市職員のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- 4 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。
(連携のための仕組みの整備)

第13条 市長は、自殺対策を総合的かつ円滑に推進することができるよう、市及び関係機関等が相互に密接な連携を図るための仕組みを整備することに努めるものとする。

附則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

川崎市自殺対策総合推進計画・地域連携会議運営要綱

(趣旨)

第1条 川崎市自殺対策の推進に関する条例(平成25年条例第75号)に基づき、自殺対策に係る関係機関の密接な連携と協力により、本市における自殺総合対策を円滑に進めるため、川崎市自殺対策総合推進計画・地域連携会議(以下「会議」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 会議は次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 自殺対策に係る総合推進計画に関すること。
- (2) 自殺対策に係る関係機関等の情報交換に関すること。
- (3) 自殺対策に関する連絡調整に関すること。
- (4) 自殺対策事業に関する調査、研究及び情報収集に関すること。
- (5) その他自殺対策の推進に必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 第1条の趣旨に則り、神奈川県下における4県市による「かながわ自殺対策会議」及び行政による「川崎市自殺対策総合推進計画・庁内連携会議」との連携を図る。

2 会議は、原則として、別表に掲げる学識経験者、機関及び団体において選出した者(以下「委員」という。)で構成するものとする。

(会議)

第4条 会議は、精神保健課長が招集する。

2 会議には、必要に応じて、委員以外の関係者を出席させることができる。

(部会)

第5条 第2条に定める事項の調査及び検討を行うため、会議は必要に応じて部会を設けることができる。

2 部会は、部会に係る事項に関連する委員及び委員以外の者(以下「部会員」という。)をもって構成する。

3 部会の会議については、前条の規定を準用する。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、健康福祉局障害保健福祉部精神保健課及び総合リハビリテーション推進センター企画・連携推進課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会議(部会に関する事項にあっては、部会)で定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

学識経験者	精神保健福祉関係
司法関係	神奈川県弁護士会
	神奈川県司法書士会
医療関係	川崎市医師会
経済・労働関係	川崎商工会議所
	日本労働組合総連合会神奈川県連合会
	地域産業保健センター
福祉・教育等 関係	川崎市社会福祉協議会
	川崎市私立中学高等学校長協会
	川崎市立中学校長会
民間団体	川崎いのちの電話
	全国自死遺族総合支援センター
警察関係	神奈川県警察本部
行政	川崎市健康福祉局障害保健福祉部
	川崎市健康福祉局総合リハビリテーション推進センター
	川崎市教育委員会事務局学校教育部
	川崎市区役所地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)

川崎市自殺対策総合推進計画・庁内連携会議設置要綱

(目的)

第1条 自殺対策に係る庁内の関係課等の密接な連携と協力により、本市における自殺総合対策を円滑に進めるため、川崎市自殺対策総合推進計画・庁内連携会議(以下「庁内連携会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 庁内連携会議は、前条の目的を達成するため、次の事項について協議、検討する。

- (1) 自殺対策を推進するために必要な計画及び施策の策定に関すること。
- (2) 自殺対策に関する情報交換及び調査、分析に関すること。
- (3) 庁内の関係課等が実施し、又は実施しようとする自殺対策に係る調整又は連携に関すること。
- (4) 庁内の関係課等による自殺対策の共同実施に関すること。
- (5) その他自殺総合対策の推進に関し、必要な事項

(組織及び構成)

第3条 庁内連携会議は議長及び委員をもって構成する。

- 2 議長は、健康福祉局を所管する副市長とする。
- 3 委員の構成は、別表1のとおりとする。
- 4 議長に事故があるとき、又は欠けたときは、予め議長が指定する者がその職務を代理する。

(会議)

第4条 庁内連携会議は、議長が招集する。

- 2 委員は、代理人を出席させることができる。
- 3 庁内連携会議には、必要に応じて、関係者を出席させることができる。

(幹事会)

第5条 庁内連携会議の所管事務を円滑に行うため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、座長及び幹事をもって組織する。
- 3 座長は、健康福祉局障害保健福祉部長とする。
- 4 幹事の構成は別表2のとおりとする。なお、各区役所においては幹事2名のうち、単年度ごとに1名を代表幹事とすることができる。
- 5 座長に事故があるとき、又は欠けたときは、予め座長が指定する者がその職務を代理する。
- 6 幹事会の会議については、前条の規定を準用する。この場合において、「議長」とあるのは「座長」、「委員」とあるのは「幹事」と読み替えるものとする。

(専門部会)

第6条 第2条に定める事項の調査及び検討を行うため、会議に専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、調査の必要な事項に応じて置くものとし、部会長及び部会員をもって組織する。
- 3 部会長は、議長が指名した者をもって充てる。
- 4 部会員は、部会長の指名した者をもって充てる。
- 5 専門部会の会議については、第4条の規定を準用する。この場合において、「議長」とあるのは「部会長」、「委員」とあるのは「部会員」と読み替えるものとする。

(庶務)

第7条 庁内連携会議、幹事会及び専門部会の庶務は、健康福祉局障害保健福祉部精神保健課及び総合リハビリテーション推進センター企画・連携推進課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、庁内連携会議の運営に関し必要な事項は議長が定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(関係要綱の廃止)

2 川崎市自殺総合対策庁内連絡会議設置要綱(平成 19 年 10 月 31 日施行)は、廃止する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 (庁内連携会議)

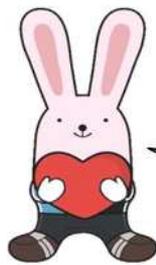
1	総務企画局	総務企画局長
2	財政局	財政局長
3	市民文化局	市民文化局長
4	経済労働局	経済労働局長
5	環境局	環境局長
6	こども未来局	こども未来局長
7	まちづくり局	まちづくり局長
8	建設緑政局	建設緑政局長
9	港湾局	港湾局長
10	臨海部国際戦略本部	臨海部国際戦略室本部長
11	危機管理本部	危機管理監
12	会計室	会計管理者
13	川崎区役所	川崎区長
14	幸区役所	幸区長
15	中原区役所	中原区長
16	高津区役所	高津区長
17	宮前区役所	宮前区長
18	多摩区役所	多摩区長
19	麻生区役所	麻生区長
20	上下水道局	上下水道事業管理者
21	交通局	交通局長
22	病院局	病院局長
23	消防局	消防局長
24	市民オンブズマン事務局	市民オンブズマン事務局長
25	教育委員会事務局	教育次長
26	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局長
27	監査事務局	監査事務局長
28	人事委員会事務局	人事委員会事務局長
29	議会局	議会局長
30	健康福祉局	健康福祉局長

別表2（幹事会）

1	総務企画局	行政改革マネジメント推進室担当課長
2	総務企画局	都市政策部企画調整課長
3	財政局	財政部財政課長
4	市民文化局	市民生活部企画課長
5	経済労働局	産業政策部庶務課長
6	環境局	総務部庶務課長
7	こども未来局	総務部企画課長
8	まちづくり局	総務部庶務課長
9	建設緑政局	総務部企画課長
10	港湾局	港湾振興部庶務課長
11	臨海部国際戦略本部	臨海部事業推進部担当課長
12	危機管理本部	危機管理部企画担当課長
13	会計室	審査課長
14	川崎区役所	地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)高齢・障害課長
15	川崎区役所	地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)地域支援課長
16	幸区役所	地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)高齢・障害課長
17	幸区役所	地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)地域支援課長
18	中原区役所	地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)高齢・障害課長
19	中原区役所	地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)地域支援課長
20	高津区役所	地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)高齢・障害課長
21	高津区役所	地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)地域支援課長
22	宮前区役所	地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)高齢・障害課長
23	宮前区役所	地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)地域支援課長
24	多摩区役所	地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)高齢・障害課長
25	多摩区役所	地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)地域支援課長
26	麻生区役所	地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)高齢・障害課長
27	麻生区役所	地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)地域支援課長
28	上下水道局	総務部庶務課長
29	交通局	企画管理部庶務課長
30	病院局	経営企画室経営企画担当課長
31	消防局	警防部救急課長
32	市民オンブズマン事務局	市民オンブズマン事務局担当課長
33	教育委員会事務局	教育政策室担当課長
34	選挙管理委員会事務局	選挙部選挙課長
35	監査事務局	監査事務局行政監査課長
36	人事委員会事務局	人事委員会事務局調査課長
37	議会局	総務部庶務課長
38	健康福祉局	総務部企画課長

川崎市自殺対策評価委員会 委員名簿

分野	機関・団体名	職名	氏名
学識経験者・ 医師	筑波大学	医学部医療系 教授	太刀川 弘和
	龍谷大学	政策学部 教授	南島 和久
	日本社会事業大学	社会福祉学部 准教授	贅川 信幸
	東京慈恵会医科大学	環境保健医学講座 准教授	山内 貴史
市職員	川崎市健康福祉局	医務監	坂元 昇



川崎市自殺対策推進キャラクター
「うさっぴー」です

川崎市自殺対策の推進に関する報告書

(令和3年度版)

川崎市健康福祉局障害保健福祉部精神保健課
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
電話：044-200-3608
FAX：044-200-3932
E-mail：40seisin@city.kawasaki.jp